

令和7年度第1回

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会次第

日 時 令和7年5月9日（金）9時30分～

場 所 鳥取労働局 4階大会議室

1 開 会

2 議 事

- （1）部会長・部会長代理の選出について
- （2）鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正諮問について
- （3）鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の審議・行程について
- （4）資料の説明について
- （5）鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査結果について
- （6）鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集について
- （7）鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について
- （8）その他

3 閉 会

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	鳥取地方労働審議会鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員名簿	1
2	最低工賃の決定、改正、廃止の手続き及び審議の工程表	3
3	地方労働審議会令	5
4	鳥取地方労働審議会運営規程	7
5	家内労働法	11
6	鳥取県男子服・婦人服製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）（写）	17
7	鳥取県の最低工賃	19
8	鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成27年 5 月21日発効）	21
9	鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃改正年別一覧表	23
10	鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（標準作業時間・1 時間換算額）	25
11	鳥取県内の業種別委託者数及び家内労働者数の推移	27
12	鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃適用委託者数、家内労働者数の推移	29
13	年度別最低賃金及び男子服・婦人服製造業最低工賃の改正一覧表	31
14	全国の男子服・婦人服関係最低工賃改正状況	33
15	男子服・婦人服の品目工程別全国（中四国）平均額等一覧表	35
16	男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表	37
17	男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表（標準作業時間含む）	63
18	令和 6 年度 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査報告書	73
19	鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集	81
20	令和 7 年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表	91

別添資料

○最近の経済指標（日本銀行松江支店、鳥取県、財務省中国財務局鳥取財務事務所）

○家内労働のしおり（令和 6 年度版）

鳥取地方労働審議会

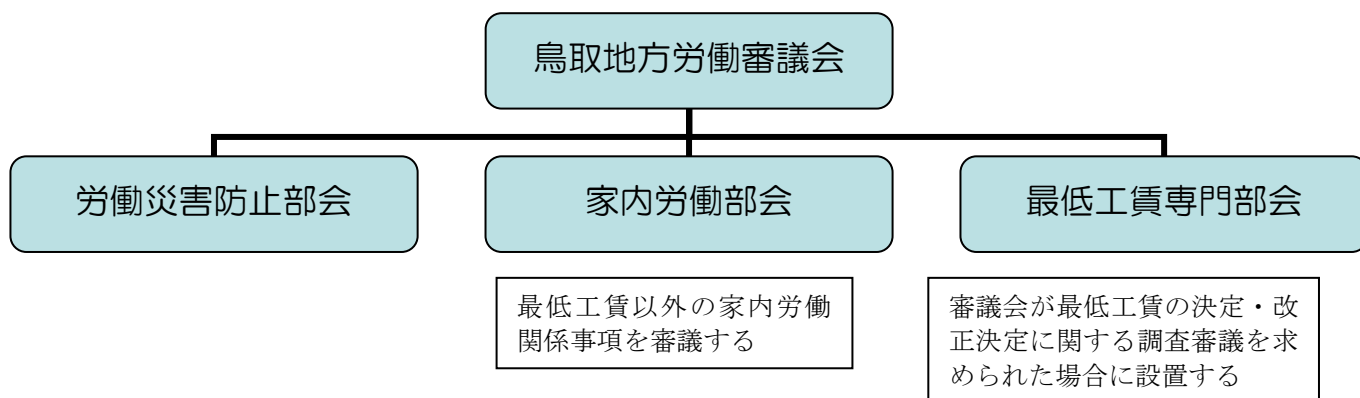
鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員名簿

鳥取労働局

令和7年3月7日

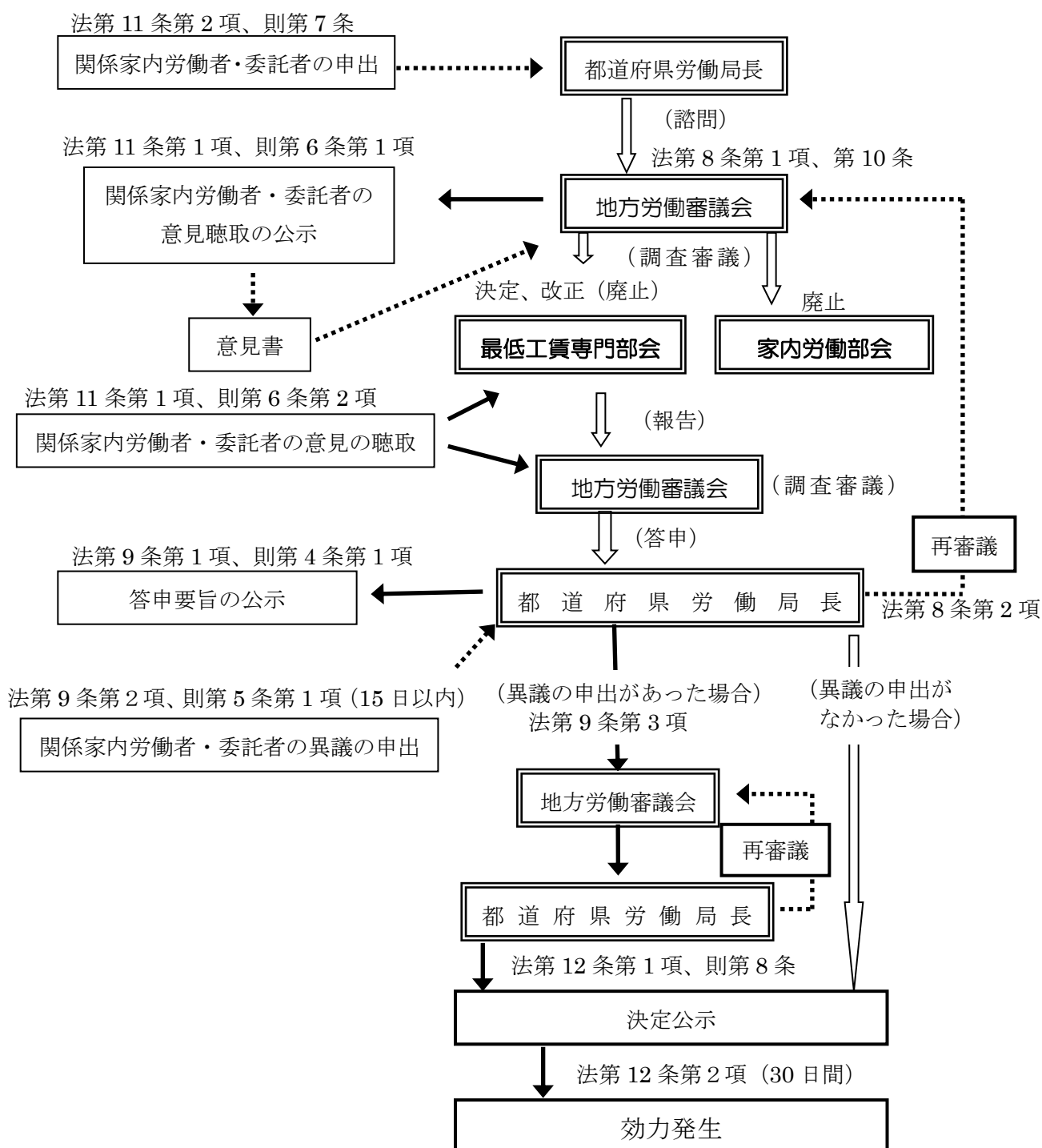
区分	委員又は臨時委員の別	氏名	現職
公益代表	臨時委員	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授
	臨時委員	道前 緑	鳥取短期大学生活学科教授
	委員	中野 聡	中野社会保険労務士事務所特定社会保険労務士
家内労働者代表	臨時委員	河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長
	委員	北畑 仁史	U Aゼンセン鳥取県支部支部長
	臨時委員	瀬村 由美子	家内労働者
委託者代表	臨時委員	田中 秀明	(株)丸由店長
	委員	西村 知巳	(一社)鳥取県経営者協会専務理事
	臨時委員	吉岡 きよ乃	グッドヒル(株)総務部長

最低工賃の決定、改正、廃止の手續

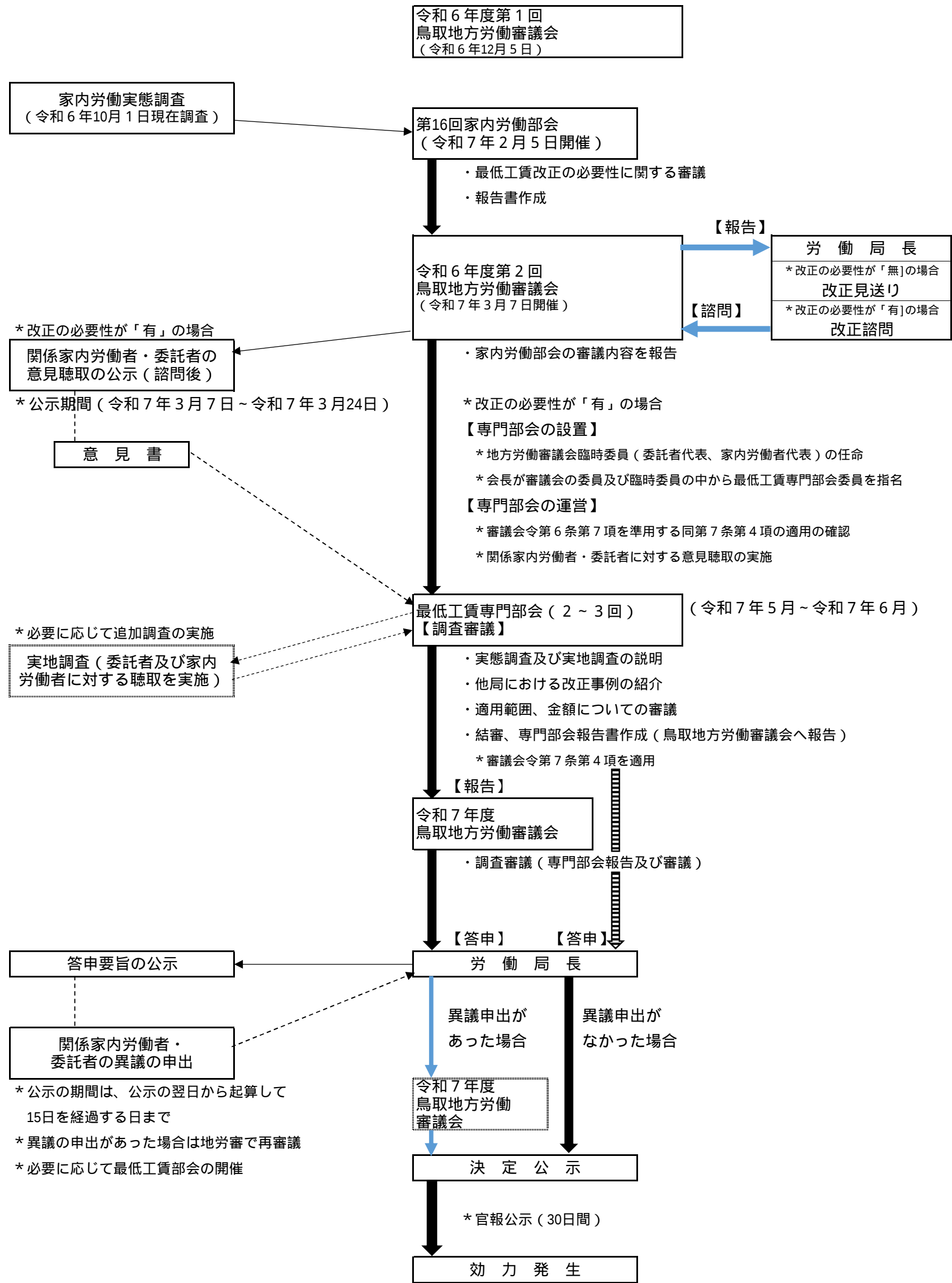


最低工賃の設定までのプロセス

(法：家内労働法、則：家内労働法施行規則)



鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の審議について【工程表】



○地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日)

(政令第三百二十号)

地方労働審議会令をここに公布する。

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(平二九政一八五・一部改正)

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平二九政一八五・一部改正)

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(平二九政一八五・一部改正)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二九年七月七日政令第一八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

鳥取地方労働審議会運営規程

第1条 鳥取地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）（以下「組織令」という。）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、鳥取労働局長（以下「労働局長」という。）の請求があったとき、会長が必要であると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報
の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不
当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の
中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とす
ることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することによ
り、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権
利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは
意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録
及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書
又は議決書とその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関
に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第8条 審議会は、審議会令第6条に基づき、次の部会を置く。

一 労働災害防止部会

二 家内労働部会

2 前項第一号の部会は委員9名で組織する。

3 第1項第二号の部会は委員及び臨時委員の9名で組織する。

4 第1項の部会は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表
する者各同数で構成する。

第9条 審議会令第7条の最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」とい
う。）の組織は、前条第3項及び第4項を準用する。

第10条 第2条から第6条までの規定は、第8条に規定する部会（以下「部会」
という。）及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会
長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と
読み替えるものとする。

第 1 1 条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを議決したときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取扱を会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第 1 2 条 部会長は、部会又は最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、会長に報告しなければならない。

第 1 3 条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第 4 条第 4 項及び第 5 項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときは解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第 1 5 条 審議会の庶務は、鳥取労働局総務部総務課において処理する。

2 労働災害防止部会の庶務は、鳥取労働局労働基準部監督課において処理する。

3 家内労働部会及び最低工賃専門部会の庶務は、鳥取労働局労働基準部賃金室において処理する。

第 1 6 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 1 1 月 2 6 日から施行する。

附 則

(改正)

この規程は、平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日から施行する。

附 則

(改正)

この規程は、令和 3 年 1 2 月 6 日から施行する。

○家内労働法（昭和45年5月16日法律第60号）

目 次

- 第一章 総則（第1条・第2条）
- 第二章 委託（第3条―第5条）
- 第三章 工賃及び最低工賃（第6条―第16条）
- 第四章 安全及び衛生（第17条・第18条）
- 第五章 家内労働に関する審議機関（第19条―第24条）
- 第六章 雑則（第25条―第32条）
- 第七章 罰則（第33条―第36条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

- 第1条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。
- 2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（定義）

- 第2条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。
 - 二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。
- 2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
- 3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。
- 4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。
- 5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 第1項第1号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの
 - 二 第1項第2号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額
- 6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

第二章 委託

（家内労働手帳）

- 第3条 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。
- 2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（就業時間）

- 第4条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に

従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

- 2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(委託の打ち切りの予告)

- 第5条 6月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならない。

第三章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

- 第6条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

- 2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から1月以内に支払わなければならない。

(工賃の支払場所等)

- 第7条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

(最低工賃)

- 第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

- 第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第1項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間は、前条第1項の規定による決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による決定をする場合において、第2項の規定による申出があつたときは、第3項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。

- 6 前条第2項の規定は、第3項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

- 第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

- 第11条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第13条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第14条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

（最低工賃に関する職権等）

第15条 第8条第1項及び第10条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第8条第2項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（工賃及び最低工賃に関する規定の効力）

第16条 第6条又は第14条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第四章 安全及び衛生

（安全及び衛生に関する措置）

第17条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

（安全及び衛生に関する行政措置）

第18条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第1項又は第2項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第五章 家内労働に関する審議機関

第19条及び第20条 削除

(専門部会等)

第21条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第22条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第23条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第24条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(援助)

第25条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第26条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第27条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かなければならない。

(報告等)

第28条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第29条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第30条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを収去することができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

(申告)

第32条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

第七章 罰則

第33条 第18条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、6月以下の懲役

又は5千円以下の罰金に処する。

第34条 第14条の規定に違反した者は、1万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号の一に該当する者は、5千円以下の罰金に処する。

- 一 第3条第1項、第6条又は第17条の規定に違反した者
- 二 第3条第2項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者
- 三 第18条の規定による命令（委託をすることを禁止する命令を除く。）又は第32条第3項の規定による命令に違反した者
- 四 第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第27条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者
- 六 第28条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
- 七 第30条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 （抄）

（施行期日）

第1条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。〔昭和45年5月政令149号により、第五章の規定及び附則第6条の規定（労働省設置法（昭和24年法律第162号）第4条第32号の4の改正規定、同法第13条第1項の表中央最低賃金審議会の項の改正規定及び同法第16条第1項の表の改正規定を除く。）は、昭和45・6・1から、その他の規定は、昭和45・10・1から施行〕

（工賃の支払に関する経過措置）

第2条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者に委託をする委託者のうち、第6条の規定による工賃の支払をすることが著しく困難であると認められる者であつて厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を代表する者から申請があつた場合には、審議会の意見を聴いて、当該申請に係る委託者につき、当分の間、工賃の支払に関し守るべき事項について、別段の定めをすることができる。この場合においては、当該委託者は、同条の規定にかかわらず、当該別段の定めにより工賃を支払うことができる。

2 第15条第1項の規定は、前項に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権について準用する。

3 第1項の申請があつた場合における当該申請に係る委託者については、次に掲げる日までの間は、第6条の規定は、適用しない。

- 一 当該申請に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が第1項の別段の定めをした日
- 二 当該申請について、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が第1項の別段の定めをしない旨を決定した日

第3条 前条第一項の別段の定めに係る委託者に関する第16条の規定の適用については、同条中「第6条」とあるのは「附則第2条第1項の別段の定め」と、「これらの規定」とあるのは「当該別段の定め又は同条の規定」とする。



鳥労発基 0307 第 1 号
令和 7 年 3 月 7 日

鳥取地方労働審議会
会長 多田 憲一郎 殿

鳥取労働局長
平川 雅浩 印

鳥取県男子服・婦人服製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法（昭和 4 5 年法律第 6 0 号）第 1 0 条の規定に基づき、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成 2 7 年鳥取労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

鳥取県の最低工賃

鳥 取 労 働 局

この最低工賃は、鳥取県内で行う家内労働に適用され、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃【平成27年5月21日発効】

(1)男子既製洋服のまよめの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程に応じ、右欄に掲げる金額。
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工 程	金 額
背 広 上 衣	そで付け裏まつり	1枚につき 115円
	そで口裏まつり	1枚(28センチメートル×2)につき 58円
	見返し7ミリメートル星入れ	75センチメートルにつき 51円
	パンツまつり	1か所(6センチメートル)につき 11円
	背すそまつり	1枚につき 36円
	そであきまつり	1枚につき 15円
	えり折り返し裏まつり	1枚につき 15円
	背裏鎖止め	1か所につき 15円
	肩裏まつり	1枚につき 36円
	そで裏星入れ	1枚につき 29円
	パンツ止め	1か所につき 4円
	カード付け	カード1枚につき 8円
	糸くず取り	1枚につき 58円
	小また	後身内また上部について行うもの 1本につき 15円
ズボン	千鳥掛け	わたり部について行うもの 1本につき 22円
	ボタン付け	1個につき 8円
	腰裏後端まつり	1本につき 8円
	糸くず取り	1本につき 22円

男子既製洋服については、背広上衣の「見返し奥星入れ」、「小ボタンのボタン付け」、「前裏すそまつり」、「背わきまつり」及び「ネーム付け」の5工程が廃止、残り18工程の金額が平成27年5月21日に改正されました。

(2)婦人既製洋服のまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工 程	規 格	金 額
ワ ン ビ ー ス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 15円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
	かざりホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 20円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき 10円
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円
	肩パット付け	部分止め	1組につき 25円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 33円
	糸くず取り		1枚につき 15円
スカー ト	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 15円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
	かざりホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 21円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき 7円
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円
	糸くず取り		1枚につき 15円
ブ ラ ウ ス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
	糸くず取り		1枚につき 14円

婦人既製洋服については、ワンピースの「すそまつり」、「ブリーツしつけ」及び「カフス付け」、スカートの「すそまつり」及び「ブリーツしつけ」、ブラウスの「ボタン付け」の6工程の金額が平成27年5月21日に改正されました。

鳥取県和服裁縫業最低工賃【令和6年8月30日発効】

仕立ての業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額。

品 目	生 地	規 格	金 額
		仕 立 て 方	
振りそで	絹	あわせ	26,400円
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	29,800円
訪問着	絹	あわせ	21,500円
付け下げ	絹	あわせ	18,400円
長着	絹	あわせ	16,500円
	ウール	ひとえ	9,900円
羽織	絹	あわせ	11,900円
7分コート又は兩コート	絹	あわせ又はひとえ	15,100円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	9,400円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円
		9寸しん入り	5,300円
袋帯	絹	しん入り	5,000円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円

和服裁縫業については、全品目の金額が令和6年8月30日に改正されました。

- * 最低工賃に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
- * 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託業務内容、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日、受領した物品の数量、支払った工賃総額などをその都度記入しなければなりません。
- * 工賃は、現金で全額を1か月以内に支払わなければなりません。

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

平成 27 年 5 月 21 日発効

家内労働法第 14 条に基づき、委託者は最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、定められた最低工賃以上の金額を支払わなければなりません。

1 適用する家内労働者及び委託者の範囲

鳥取県内で、男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

(1) 男子既製洋服のまとめの業務

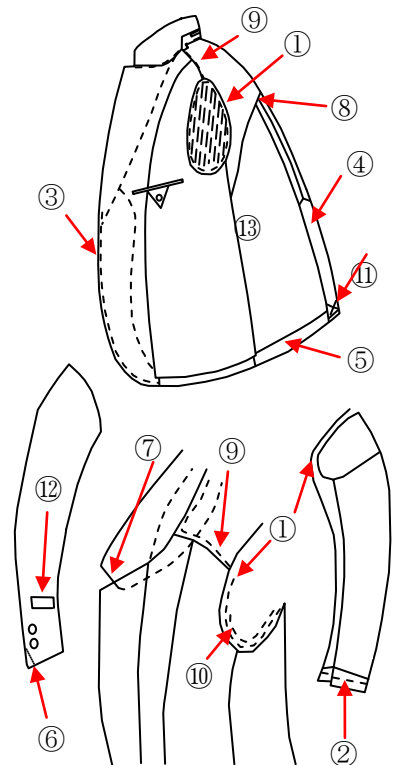
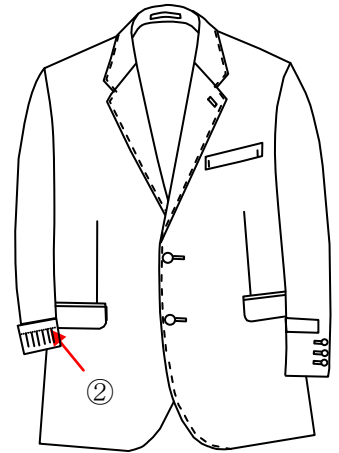
次の表の品目欄、工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1 センチメートル単位で換算した金額とし、1 センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

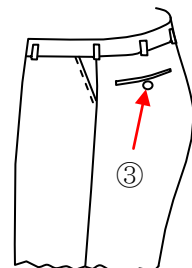
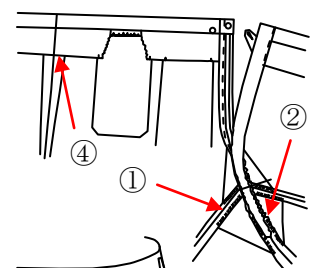
品目	工程	金額	図番号
男子既製洋服 背広上衣	そで付け裏まつり	1 枚につき 115 円	①
	そで口裏まつり	1 枚 (28 センチメートル×2) につき 58 円	②
	見返し 7 ミリメートル星入れ	75 センチメートルにつき 51 円	③
	ベントまつり	1 か所 (6 センチメートル) につき 11 円	④
	背すそまつり	1 枚につき 36 円	⑤
	そであきまつり	1 枚につき 15 円	⑥
	えり折り返し裏まつり	1 枚につき 15 円	⑦
	背裏鎖止め	1 か所につき 15 円	⑧
	肩裏まつり	1 枚につき 36 円	⑨
	そで裏星入れ	1 枚につき 29 円	⑩
	ベント止め	1 か所につき 4 円	⑪
	カード付け	カード 1 枚につき 8 円	⑫
	糸くず取り	1 枚につき 58 円	
ズボン	小また千鳥掛け 後身内また上部について行うもの	1 本につき 15 円	①
	わたり部について行うもの	1 本につき 22 円	②
	ボタン付け	1 個につき 8 円	③
	腰裏後端まつり	1 本につき 8 円	④
	糸くず取り	1 本につき 22 円	

※ 男子既製洋服については、背広上衣の「見返し奥星入れ」、「小ボタンのボタン付け」、「前裏すそまつり」、「背わきまつり」及び「ネーム付け」の 5 工程が廃止、残り 18 工程の金額が平成 27 年 5 月 21 日に改正されました。

背広上衣



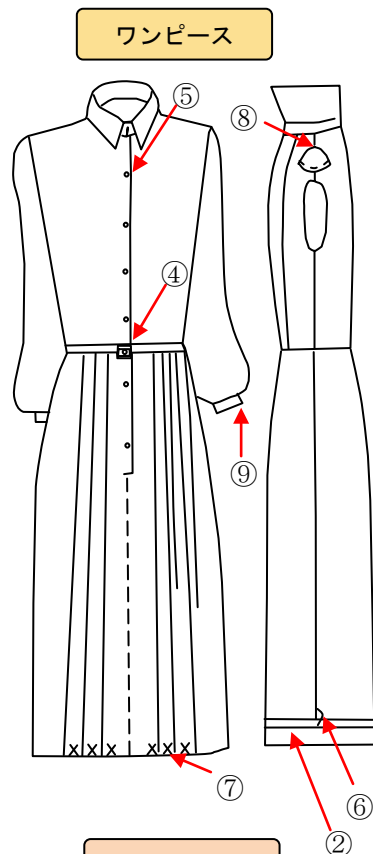
ズボン



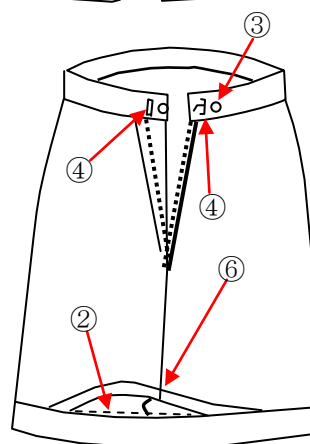
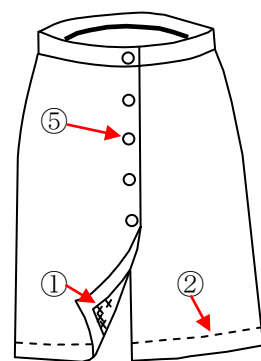
(2) 婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル
ル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるも
のとする。

品 目	工 程	規 格	金 額		図 番 号
ワンピース	千鳥掛け	針目が 3 センチメートル間隔に 5 針以上	1 か所につき	1 0 円	①
	すそまつり	針目が 3 センチメートル間隔に 4 針以上	20 センチメートルにつき	1 5 円	②
	スナップ付け	1 センチメートル型	1 組につき	1 8 円	③
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1 組につき	2 0 円	④
	ボタン付け	18 ミリメートル以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき	7 円	⑤
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ 5 センチメートル(ベルト通しループを除く)	1 か所につき	1 0 円	⑥
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1 か所につき	5 円	⑦
	肩パット付け	部分止め	1 組につき	2 5 円	⑧
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 枚につき	3 3 円	⑨
	糸くず取り		1 枚につき	1 5 円	
スカート	千鳥掛け	針目が 3 センチメートル間隔に 5 針以上	1 か所につき	1 0 円	①
	すそまつり	針目が 3 センチメートル間隔に 4 針以上	20 センチメートルにつき	1 5 円	②
	スナップ付け	1 センチメートル型	1 組につき	1 8 円	③
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1 組につき	2 1 円	④
	ボタン付け	18 ミリメートル以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき	7 円	⑤
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ 5 センチメートル(ベルト通しループを除く)	1 か所につき	7 円	⑥
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1 か所につき	5 円	
	糸くず取り		1 枚につき	1 5 円	
ブラウス	千鳥掛け	針目が 3 センチメートル間隔に 5 針以上	1 か所につき	1 0 円	
	ボタン付け	18 ミリメートル以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき	7 円	
	糸くず取り		1 枚につき	1 4 円	



スカート



※ 婦人既製洋服については、ワンピースの「すそまつり」、「プリーツしつけ」及び「カフス付け」、スカートの「すそまつり」及び「プリーツしつけ」、ブラウスの「ボタン付け」の 6 工程の金額が平成 27 年 5 月 21 日に改正されました。

最低工賃に関する詳細は、次のところへお尋ねください。

○鳥取労働局労働基準部貸金室 電話 0857 - 29 - 1705 ○鳥取労働基準監督署 電話 0857 - 24 - 3211
○米子労働基準監督署 電話 0859 - 34 - 2231 ○倉吉労働基準監督署 電話 0858 - 22 - 6274

厚生労働省のホームページに、「[家内労働法の概要](http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/oshirase/001.html)」等が掲載されていますので、参考にしてください。
(http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/oshirase/001.html)

男子服・婦人服製造業最低工賃改正年別一覧表（男子服）

業務	工程	単位	H11.5.21発効(第10回改正)			H13.5.21発効(第11回改正)			H15.5.21発効(第12回改正)		
			標準 作業時間	最低 工賃額	引上げ率	標準 作業時間	最低 工賃額	引上げ率	標準 作業時間	最低 工賃額	引上げ率
背広上衣のまとめの業務	そで付け裏まつり	1枚につき	16:00	112.00	3.70	16:00	113.76	1.57	16:00	114.56	0.70
	そで口裏まつり	1枚(28cm×2)につき	8:00	56.00	3.70	8:00	56.88	1.57	8:00	57.28	0.70
	見返し奥星入れ	140cmにつき	13:00	91.00	3.70	13:00	92.43	1.57	13:00	93.08	0.70
	見返し7mm星入れ	75cmにつき	7:00	49.00	3.70	7:00	49.77	1.57	7:00	50.12	0.70
	ベンツまつり	1ヶ所(6cm)につき	1:30	10.50	3.65	1:30	10.67	1.62	1:30	10.74	0.66
	背すそまつり	1枚につき	5:00	35.00	3.70	5:00	35.55	1.57	5:00	35.80	0.70
	中ボタンのボタン付け	1個につき	2:00	14.00	3.70	2:00	14.22	1.57	2:00	14.32	0.70
	小ボタンのボタン付け	1個につき	1:00	7.00	3.70	1:00	7.11	1.57	1:00	7.16	0.70
	そであきまつり	1枚につき	2:00	14.00	3.70	2:00	14.22	1.57	2:00	14.32	0.70
	襟折り返し裏まつり	1枚につき	2:00	14.00	3.70	2:00	14.22	1.57	2:00	14.32	0.70
	前裏すそまつり	1枚(28cm×2)につき	10:00	70.00	3.70	10:00	71.10	1.57	10:00	71.60	0.70
	背裏鎖止め	1ヶ所につき	2:00	14.00	3.70	2:00	14.22	1.57	2:00	14.32	0.70
	肩裏まつり	1枚につき	5:00	35.00	3.70	5:00	35.55	1.57	5:00	35.80	0.70
	背わきまつり	1枚につき	2:00	14.00	3.70	2:00	14.22	1.57	2:00	14.32	0.70
	そで裏星入れ	1枚につき	4:00	28.00	3.70	4:00	28.44	1.57	4:00	28.64	0.70
	ベンツ止め	1ヶ所につき	0:30	3.50	3.55	0:30	3.56	1.71	0:30	3.58	0.56
	カード付け	カード1枚につき	0:30	3.50	3.55	0:30	3.56	1.71	0:30	3.58	0.56
	ネーム付け	ネーム1枚につき	1:00	7.00	3.70	1:00	7.11	1.57	1:00	7.16	0.70
	ズボンのまとめの業務	糸くず取り	1枚につき	8:00	56.00	3.70	8:00	56.88	1.57	8:00	57.28
腰裏奥まつり		1本につき	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千鳥 掛 たけ		後身内また上部につ いて行うもの	2:00	14.00	3.70	2:00	14.22	1.57	2:00	14.32	0.70
		わたり部について 行うもの	3:00	21.00	3.70	3:00	21.33	1.57	3:00	21.48	0.70
裏 ま つ ぐ り		天ぐ裏上部について 行うもの	1:30	10.50	3.65	1:30	10.67	1.62	1:30	10.74	0.66
		天ぐ裏下部について 行うもの	3:00	21.00	3.70	3:00	21.33	1.57	3:00	21.48	0.70
天ぐ裏先止め(虫止め)		1ヶ所につき	0:30	3.50	3.55	0:30	3.56	1.71	0:30	3.58	0.56
前立てまつり		1本(4cm)につき	1:00	7.00	3.70	1:00	7.11	1.57	1:00	7.16	0.70
ボタン付け		1個につき	1:00	7.00	3.70	1:00	7.11	1.57	1:00	7.16	0.70
腰裏かんぬき止め		1ヶ所につき	0:24	2.80	3.70	0:24	2.85	1.79	0:24	2.86	0.35
腰裏後端まつり		1本につき	1:00	7.00	3.70	1:00	7.11	1.57	1:00	7.16	0.70
糸くず取り	1本につき	3:00	21.00	3.70	3:00	21.33	1.57	3:00	21.48	0.70	
適 用 委 託 者 数			17			16			5		
適 用 家 内 労 働 者 数			982			748			456		

H18.5.21発効(新設)			H22.5.22発効(第1回改正)			H24.5.21発効(第2回改正)			H27.5.21発効(第3回改正)		
標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率	標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率	標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率	標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率
16:00	114.94	0.33	16:00	114.94	0.00	16:00	114.94	0.00	16:00	115	0.00
8:00	57.47	0.33	8:00	57.47	0.00	8:00	57.47	0.00	8:00	58	1.00
13:00	93.39	0.33	13:00	93.39	0.00	13:00	93.39	0.00	—	—	—
7:00	50.29	0.34	7:00	50.29	0.00	7:00	50.29	0.00	7:00	51	1.00
1:30	10.78	0.37	1:30	10.78	0.00	1:30	10.78	0.00	1:30	11	2.00
5:00	35.92	0.34	5:00	35.92	0.00	5:00	35.92	0.00	5:00	36	0.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1:00	7.18	0.28	1:00	7.18	0.00	1:00	7.18	0.00	—	—	—
2:00	14.37	0.35	2:00	14.37	0.00	2:00	14.37	0.00	2:00	15	4.00
2:00	14.37	0.35	2:00	14.37	0.00	2:00	14.37	0.00	2:00	15	4.00
10:00	71.84	0.34	10:00	71.84	0.00	10:00	71.84	0.00	—	—	—
2:00	14.37	0.35	2:00	14.37	0.00	2:00	14.37	0.00	2:00	15	4.00
5:00	35.92	0.34	5:00	35.92	0.00	5:00	35.92	0.00	5:00	36	0.00
2:00	14.37	0.35	2:00	14.37	0.00	2:00	14.37	0.00	—	—	—
4:00	28.73	0.31	4:00	28.73	0.00	4:00	28.73	0.00	4:00	29	1.00
0:30	3.59	0.28	0:30	3.59	0.00	0:30	3.59	0.00	0:30	4	11.00
0:30	3.59	0.28	0:30	3.59	0.00	0:30	3.59	0.00	0:30	8	123.00
1:00	7.18	0.28	1:00	7.18	0.00	1:00	7.18	0.00	—	—	—
8:00	57.47	0.33	8:00	57.47	0.00	8:00	57.47	0.00	8:00	58	1.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2:00	14.37	0.35	2:00	14.37	0.00	2:00	14.37	0.00	2:00	15	4.00
3:00	21.55	0.33	3:00	21.55	0.00	3:00	21.55	0.00	3:00	22	2.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1:00	7.18	0.28	1:00	7.18	0.00	1:00	7.18	0.00	1:00	8	11.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1:00	7.18	0.28	1:00	7.18	0.00	1:00	7.18	0.00	1:00	8	11.00
3:00	21.55	0.33	3:00	21.55	0.00	3:00	21.55	0.00	3:00	22	2.00
5			3			3			2		
254			306			274			301		

男子服・婦人服製造業最低工賃改正年別一覧表（婦人服）

業 務	工 程	規 格	単 位	H12.5.17発効(第7回改正)			H14.5.17発効(第8回改正)			H16.5.17発効(第9回改正)		
				標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率	標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率	標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率
ワンピースのま と め の 業 務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1ヶ所につき	-	-	-	1:40	10	-	1:40	10	0.00
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	1:30	10.44	2.25	1:30	11	5.36	1:30	11	0.00
	スナップ付け	1cm型	1組につき	2:30	17.39	2.23	2:30	18	3.51	2:30	18	0.00
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	3:00	20.85	2.21	3:00	20	-4.08	3:00	20	0.00
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	1:00	6.95	2.21	1:00	7	0.72	1:00	7	0.00
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト通しループを除く)	1ヶ所につき	1:30	10.44	2.25	1:30	10	-4.21	1:30	10	0.00
	ブリーヅしつけ	×印しつけ止め	1ヶ所につき	0:30	3.49	2.35	0:30	4	14.61	0:30	4	0.00
	肩パット付け	部分止め	1組につき	3:30	24.34	2.23	3:30	25	2.71	3:30	25	0.00
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	4:30	31.29	2.22	4:30	31	-0.93	4:30	32	3.23
	糸くず取り		1枚につき	2:00	13.90	2.21	2:00	13	-6.47	2:00	14	7.69
スカートのま と め の 業 務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1ヶ所につき	-	-	-	1:40	10	-	1:40	10	0.00
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	1:30	10.44	2.25	1:30	11	5.36	1:30	11	0.00
	スナップ付け	1cm型	1組につき	2:30	17.39	2.23	2:30	18	3.51	2:30	18	0.00
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	3:00	20.85	2.21	3:00	21	0.72	3:00	21	0.00
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	1:00	6.95	2.21	1:00	7	0.72	1:00	7	0.00
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト通しループを除く)	1ヶ所につき	1:00	6.95	2.21	1:00	7	0.72	1:00	7	0.00
	ブリーヅしつけ	×印しつけ止め	1ヶ所につき	0:30	3.49	2.35	0:30	4	14.61	0:30	4	0.00
	糸くず取り		1枚につき	2:00	13.90	2.21	2:00	13	-6.47	2:00	14	7.69
	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1ヶ所につき	-	-	-	1:40	10	-	1:40	10	0.00
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	0:45	5.21	2.16	0:45	5	-4.03	0:45	5	0.00
ま と め の 業 務	糸くず取り		1枚につき	2:00	13.90	2.21	2:00	13	-6.47	2:00	13	0.00

適 用 委 託 者 数	19	16	17
適 用 家 内 労 働 者 数	235	171	146

H18.5.21発効(新設)				H22.5.22発効(第1回改正)				H24.5.21発効(第2回改正)				H27.5.21発効(第3回改正)			
標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率	標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率	標 準 作業時間	最 低 工賃額	標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率	標 準 作業時間	最 低 工賃額	標 準 作業時間	最 低 工賃額	引上げ率
1:40	10	0.00	1:40	10	0.00	1:40	10	1:40	10	0.00	1:40	10	1:40	10	0.00
1:30	12	9.09	1:30	13	8.33	1:30	14	1:30	14	7.69	1:30	15	1:30	15	7.14
2:30	18	0.00	2:30	18	0.00	2:30	18	2:30	18	0.00	2:30	18	2:30	18	0.00
3:00	20	0.00	3:00	20	0.00	3:00	20	3:00	20	0.00	3:00	20	3:00	20	0.00
1:00	7	0.00	1:00	7	0.00	1:00	7	1:00	7	0.00	1:00	7	1:00	7	0.00
1:30	10	0.00	1:30	10	0.00	1:30	10	1:30	10	0.00	1:30	10	1:30	10	0.00
0:30	4	0.00	0:30	4	0.00	0:30	4	0:30	4	0.00	0:30	5	0:30	5	25.00
3:30	25	0.00	3:30	25	0.00	3:30	25	3:30	25	0.00	3:30	25	3:30	25	0.00
4:30	32	0.00	4:30	32	0.00	4:30	32	4:30	32	0.00	4:30	33	4:30	33	3.13
2:00	14	0.00	2:00	15	7.14	2:00	15	2:00	15	0.00	2:00	15	2:00	15	0.00
1:40	10	0.00	1:40	10	0.00	1:40	10	1:40	10	0.00	1:40	10	1:40	10	0.00
1:30	11	0.00	1:30	12	9.09	1:30	14	1:30	14	16.67	1:30	15	1:30	15	7.14
2:30	18	0.00	2:30	18	0.00	2:30	18	2:30	18	0.00	2:30	18	2:30	18	0.00
3:00	21	0.00	3:00	21	0.00	3:00	21	3:00	21	0.00	3:00	21	3:00	21	0.00
1:00	7	0.00	1:00	7	0.00	1:00	7	1:00	7	0.00	1:00	7	1:00	7	0.00
1:00	7	0.00	1:00	7	0.00	1:00	7	1:00	7	0.00	1:00	7	1:00	7	0.00
0:30	4	0.00	0:30	4	0.00	0:30	4	0:30	4	0.00	0:30	5	0:30	5	25.00
2:00	14	0.00	2:00	15	7.14	2:00	15	2:00	15	0.00	2:00	15	2:00	15	0.00
1:40	10	0.00	1:40	10	0.00	1:40	10	1:40	10	0.00	1:40	10	1:40	10	0.00
1:30	11	0.00	1:30	12	9.09	1:30	14	1:30	14	16.67	1:30	15	1:30	15	7.14
2:30	18	0.00	2:30	18	0.00	2:30	18	2:30	18	0.00	2:30	18	2:30	18	0.00
3:00	21	0.00	3:00	21	0.00	3:00	21	3:00	21	0.00	3:00	21	3:00	21	0.00
1:00	7	0.00	1:00	7	0.00	1:00	7	1:00	7	0.00	1:00	7	1:00	7	0.00
1:00	7	0.00	1:00	7	0.00	1:00	7	1:00	7	0.00	1:00	7	1:00	7	0.00
0:30	4	0.00	0:30	4	0.00	0:30	4	0:30	4	0.00	0:30	5	0:30	5	25.00
2:00	14	0.00	2:00	15	7.14	2:00	15	2:00	15	0.00	2:00	15	2:00	15	0.00
1:40	10	0.00	1:40	10	0.00	1:40	10	1:40	10	0.00	1:40	10	1:40	10	0.00
0:45	6	20.00	0:45	6	0.00	0:45	6	0:45	6	0.00	0:45	7	0:45	7	16.67
2:00	13	0.00	2:00	14	7.69	2:00	14	2:00	14	0.00	2:00	14	2:00	14	0.00

5	8	5	5
43	32	43	21

男子服・婦人服製造業最低工賃（男子服）
 ＜標準作業時間・1時間換算額＞

鳥取県最低賃金 1時間 677円（H26.10.8発効）

業務	工程		単位	H27.5.21発効			1時間 換算額
				最低 工賃額	標準 作業時間	1時間当たり 標準作業能率	
背広上衣の まよめの業務	そで付け裏まつり		1枚につき	115	16:00	3.750	431.25
	そで口裏まつり		1枚(28cm×2)につき	58	8:00	7.500	435.00
	見返し7mm星入れ		75cmにつき	51	7:00	8.571	437.14
	ベントまつり		1ヶ所(6cm)につき	11	1:30	40.000	440.00
	背すそまつり		1枚につき	36	5:00	12.000	432.00
	そであきまつり		1枚につき	15	2:00	30.000	450.00
	襟折り返し裏まつり		1枚につき	15	2:00	30.000	450.00
	背裏鎖止め		1ヶ所につき	15	2:00	30.000	450.00
	肩裏まつり		1枚につき	36	5:00	12.000	432.00
	そで裏星入れ		1枚につき	29	4:00	15.000	435.00
	ベント止め		1ヶ所につき	4	0:30	120.000	480.00
	カード付け		カード1枚につき	8	0:30	120.000	960.00
	糸くず取り		1枚につき	58	8:00	7.500	435.00
ズボンの まよめの業務	千鳥 掛 け	後身内また上部につ いて行うもの	1本につき	15	2:00	30.000	450.00
		わたり部について 行うもの	1本につき	22	3:00	20.000	440.00
	ボタン付け		1個につき	8	1:00	60.000	480.00
	腰裏後端まつり		1本につき	8	1:00	60.000	480.00
	糸くず取り		1本につき	22	3:00	20.000	440.00

男子服・婦人服製造業最低工賃（婦人服）
<標準作業時間・1時間換算額>

鳥取県最低賃金 1時間 677円(H26.10.8発効)

業 務	工 程	規 格	単 位	H27.5.21発効			1時間 換算額
				最 低 工賃額	標 準 作業時間	1時間当たり 標準作業能率	
ワンピースの まよめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1ヶ所につき	10	1:40	36.000	360.00
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	15	1:30	40.000	600.00
	スナップ付け	1cm型	1組につき	18	2:30	24.000	432.00
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	20	3:00	20.000	400.00
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	7	1:00	60.000	420.00
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト通しループを除く)	1ヶ所につき	10	1:30	40.000	400.00
	プリーツしつけ	× 印しつけ止め	1ヶ所につき	5	0:30	120.000	600.00
	肩パット付け	部分止め	1組につき	25	3:30	17.143	428.57
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	33	4:30	13.333	440.00
	糸くず取り		1枚につき	15	2:00	30.000	450.00
スカートの まよめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1ヶ所につき	10	1:40	36.000	360.00
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	15	1:30	40.000	600.00
	スナップ付け	1cm型	1組につき	18	2:30	24.000	432.00
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	21	3:00	20.000	420.00
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	7	1:00	60.000	420.00
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト通しループを除く)	1ヶ所につき	7	1:00	60.000	420.00
	プリーツしつけ	× 印しつけ止め	1ヶ所につき	5	0:30	120.000	600.00
	糸くず取り		1枚につき	15	2:00	30.000	450.00
ブラウスの まよめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1ヶ所につき	10	1:40	36.000	360.00
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	7	0:45	80.000	560.00
	糸くず取り		1枚につき	14	2:00	30.000	420.00

鳥取県内の業種別委託者数及び家内労働者数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合 計	人 139 1,567	人 117 1,335	人 113 1,326	人 110 1,273	人 104 1,244	人 105 1,122	人 101 1,089	人 99 980	人 96 934	人 96 963
食 料 品 製 造 業	4 23	3 18	4 26	4 22	4 26	5 35	5 35	5 31	5 23	5 22
織 維 工 業 製 造 業	67 834	59 803	53 698	50 652	48 622	48 565	48 558	46 506	44 459	43 465
衣 服 ・ そ の 他 の 織 維 製 品 製 造 業	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1 7	1 8	1 8	1 7	1 6	1 6	1 6	1 5	1 5	1 7
紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	5 27	5 30	4 29	4 27	4 27	4 23	4 24	4 21	2 13	2 12
印 刷 ・ 同 関 連 製 造 業	2 8	2 6	2 6	2 6	2 6	2 6	1 1	1 1	1 1	1 1
ゴ ム 製 品 製 造 業	3 28	3 50	3 45	2 45	2 48	2 51	2 50	2 46	2 41	2 41
金 属 製 品 製 造 業	2 9	2 9	2 4	2 7	2 6	2 7	2 7	2 5	2 5	2 5
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 製 造 業	15 138	13 147	13 187	14 182	12 177	12 148	12 147	12 136	12 145	12 177
電 気 機 械 器 具 製 造 業	25 260	22 222	23 272	23 276	22 270	22 236	21 223	20 189	21 192	21 161
情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	2 13	2 12	2 9	2 12	2 14	2 14	2 13	2 13	2 12	2 9
機 械 器 具 等 製 造 業	2 17	2 12	2 13	2 11	1 12	1 7	1 6	1 7	1 11	2 41
そ の 他 （ 雑 貨 等 ）	11 203	3 18	4 29	4 26	4 30	4 24	3 19	3 20	3 27	3 22

(注) 上段＝委託者数、下段＝家内労働従事者数(補助者を含む)

資料出所：「家内労働概況調査」結果（鳥取労働局集計）

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃適用委託者数、家内労働者数の推移

男子既製洋服製造業(昭和48年4月1日新設)

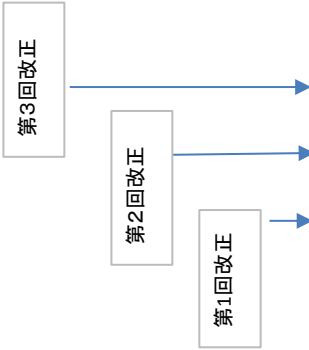
	48	51	54	57	59	60	61	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
委託者	17	19	19	21		18		25		19		19		21		20		17		16		5		6	5
家内労働者	1330	1287	1649	1815		1758		1846		1512		1488		1339		1119		982		748		456		391	254

(平成18年5月20日廃止)

婦人既製洋服製造業(昭和59年5月19日新設)

	59	60	61	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
委託者	39		48		74		67		41		35		30		19		16		17		10
家内労働者	577		768		991		902		489		465		355		235		171		146		72

(平成18年5月20日廃止)



男子服・婦人服製造業(平成18年5月21日新設)

	18	20	21	23	26	29	R3	R6
委託者	15	14	11	8	7	6	3	2
家内労働者	326	351	338	317	321	223	173	152

単位(人)

年度別最低賃金及び男子服・婦人服製造業最低工賃の改正一覧表

鳥取県最低賃金		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		時 間 額	664円	677円	715円	738円	762円	790円	792円	821円	854円	900円	957円
		引上げ額	11円	13円	22円	23円	24円	28円	2円	29円	33円	46円	57円
		引上げ率	1.68%	1.96%	3.17%	3.22%	3.25%	3.67%	0.25%	3.66%	4.02%	5.39%	6.33%
		発 効 日	H25. 10. 25	H26. 10. 8	H27. 10. 4	H28. 10. 12	H29. 10. 6	R元. 10. 5	R2. 10. 2	R3. 10. 6	R4. 10. 6	R5. 10. 5	R6. 10. 5

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃		年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		発 効 日	—	—	H27. 5. 21	—	—	—	—	—	—	—	—	—

全国の男子服・婦人服関係最低工賃改正状況

	件名	発効日	まとめの業務の 設定工賃の有無	
			男子服	婦人服
青森	男子・婦人既製服製造業	R 7 . 5 . 1	○	○
岩手	婦人・男子既製洋服製造業	R 4 . 6 . 1	○	○
宮城	男子服・婦人服製造業	H 2 9 . 5 . 4	○	○
秋田	男子服・婦人服・子供服製造業	R 6 . 4 . 2 4	○	○
山形	男子・婦人既製服製造業	R 6 . 5 . 1	○	○
福島	外衣・シャツ製造業	R 6 . 5 . 1	○	○
茨城	男子既製洋服製造業	H 1 5 . 4 . 1	○	
茨城	婦人・子供既製服製造業	H 1 7 . 4 . 1		○
栃木	衣服製造業	R 7 . 4 . 2 1	○	○
群馬	婦人服製造業	H 1 8 . 5 . 6		○
埼玉	縫製業	R 5 . 5 . 5	○	○
千葉	婦人既製洋服製造業	R 7 . 4 . 2 0		○
東京	婦人既製洋服製造業	R 6 . 8 . 3 1		○
新潟	男子・婦人既製洋服製造業	H 1 2 . 4 . 6	○	○
福井	衣服製造業	R 7 . 4 . 5		○
山梨	婦人服製造業	R 6 . 4 . 1 7		○
長野	外衣・シャツ製造業	H 1 4 . 3 . 3 1	○	○
岐阜	男子既製洋服製造業	H 7 . 3 . 3 1	○	
岐阜	婦人服製造業	H 7 . 3 . 3 1		○
大阪	男子既製洋服製造業	R 7 . 3 . 2 8	○	
島根	外衣・シャツ製造業	H 1 5 . 6 . 2 5	○	○
広島	既製服縫製業	R 5 . 8 . 1 2	○	○
高知	繊維産業	R 7 . 2 . 2 7		○
福岡	男子服製造業	H 1 2 . 2 . 1 7	○	
福岡	婦人服製造業	H 2 7 . 4 . 1 7		○
佐賀	婦人既製服製造業	R 4 . 4 . 2 4		○
長崎	男子既製洋服製造業	H 1 3 . 4 . 1	○	
長崎	婦人既製洋服製造業	H 1 3 . 4 . 1		○
熊本	縫製業	H 1 6 . 4 . 2 5		○
大分	衣服製造業	H 1 3 . 9 . 6		○
宮崎	男子既製洋服製造業	R 5 . 5 . 1 7	○	
沖縄	縫製業	R 5 . 4 . 2 8		○

* 最近の発効分を朱書きで示す

男子服・婦人服の品目工程別全国(中四国)平均額等一覧表

(1)男子既製洋服製造業

工程			単位	鳥取県 最低工賃	全国平均額 (中四国平均額)	全国最高額 (中四国最高額)	全国最低額 (中四国最低額)	全国設定局数 (中四国設定局数) ＜同規格で比較可能なもの＞
背広 上衣の ま と め の 業 務	そで付け裏まつり		1枚につき	115 円	114円50銭 (114円50銭)	115 (115)	114 (114)	2 (2)
	そで口裏まつり		1枚(28cm×2) につき	58 円	68円53銭 (58円00銭)	89.6 (58)	58 (58)	3 (2)
	見返し7mm星入れ		75cmにつき	51 円	－	－	－	1 (1)
	ベンツまつり		1か所(6cm) につき	11 円	12円35銭 (11円00銭)	14.4 (11)	11 (11)	4 (2)
	背すそまつり		1枚につき	36 円	35円50銭 (35円50銭)	36 (36)	35 (35)	2 (2)
	そであきまつり		1枚につき	15 円	－	－	－	1 (1)
	えり折り返し裏まつり		1枚につき	15 円	－	－	－	1 (1)
	背裏鎖止め		1か所につき	15 円	15円00銭 (15円00銭)	15 (15)	15 (15)	2 (2)
	肩裏まつり		1枚につき	36 円	－	－	－	1 (1)
	そで裏星入れ		1枚につき	29 円	－	－	－	1 (1)
	ベンツ止め		1か所につき	4 円	6円00銭 (4円00銭)	10 (4)	4 (4)	3 (2)
	カード付け		カード1枚につき	8 円	－	－	－	1 (1)
	糸くず取り		1枚につき	58 円	51円80銭 (55円50銭)	99 (58)	32 (53)	10 (2)
ズボン の ま と め の 業 務	小また 千鳥掛 け	後身内また上部 について行うもの	1本につき	15 円	－	－	－	1 (1)
		わたり部について 行うもの	1本につき	22 円	－	－	－	1 (1)
	ボタン付け		1個につき	8 円	11円00銭 (8円00銭)	17 (8)	8 (8)	3 (2)
	腰裏後端まつり		1本につき	8 円	8円00銭 (8円00銭)	8 (8)	8 (8)	2 (2)
	糸くず取り		1本につき	22 円	25円55銭 (22円50銭)	43 (23)	16 (22)	11 (2)

※ 平均額、最高額、最低額及び設定局数の上段は全国、下段括弧内は中四国の数値

(2) 婦人既製洋服製造業

工程		規格/単位	鳥取県 最低工賃	全国平均額 (中四国平均額)	全国最高額 (中四国最高額)	全国最低額 (中四国最低額)	全国設定局数 (中四国設定局数) ＜同規格で比較可能なもの＞
ワンピースの まとめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5 針以上/1か所につき	10 円	11円89銭 (8円00銭)	19 (10)	6 (6)	9 (2)
	すそまつり	針目が3cm間隔に4 針以上/20cmにつき	15 円	18円78銭 (-)	29 (-)	12 (-)	9 (1)
	スナップ付け	1cm型/1組につき	18 円	18円70銭 (18円00銭)	26 (18)	13 (18)	10 (2)
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2 つ穴/1組につき	20 円	22円57銭 (-)	28 (-)	18 (-)	7 (1)
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻 き4回以上/1個につき	7 円	11円00銭 (-)	15 (-)	7 (-)	2 (1)
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト 通しループを除く)/1か所につ き	10 円	-	-	-	1 (1)
	プリーツしつけ	×印しつけ止め/1か所 につき	5 円	9円38銭 (5円00銭)	15 (5)	5 (5)	16 (2)
	肩パット付け	部分止め/1組につき	25 円	26円33銭 (27円50銭)	30 (30)	24 (25)	3 (2)
	カフス付け	カフスカバーまつり、か んぬき止め/1枚につき	33 円	54円25銭 (-)	70 (-)	33 (-)	4 (1)
	糸くず取り	1枚につき	15 円	20円00銭 (-)	30 (-)	15 (-)	13 (1)
スカートの まとめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5 針以上/1か所につき	10 円	11円88銭 (8円00銭)	19 (10)	6 (6)	8 (2)
	すそまつり	針目が3cm間隔に4 針以上/20cmにつき	15 円	17円22銭 (-)	29 (-)	12 (-)	9 (1)
	スナップ付け	1cm型/1組につき	18 円	19円10銭 (18円00銭)	26 (18)	13 (18)	10 (2)
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん/1 組につき	21 円	23円67銭 (-)	32 (-)	20 (-)	9 (1)
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻 き4回以上/1個につき	7 円	9円00銭 (-)	11 (-)	7 (-)	2 (1)
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト 通しループを除く)/1か所につ き	7 円	-	-	-	1 (1)
	プリーツしつけ	×印しつけ止め/1か所 につき	5 円	9円00銭 (5円00銭)	15 (5)	5 (5)	19 (2)
	糸くず取り	1枚につき	15 円	18円63銭 (-)	25 (-)	14 (-)	16 (1)
ブラウスの まとめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5 針以上/1か所につき	10 円	9円20銭 (8円00銭)	13 (10)	6 (6)	5 (2)
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻 き4回以上/1個につき	7 円	-	-	-	1 (1)
	糸くず取り	1枚につき	14 円	17円00銭 (13円00銭)	25 (14)	12 (12)	10 (2)

※ 平均額、最高額、最低額及び設定局数の上段は全国、下段括弧内は中四国の数値

男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表
＊は、工程内容は同様だが、工程名が違うもの。

1. 男子服 工程別・局別比較表

(1) 背広上衣のまとめの業務

そで付け裏まつり

局名	規 格	金 額	発効日
鳥取		1枚につき 115円	H27. 5. 21
青森	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚（60 c m×2）につき 179円	R7. 5. 1
岩手	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚（60 c m×2）につき 176円	R4. 6. 1
宮城	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚（60 c m×2）につき 126円	H29. 5. 4
山形	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚（60 c m×2）につき 155円	R6. 5. 1
茨城	針目が3 c mの間に9針以上のもの（中 とじを行うものを除く。）	1枚（60 c m×2）につき 196円	H15. 4. 1
栃木	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚（60 c m×2）につき 202円	R7. 4. 21
埼玉	針目の間隔が5 mm以下のもの	10 c mにつき 20円	R5. 5. 5
新潟	針目の間隔が3 c mの間に9針以上	1枚（60 c m×2）につき 130円	H12. 4. 6
長野	針目が3 c mの間に9針以上のもの	1枚（60 c m×2か所）につき 170円	H14. 3. 31
大阪	針目が3 c m間隔に9針以上のもの	1枚（50 c m以上×2）につき 151円	R7. 3. 28
島根		1枚につき 114円	H15. 6. 25
福岡	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚につき 153円	H12. 2. 17
長崎	針目が3 c m間隔に9針以上のもの	1枚（60 c m×2）につき 102円	H13. 4. 1
宮崎	針目が3 c m間隔に9針以上で、星針目 が3 c m間隔に6針以上のもの	1枚（80 c m×2）につき 127円	R5. 5. 17

そで口裏まつり

局名	規 格	金 額	発効日
鳥取		1枚（28 c m×2）につき 58円	H27. 5. 21
岩手	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚（32 c m×2）につき 75円	R4. 6. 1
宮城	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚（32 c m×2）につき 66円	H29. 5. 4
山形	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚（32 c m×2）につき 77円	R6. 5. 1
福島		10 c mにつき 16円	R6. 5. 1
茨城	針目が3 c mの間に9針以上のもの	1枚につき 77円	H15. 4. 1
栃木	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚（32 c m×2）につき 83円	R7. 4. 21
埼玉	針目の間隔が5 mm以下のもの	10 c mにつき 19円	R5. 5. 5
新潟	針目の間隔が3 c mの間に9針以上	1枚（32 c m×2）につき 55円	H12. 4. 6
大阪	針目が3 c m間隔に9針以上のもの	1枚（30 c m以上×2）につき 62円	R7. 3. 28
島根		1枚につき 58円	H15. 6. 25
福岡	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚につき 60円	H12. 2. 17
長崎	針目が3 c m間隔に9針以上のもの	1枚（32 c m×2）につき 38円	H13. 4. 1
宮崎	針目が3 c m間隔に9針以上のもの	1枚（32 c m×2）につき 49円	R5. 5. 17

見返し7 mm星入れ

局名	規 格	金 額	発効日
鳥取		75 c mにつき 51円	H27. 5. 21
青森	針目が3 c m間隔に4針以上	1枚（45 c m×2）につき 72円	R7. 5. 1
岩手	針目が3 c m間隔に4針以上	1枚（45 c m×2）につき 101円	R4. 6. 1
宮城	針目が3 c m間隔に4針以上	1枚（45 c m×2）につき 58円	H29. 5. 4
栃木	針目が3 c m間隔に4針以上	1枚（45 c m×2）につき 86円	R7. 4. 21
* 新潟	針目の間隔が3 c mの間に4針以上	1枚（45 c m×2）につき 70円	H12. 4. 6
大阪	針目が3 c m間隔に4針以上のもの	1枚（40 c m以上×2）につき 58円	R7. 3. 28
福岡	針目が3 c m間隔に4針以上	1枚につき 53円	H12. 2. 17
長崎	針目が3 c m間隔に5針以上のもの	1枚（45 c m×2）につき 43円	H13. 4. 1

ベントまつり

局名	規 格	金 額	発効日
鳥 取		1 か所 (6 c m) につき 11円	H27. 5. 21
* 青 森	針目が3 c m間隔に6 針以上	1 か所 (1 0 c m) につき 22円	R7. 5. 1
* 岩 手	針目が3 c m間隔に6 針以上	1 枚 (1 0 c m) につき 20円	R4. 6. 1
* 宮 城	針目が3 c m間隔に6 針以上	1 枚 (1 0 c m) につき 16円	H29. 5. 4
* 山 形	針目が3 c m間隔に6 針以上	1 枚 (1 0 c m) につき 19円	R6. 5. 1
福 島		1 0 c mにつき 24円	R6. 5. 1
茨 城	針目が3 c mの間に6 針以上のもの	1 か所につき 44円	H15. 4. 1
栃 木	針目が3 c m間隔に6 針以上	1 枚につき 28円	R7. 4. 21
新 潟	針目の間隔が3 c mの間に6 針以上	1 枚 (1 9 c m) につき 15円	H12. 4. 6
岐 阜		1 枚につき 13円	H7. 3. 31
* 大 阪	針目が3 c m間隔に6 針以上のもの	1 枚 (2 0 c m以上) につき 43円	R7. 3. 28
* 島 根		1 ヲ所につき 11円	H15. 6. 25
* 長 崎	針目が3 c m間隔に9 針以上のもの	1 枚 (3 c m) につき 13円	H13. 4. 1
* 宮 崎	針目が3 c m間隔に9 針以上のもの	1 枚 (1 0 c m) につき 5円	R5. 5. 17

背すそまつり

局名	規 格	金 額	発効日
鳥 取		1 枚につき 36円	H27. 5. 21
青 森	針目が3 c m間隔に6 針以上	1 枚 (2 0 c m×2) につき 75円	R7. 5. 1
宮 城	針目が3 c m間隔に6 針以上	1 枚 (2 0 c m×2) につき 53円	H29. 5. 4
山 形	針目が3 c m間隔に6 針以上	1 枚 (2 0 c m×2) につき 58円	R6. 5. 1
栃 木	針目が3 c m間隔に6 針以上	1 枚 (2 0 c m×2) につき 62円	R7. 4. 21
* 新 潟	針目の間隔が3 c mの間に6 針以上	1 枚 (2 0 c m×2) につき 37円	H12. 4. 6
大 阪	針目が3 c m間隔に6 針以上のもの	1 枚 (1 5 c m以上×2) につき 43円	R7. 3. 28
島 根		1 枚につき 35円	H15. 6. 25
福 岡	針目が3 c m間隔に6 針以上	1 枚につき 46円	H12. 2. 17
長 崎	針目が3 c m間隔に9 針以上のもの	1 枚 (2 0 c m×2) につき 31円	H13. 4. 1
宮 崎	針目が3 c m間隔に6 針以上のもの	1 枚 (2 0 c m×2) につき 28円	R5. 5. 17

そであきまつり

局名	規 格	金 額	発効日
鳥 取		1 枚につき 15円	H27. 5. 21

えり折り返し裏まつり

局名	規 格	金 額	発効日
鳥 取		1 枚につき 15円	H27. 5. 21

背裏鎖止め

局名	規 格	金 額	発効日
鳥 取		1 か所につき 15円	H27. 5. 21
青 森	鎖糸ループ付け	1 枚につき 17円	R7. 5. 1
岩 手	鎖糸ループの長さ1 c m	1 枚につき 15円	R4. 6. 1
宮 城	鎖糸ループ長さ1 c m	1 枚につき 15円	H29. 5. 4
栃 木	鎖糸ループの長さが1 c m	1 枚につき 15円	R7. 4. 21
新 潟	鎖糸ループの長さ1 c m	1 枚につき 17円	H12. 4. 6
大 阪	鎖糸ループ長さが1 c mのもの	1 枚につき 14円	R7. 3. 28
島 根		1 枚につき 15円	H15. 6. 25
福 岡	鎖糸ループ長さ1 c m	1 枚につき 15円	H12. 2. 17
長 崎	鎖糸ループの長さが1 c mのもの	1 枚につき 12円	H13. 4. 1
宮 崎	鎖糸ループの長さが1. 5 c mのもの	1 枚につき 11円	R5. 5. 17

肩裏まつり

局名	規 格	金 額	発効日
鳥 取		1枚につき 36円	H27. 5. 21
青 森	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚(17 c m×2)につき 44円	R7. 5. 1
宮 城	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚(17 c m×2)につき 37円	H29. 5. 4
山 形	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚(17 c m×2)につき 47円	R6. 5. 1
福 島		10 c mにつき 18円	R6. 5. 1
茨 城	針目が3 c mの間に9針以上のもの	1枚につき 45円	H15. 4. 1
栃 木	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚(17 c m×2)につき 41円	R7. 4. 21
新 潟	針目の間隔が3 c mの間に9針以上	1枚(17 c m×2)につき 35円	H12. 4. 6
大 阪	針目が3 c m間隔に9針以上のもの	1枚(15 c m以上×2)につき 35円	R7. 3. 28
福 岡	針目が3 c m間隔に9針以上	1枚につき 40円	H12. 2. 17
長 崎	針目が3 c m間隔に9針以上のもの	1枚(17 c m×2)につき 25円	H13. 4. 1
宮 崎	針目が3 c m間隔に9針以上のもの	1枚(17 c m×2)につき 24円	R5. 5. 17

そで裏星入れ

局名	規 格	金 額	発効日
鳥 取		1枚につき 29円	H27. 5. 21

ベントツ止め

局名	規 格	金 額	発効日
鳥 取		1か所につき 4円	H27. 5. 21
* 青 森	2本糸を×印のしつけ止め	1か所につき 11円	R7. 5. 1
* 岩 手	2本糸で×印しつけ止め	1枚につき 10円	R4. 6. 1
* 秋 田	×印しつけ、3 c m以上4 c m以下	1か所につき 9円	R6. 4. 24
* 山 形	2本糸で×印のしつけ止め	1枚につき 11円	R6. 5. 1
* 福 島	×印に限る	1か所につき 9円	R6. 5. 1
茨 城		1か所につき 10円	H15. 4. 1
栃 木	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円	R7. 4. 21
* 埼 玉	×印しつけ	1か所につき 11円	R5. 5. 5
* 大 阪	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき 14円	R7. 3. 28
* 島 根		1ヵ所につき 4円	H15. 6. 25
* 宮 崎	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき 5円	R5. 5. 17

カード付け

局名	規 格	金 額	発効日
鳥 取		カード1枚につき 8円	H27. 5. 21

糸くず取り

局名	規 格	金 額	発効日
鳥 取		1枚につき 58円	H27. 5. 21
* 青 森	糸始末(糸くず取りを含む。)	1枚につき 44円	R7. 5. 1
岩 手		1枚につき 32円	R4. 6. 1
宮 城		1枚につき 36円	H29. 5. 4
秋 田		1枚につき 36円	R6. 4. 24
山 形		1枚につき 45円	R6. 5. 1
福 島	接着芯縫製のもの	1枚につき 34円	R6. 5. 1
	毛芯縫製のもの	1枚につき 134円	R6. 5. 1
茨 城		1枚につき 68円	H15. 4. 1
* 栃 木	及び仕上げ	1枚につき 63円	R7. 4. 21
新 潟		1枚につき 33円	H12. 4. 6
大 阪		1枚につき 99円	R7. 3. 28
島 根		1枚につき 53円	H15. 6. 25
福 岡		1枚につき 58円	H12. 2. 17
宮 崎	毛しんタイプのもの	1枚につき 63円	R5. 5. 17
	接着しんタイプのもの	1枚につき 37円	R5. 5. 17

(2) ズボンのまとめの業務

小また千鳥掛け（後身内また上部について行うもの）

局名	規格	金額	発効日
鳥取		1本につき 15円	H27. 5. 21

小また千鳥掛け（わたり部について行うもの）

局名	規格	金額	発効日
鳥取		1本につき 22円	H27. 5. 21

ボタン付け

局名	規格	金額	発効日
鳥取		1個につき 8円	H27. 5. 21
青森	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき 11円	R7. 5. 1
岩手	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1個につき 12円	R4. 6. 1
宮城	小ボタン、糸足つき根巻き4回以上	1個につき 12円	H29. 5. 4
秋田	根巻き付き	1個につき 15円	R6. 4. 24
山形	根巻きあり力ボタンなし（4つ穴）	1個につき 10円	R6. 5. 1
* 福島	小ボタン	1個につき 15円	R6. 5. 1
茨城		1個につき 17円	H15. 4. 1
栃木	小ボタン、糸足つき、根巻き3回以上	1個につき 20円	R7. 4. 21
* 埼玉	2つ穴ボタンを付けるもの、2本糸2回通して根巻き3回以上	1個につき 15円	R5. 5. 5
	4つ穴ボタンを付けるもの、2本糸2回通して根巻き3回以上	1個につき 16円	R5. 5. 5
* 新潟	小ボタン、糸足付きで根巻きが4回	1個につき 11円	H12. 4. 6
大阪	小ボタン、糸足付きで、根巻き4回以上のもの	1個につき 6円	R7. 3. 28
島根		1個につき 8円	H15. 6. 25
広島	小ボタン、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 9円	R5. 8. 12
福岡	根巻きあり	1個につき 10円	H12. 2. 17

腰裏後端まつり

局名	規格	金額	発効日
鳥取		1本につき 8円	H27. 5. 21
青森	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき 15円	R7. 5. 1
岩手	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき 11円	R4. 6. 1
宮城	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき 11円	H29. 5. 4
山形	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき 12円	R6. 5. 1
大阪	針目が3cm間隔に10針以上のもの	1本につき 11円	R7. 3. 28
島根		1本につき 8円	H15. 6. 25
福岡	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき 10円	H12. 2. 17
長崎	針目が3cm間隔に9針以上のもの	1本につき 10円	H13. 4. 1

糸くず取り

局名	規格	金額	発効日
鳥取		1本につき 22円	H27. 5. 21
* 青森	糸始末(糸くず取りを含む。)	1本につき 34円	R7. 5. 1
岩手		1枚につき 29円	R4. 6. 1
宮城		1本につき 29円	H29. 5. 4
秋田		1本につき 16円	R6. 4. 24
山形		1本につき 32円	R6. 5. 1
福島		1本につき 43円	R6. 5. 1
茨城		1本につき 20円	H15. 4. 1
* 栃木	及び仕上げ	1本につき 31円	R7. 4. 21
新潟		1本につき 22円	H12. 4. 6
大阪		1本につき 23円	R7. 3. 28
島根		1本につき 23円	H15. 6. 25
広島	糸きり装置付き	1本につき 16円	R5. 8. 12
	糸きり装置なし	1本につき 22円	R5. 8. 12
福岡		1本につき 22円	H12. 2. 17

2. 婦人服 工程別・局別比較表

*は、工程内容は同様だが、工程名が違うもの。

(1) ワンピースのまとめの業務

千鳥掛け

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	H27. 5. 21
	岩 手	長さが3 c m間に6個以上	1 か所につき 10円	R4. 6. 1
*	宮 城	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 13円	H29. 5. 4
*	秋 田	針目が4 c m間隔に5針以上	1 枚4 c mにつき 12円	R6. 4. 24
*	茨 城		3 c mにつき 11円	H17. 4. 1
*	栃 木	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 16円	R7. 4. 21
*	群 馬	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 13円	H18. 5. 6
*	埼 玉	千鳥の間隔が6 mm以下のもの	1 か所につき 17円	R5. 5. 5
*	千 葉	針目が3 c m間隔に5針以上	3 c mにつき 10円	R7. 4. 20
*	東 京	針目が3 c m間隔に5針以上	1 ヶ所につき 19円	R6. 8. 31
*	新 潟	千鳥の間隔が6 mmのもの	1 か所につき 16円	H12. 4. 6
	山 梨	千鳥の間隔が6 mm以上のもの	5 c mにつき 11円	R6. 4. 17
*	長 野	針目が3 c mの間に4針以上のもの	1 か所につき 14円	H14. 3. 31
*	広 島	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 6円	R5. 8. 12
*	福 岡		1 か所につき 13円	H27. 4. 17
*	佐 賀	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	R4. 4. 24
*	熊 本	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所（3 c m）につき 10円	H16. 4. 25

すそまつり

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 15円	H27. 5. 21
	青 森	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	R7. 5. 1
*	岩 手	針目が3 c m間隔に4針以上	1 0 c mにつき 10円	R4. 6. 1
	宮 城	針目が3 c m間隔に4針以上	1 0 c mにつき 12円	H29. 5. 4
	茨 城		1 0 c mにつき 14円	H17. 4. 1
	栃 木	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	R7. 4. 21
	群 馬	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	H18. 5. 6
	埼 玉	針目の間隔が8 mm以下のもの	1 0 c mにつき 13円	R5. 5. 5
	千 葉	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 12円	R7. 4. 20
	東 京	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 29円	R6. 8. 31
	新 潟	針目の間隔が7 mm以上8 mm以下のもの	2 0 c mにつき 20円	H12. 4. 6
	長 野		2 0 c mにつき 22円	H14. 3. 31
*	広 島	針目が3 c m間隔に4針以上（手作業に限る。）	1 着につき 72円	R5. 8. 12
	福 岡		2 0 c mにつき 17円	H27. 4. 17
	佐 賀	針目が3 c m間隔に4針以上	1 5 c mにつき 9円	R4. 4. 24

スナップ付け

局 名	規 格	金 額	発効日
鳥 取	1 c m型	1 組につき 18円	H27. 5. 21
青 森	1 c m型	1 組につき 19円	R7. 5. 1
岩 手	スナップの大きさ共通	1 組につき 23円	R4. 6. 1
宮 城	1 c m以上型	1 組につき 16円	H29. 5. 4
秋 田	花芯	1 組につき 30円	R6. 4. 24
山 形	1 c m型	1 組につき 21円	R6. 5. 1
福 島		1 組につき 25円	R6. 5. 1
茨 城		1 組につき 19円	H17. 4. 1
栃 木	1 c m型	1 組につき 23円	R7. 4. 21
群 馬	1 c m型	1 組につき 18円	H18. 5. 6
埼 玉	2 本糸で 2 度掛けを行うもの	1 組につき 24円	R5. 5. 5
千 葉		1 組につき 14円	R7. 4. 20
東 京	1 c m型	1 組につき 26円	R6. 8. 31
新 潟		1 組につき 20円	H12. 4. 6
山 梨		1 組につき 17円	R6. 4. 17
長 野		1 組につき 26円	H14. 3. 31
岐 阜		1 組につき 10円	H7. 3. 31
広 島	1 c m型	1 組につき 18円	R5. 8. 12
福 岡		1 組につき 15円	H27. 4. 17
佐 賀	1 c m型	1 組につき 13円	R4. 4. 24
熊 本	1 c m型	1 組につき 15円	H16. 4. 25
大 分	5 mm以上の型のもの	1 組につき 15円	H13. 9. 6

かぎホック付け

局 名	規 格	金 額	発効日
鳥 取	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1 組につき 20円	H27. 5. 21
青 森	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1 組につき 25円	R7. 5. 1
岩 手	スプリングホック、大きさ共通	1 組につき 23円	R4. 6. 1
宮 城	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1 組につき 22円	H29. 5. 4
秋 田	花芯	1 組につき 26円	R6. 4. 24
山 形	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1 組につき 22円	R6. 5. 1
福 島		1 組につき 25円	R6. 5. 1
茨 城		1 組につき 20円	H17. 4. 1
栃 木	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1 組につき 23円	R7. 4. 21
群 馬	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1 組につき 18円	H18. 5. 6
* 埼 玉	ウエスト用以外	1 組につき 24円	R5. 5. 5
千 葉	ウエスト用以外	1 組につき 19円	R7. 4. 20
東 京	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1 組につき 28円	R6. 8. 31
* 新 潟	ウエスト用以外	1 組につき 20円	H12. 4. 6
山 梨		1 組につき 17円	R6. 4. 17
長 野		1 組につき 28円	H14. 3. 31
岐 阜		1 組につき 10円	H7. 3. 31
福 岡		1 組につき 17円	H27. 4. 17
佐 賀	ウエスト用以外	1 組につき 14円	R4. 4. 24

ボタン付け

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	1 8 mm以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき 7円	H27. 5. 21
	青 森	1 8 mm以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき 15円	R7. 5. 1
	岩 手	根巻きあり	1 個につき 10円	R4. 6. 1
	宮 城	1 8 mm以下、2 つ穴、糸足つき根巻 4 回以上	1 個につき 10円	H29. 5. 4
	秋 田	根巻き付き	1 個につき 15円	R6. 4. 24
	山 形	根巻きあり カボタンなし (2 つ穴)	1 個につき 11円	R6. 5. 1
	福 島	2 つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき 11円	R6. 5. 1
	茨 城	根巻きをし、カボタンを付けないもの	1 個につき 11円	H17. 4. 1
	栃 木	1 8 mm以下、2 つ穴、糸足つき、根巻き 3 回以上	1 個につき 14円	R7. 4. 21
	群 馬	1 8 mm以下、2 つ穴、糸足つき、根巻き 4 回以上	1 個につき 9円	H18. 5. 6
*	埼 玉	2 つ穴のボタンを付けるもの、2 本糸 2 回通しで根巻き 3 回以上	1 個につき 15円	R5. 5. 5
	千 葉	根巻きあり カボタンなし	1 個につき 10円	R7. 4. 20
	東 京	1 8 mm以下、2 つ穴、糸足つき根巻き 4 回以上	1 個につき 17円	R6. 8. 31
*	新 潟	裏穴ボタン又は2 つ穴ボタンで、根巻きをし、カボタンをつけないもの	1 個につき 10円	H12. 4. 6
	山 梨	根巻きなし2 つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき 9円	R6. 4. 17
		根巻きあり4 つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき 11円	R6. 4. 17
	長 野	1 8 mm以下のものであって糸足つきで根巻きが3 回以上のもの	1 個につき 13円	H14. 3. 31
*	岐 阜	飾りボタン	1 個につき 5円	H7. 3. 31
	広 島	糸足つき、根巻き 4 回以上	1 個につき 8円	R5. 8. 12
*	福 岡	根巻きあり、カボタンを付けないもの	1 個につき 10円	H27. 4. 17
*	大 分	1 3 mm以上の型(4 つ穴)、糸足つき根巻き 3 回以上	1 個につき 8円	H13. 9. 6
	佐 賀	根巻きあり、カボタンなし	1 個につき 8円	R4. 4. 24
	熊 本	2 つ穴、糸足つき根巻き 4 回以上	1 個につき 8円	H16. 4. 25

鎖糸ループ付け

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	糸ループの長さ 5 c m (ベルト通しループを除く)	1 か所につき 10円	H27. 5. 21
	青 森		1 か所につき 15円	R7. 5. 1
	岩 手	糸ループの長さ共通	1 か所につき 6円	R4. 6. 1
	宮 城		1 か所につき 14円	H29. 5. 4
*	秋 田	3 c m以上 4 c m以下	1 か所につき 12円	R6. 4. 24
	山 形	糸ループの長さ 5 c m	1 カ所につき 13円	R6. 5. 1
*	福 島	本鎖のもの	3 c mにつき 21円	R6. 5. 1
*	茨 城	糸ループの長さが 2 c m以上のもの	1 か所につき 11円	H17. 4. 1
	栃 木	鎖糸ループの長さ 2 c m以上	1 か所につき 14円	R7. 4. 21
	群 馬	糸ループの長さ 5 c m	1 か所につき 12円	H18. 5. 6
	千 葉	鎖糸ループ作りを含む	1 か所につき 10円	R7. 4. 20
		鎖糸ループを含まない	1 か所につき 3円	R7. 4. 20
	東 京	糸ループの長さ 5 c m	1 ヶ所につき 20円	R6. 8. 31
*	新 潟	糸ループの長さ 3 c mのもの	1 か所につき 11円	H12. 4. 6
*	山 梨	糸ループの長さが 5 c mのもの (作り付け)	1 か所につき 11円	R6. 4. 17
*	長 野	糸ループの長さが 3 c m以上のもの	1 か所につき 13円	H14. 3. 31
*	岐 阜		1 か所につき 7円	H7. 3. 31
	広 島	糸ループの長さ 5 c m	1 か所につき 8円	R5. 8. 12
*	福 岡		1 か所につき 13円	H27. 4. 17
	佐 賀	糸ループ作り付け	1 か所につき 9円	R4. 4. 24
		既製ループ付け	1 か所につき 5円	R4. 4. 24
	熊 本	糸ループ作り付け長さ 5 c m	1 か所につき 10円	H16. 4. 25
*	大 分	作り付け、糸ループの長さ 3 c m以上のもの	1 か所につき 7円	H13. 9. 6

プリーツしつけ

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	×印しつけ止め	1 か所につき 5円	H27. 5. 21
	青 森	×印のしつけ止め	1 か所につき 11円	R7. 5. 1
	岩 手	×印しつけ止め	1 か所につき 8円	R4. 6. 1
	宮 城	×印しつけ止め	1 か所につき 9円	H29. 5. 4
*	秋 田	×印しつけ 3 c m以上 4 c m以下	1 か所につき 9円	R6. 4. 24
	山 形	×印のしつけ止め	1 カ所につき 9円	R6. 5. 1
*	福 島	×印に限る	1 か所につき 8円	R6. 5. 1
*	茨 城	×印しつけ	1 か所につき 9円	H17. 4. 1
*	栃 木	×印しつけ止め	1 か所につき 11円	R7. 4. 21
	群 馬	×印しつけ止め	1 か所につき 9円	H18. 5. 6
*	埼 玉	×印しつけ	1 か所につき 10円	R5. 5. 5
	千 葉	×印しつけ止め	1 か所につき 15円	R7. 4. 20
	東 京	×印しつけ止め	1 ヶ所につき 14円	R6. 8. 31
*	新 潟	×印しつけ	1 か所につき 10円	H12. 4. 6
*	山 梨	×印しつけ止め	1 か所につき 11円	R6. 4. 17
	広 島	×印しつけ止め	1 か所につき 5円	R5. 8. 12
	佐 賀	×印しつけ止め	1 か所につき 6円	R4. 4. 24

肩パット付け

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	部分止め	1 組につき 25円	H27. 5. 21
	青 森		1 組につき 44円	R7. 5. 1
	岩 手	3 か所以上、ループ止め	1 組につき 31円	R4. 6. 1
	宮 城		1 組につき 36円	H29. 5. 4
	秋 田		1 組につき 31円	R6. 4. 24
	山 形		1 組につき 37円	R6. 5. 1
*	福 島		1 組につき 51円	R6. 5. 1
*	茨 城	3 か所以上ループ止めするもの	1 組につき 42円	H17. 4. 1
	栃 木	2 個 1 組	1 組につき 40円	R7. 4. 21
	群 馬		1 組につき 34円	H18. 5. 6
	埼 玉		1 着分につき 36円	R5. 5. 5
	千 葉		1 組につき 27円	R7. 4. 20
	東 京	内パット	1 組（1 着分）につき 62円	R6. 8. 31
		外パット	1 組（1 着分）につき 59円	R6. 8. 31
	新 潟		1 枚につき 38円	H12. 4. 6
	山 梨		1 着（両肩）につき 42円	R6. 4. 17
*	長 野		1 枚（2 か所）につき 58円	H14. 3. 31
	広 島	部分止め	1 着につき 30円	R5. 8. 12
	福 岡		1 枚分につき 32円	H27. 4. 17
	佐 賀	部分止め	1 組につき 24円	R4. 4. 24
	熊 本		1 組につき 33円	H16. 4. 25

カフス付け

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 枚につき 33円	H27. 5. 21
	群 馬	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 枚につき 48円	H18. 5. 6
	千 葉	カフスカバーまつりかんぬき止め	1 枚につき 66円	R7. 4. 20
	東 京	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 着分につき 70円	R6. 8. 31
	新 潟	取り外し可能なもの	1 枚につき 50円	H12. 4. 6

糸くず取り

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取		1 枚につき 15円	H27. 5. 21
*	青 森	糸始末	1 枚につき 29円	R7. 5. 1
	岩 手		1 枚につき 25円	R4. 6. 1
	宮 城		1 枚につき 30円	H29. 5. 4
	山 形		1 枚につき 20円	R6. 5. 1
	福 島		1 枚につき 21円	R6. 5. 1
	茨 城		1 枚分につき 19円	H17. 4. 1
	栃 木		1 着につき 23円	R7. 4. 21
	群 馬		1 枚につき 16円	H18. 5. 6
	千 葉		1 枚につき 21円	R7. 4. 20
	新 潟		1 枚につき 20円	H12. 4. 6
	長 野	しつけ糸の無いものに限る	1 枚につき 24円	H14. 3. 31
	広 島	糸きり装置付き	1 枚につき 12円	R5. 8. 12
		糸きり装置なし	1 枚につき 12円	R5. 8. 12
*	福 岡	裏地のあるものについて行うもの	1 枚分につき 16円	H27. 4. 17
		裏地のないものについて行うもの	1 枚分につき 19円	H27. 4. 17
	佐 賀		1 枚につき 15円	R4. 4. 24
	熊 本		1 枚につき 15円	H16. 4. 25
*	大 分	糸切り	1 枚につき 11円	H13. 9. 6
	沖 縄		1 枚につき 20円	R5. 4. 28

(2) スカートのまとめの業務

千鳥掛け

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	H27. 5. 21
	岩 手	長さが3 c m間に6個以上	1 か所につき 10円	R4. 6. 1
*	宮 城	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 11円	H29. 5. 4
*	秋 田	針目が4 c m間隔に5針以上	1 枚4 c mにつき 12円	R6. 4. 24
	茨 城		5 c mにつき 11円	H17. 4. 1
*	栃 木	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 16円	R7. 4. 21
*	群 馬	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 13円	H18. 5. 6
*	埼 玉	千鳥の間隔が6 mm以下のもの	1 か所につき 17円	R5. 5. 5
*	千 葉	針目が3 c m間隔に5針以上	3 c mにつき 10円	R7. 4. 20
*	東 京	針目が3 c m間隔に5針以上	1 ヶ所につき 19円	R6. 8. 31
*	新 潟	千鳥の間隔が6 mmのもの	1 か所につき 16円	H12. 4. 6
	山 梨	千鳥の間隔が6 mm以上のもの	5 c mにつき 11円	R6. 4. 17
*	長 野	針目が3 c mの間に4針以上のもの	1 か所につき 14円	H14. 3. 31
*	広 島	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 6円	R5. 8. 12
*	佐 賀	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	R4. 4. 24

すそまつり

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 15円	H27. 5. 21
	青 森	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	R7. 5. 1
*	岩 手	針目が3 c m間隔に4針以上	1 0 c mにつき 9円	R4. 6. 1
	栃 木	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	R7. 4. 21
	群 馬	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	H18. 5. 6
	埼 玉	針目の間隔が8 mm以下のもの	1 0 c mにつき 13円	R5. 5. 5
	千 葉	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 12円	R7. 4. 20
	東 京	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 29円	R6. 8. 31
	新 潟	針目の間隔が7 mm以上、8 mm以下のもの	2 0 c mにつき 20円	H12. 4. 6
	長 野		2 0 c mにつき 22円	H14. 3. 31
*	島 根		長さ3 c mにつき 5円	H15. 6. 25
*	広 島	針目が3 c m間隔に4針以上（手作業に限る。）	1 着につき 72円	R5. 8. 12
	福 岡		2 0 c mにつき 17円	H27. 4. 17
	佐 賀	針目が3 c m間隔に4針以上	1 5 c mにつき 9円	R4. 4. 24
	熊 本	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 12円	H16. 4. 25

スナップ付け

局 名	規 格	金 額	発効日
鳥 取	1 c m型	1 組につき 18円	H27. 5. 21
青 森	1 c m型	1 組につき 25円	R7. 5. 1
岩 手	スナップの大きさ共通	1 組につき 23円	R4. 6. 1
宮 城	1 c m以上型	1 組につき 16円	H29. 5. 4
秋 田	花芯	1 組につき 30円	R6. 4. 24
山 形	1 c m型	1 組につき 21円	R6. 5. 1
福 島		1 組につき 25円	R6. 5. 1
茨 城		1 組につき 18円	H17. 4. 1
栃 木	1 c m型	1 組につき 23円	R7. 4. 21
群 馬	1 c m型	1 組につき 18円	H18. 5. 6
埼 玉	2本糸で2度掛けを行うもの	1 組につき 24円	R5. 5. 5
千 葉		1 組につき 14円	R7. 4. 20
東 京	1 c m型	1 組につき 26円	R6. 8. 31
新 潟		1 組につき 20円	H12. 4. 6
福 井		1 組につき 29円	R7. 4. 5
山 梨		1 組につき 17円	R6. 4. 17
長 野		1 組につき 26円	H14. 3. 31
岐 阜		1 組につき 10円	H7. 3. 31
島 根		1 組につき 16円	H15. 6. 25
広 島	1 c m型	1 組につき 18円	R5. 8. 12
福 岡		1 組につき 15円	H27. 4. 17
佐 賀	1 c m型	1 組につき 13円	R4. 4. 24
長 崎	1 c m型	1 組につき 15円	H13. 4. 1
熊 本	1 c m型	1 組につき 14円	H16. 4. 25
大 分	5 mm以上の型のもの	1 組につき 15円	H13. 9. 6

かぎホック付け

局 名	規 格	金 額	発効日
鳥 取	ウエスト用、前かん	1 組につき 21円	H27. 5. 21
青 森	ウエスト用、前かん	1 組につき 25円	R7. 5. 1
岩 手	前かん、大きさ共通	1 組につき 21円	R4. 6. 1
宮 城	ウエスト用、前かん	1 組につき 22円	H29. 5. 4
秋 田	花芯	1 組につき 26円	R6. 4. 24
山 形	ウエスト用、前かん	1 組につき 25円	R6. 5. 1
福 島		1 組につき 25円	R6. 5. 1
* 茨 城	ウエスト用	1 組につき 29円	H17. 4. 1
栃 木	ウエスト用	1 組につき 32円	R7. 4. 21
群 馬	ウエスト用、前かん	1 組につき 25円	H18. 5. 6
* 埼 玉	ウエスト用	1 組につき 27円	R5. 5. 5
千 葉	ウエスト用	1 組につき 24円	R7. 4. 20
東 京	ウエスト用、前かん	1 組につき 32円	R6. 8. 31
* 新 潟	ウエスト用	1 組につき 20円	H12. 4. 6
福 井		1 組につき 35円	R7. 4. 5
山 梨		1 組につき 17円	R6. 4. 17
長 野		1 組につき 28円	H14. 3. 31
岐 阜		1 組につき 10円	H7. 3. 31
広 島	ウエスト用	1 組につき 18円	R5. 8. 12
福 岡		1 組につき 17円	H27. 4. 17
佐 賀	ウエスト用前かん	1 組につき 20円	R4. 4. 24
長 崎	ウエスト用前かん	1 組につき 20円	H13. 4. 1
熊 本	ウエスト用、前かん	1 組につき 23円	H16. 4. 25

ボタン付け

局 名	規 格	金 額	発効日
鳥 取	1 8 mm以下、2つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき 7円	H27. 5. 21
青 森	1 8 mm以下、2つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき 11円	R7. 5. 1
岩 手	根巻きあり	1 個につき 9円	R4. 6. 1
宮 城	1 8 mm以下、2つ穴、糸足つき根巻 4 回以上	1 個につき 10円	H29. 5. 4
秋 田	根巻き付き	1 個につき 15円	R6. 4. 24
山 形	根巻きあり カボタンなし (2つ穴)	1 個につき 10円	R6. 5. 1
福 島	2つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき 11円	R6. 5. 1
茨 城	根巻きをし、カボタンを付けないもの	1 個につき 12円	H17. 4. 1
栃 木	1 8 mm以下、2つ穴、糸足つき、根巻き 3 回以上	1 個につき 14円	R7. 4. 21
群 馬	1 8 mm以下、2つ穴、糸足つき、根巻き 4 回以上	1 個につき 9円	H18. 5. 6
* 埼 玉	2つ穴のボタンを付けるもの、2 本糸 2 回通しで根巻き 3 回以上	1 個につき 15円	R5. 5. 5
千 葉	根巻きあり カボタンなし	1 個につき 10円	R7. 4. 20
東 京	1 8 mm以下、2つ穴、糸足つき根巻き 4 回以上	1 個につき 17円	R6. 8. 31
* 新 潟	裏穴ボタン又は2つ穴ボタンで、根巻きをし、カボタンをつけないもの	1 個につき 10円	H12. 4. 6
福 井	根巻きに限る	1 個につき 16円	R7. 4. 5
山 梨	根巻きなし 2つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき 9円	R6. 4. 17
	根巻きあり 4つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき 11円	R6. 4. 17
長 野	1 8 mm以下のものであって糸足つきで根巻きが 3 回以上のもの	1 個につき 13円	H14. 3. 31
* 岐 阜	根巻きあり、カボタンなし	1 個につき 7円	H7. 3. 31
広 島	糸足つき、根巻き 4 回以上	1 個につき 8円	R5. 8. 12
* 福 岡	根巻きあり、カボタンを付けないもの	1 個につき 10円	H27. 4. 17
佐 賀	根巻きあり、カボタンなし	1 個につき 8円	R4. 4. 24
長 崎	根巻きあり、カボタンなし	1 個につき 8円	H13. 4. 1
熊 本	2つ穴、糸足つき根巻き 4 回以上	1 個につき 8円	H16. 4. 25
* 大 分	1 3 mm以上の型のもの(4つ穴)、糸足つき根巻き 3 回以上	1 個につき 8円	H13. 9. 6

鎖糸ループ付け

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	糸ループの長さ 5 c m (ベルト通しループを除く)	1 か所につき 7円	H27. 5. 21
	青 森		1 か所につき 16円	R7. 5. 1
	岩 手	糸ループの長さ共通	1 か所につき 6円	R4. 6. 1
	宮 城		1 か所につき 14円	H29. 5. 4
*	秋 田	糸ループ付け、3 c m以上 4 c m以下	1 か所につき 12円	R6. 4. 24
	山 形	糸ループの長さ 5 c m	1 か所につき 13円	R6. 5. 1
*	福 島	本鎖のもの	3 c mにつき 21円	R6. 5. 1
*	茨 城	糸ループの長さが 2 c m以上のもの	1 か所につき 11円	H17. 4. 1
	栃 木	鎖糸ループの長さ 2 c m以上	1 か所につき 14円	R7. 4. 21
	群 馬	糸ループの長さ 5 c m	1 か所につき 12円	H18. 5. 6
	千 葉	鎖糸ループ作りを含む	1 か所につき 10円	R7. 4. 20
		鎖糸ループを含まない	1 か所につき 3円	R7. 4. 20
	東 京	糸ループの長さ 5 c m	1 か所につき 20円	R6. 8. 31
*	新 潟	糸ループの長さが 3 c mのもの	1 か所につき 11円	H12. 4. 6
*	福 井	手編みに限る	1 枚につき 27円	R7. 4. 5
*	山 梨	糸ループの長さが 5 c mのもの (作り付け)	1 か所につき 11円	R6. 4. 17
*	長 野	糸ループの長さが 3 c m以上のもの	1 か所につき 13円	H14. 3. 31
*	岐 阜		1 か所につき 6円	H7. 3. 31
	広 島	糸ループの長さ 5 c m	1 か所につき 8円	R5. 8. 12
*	福 岡		1 か所につき 13円	H27. 4. 17
	佐 賀	糸ループ作り付け	1 か所につき 9円	R4. 4. 24
		既製ループ付け	1 か所につき 5円	R4. 4. 24
	長 崎	糸ループ作り付け	1 か所につき 9円	H13. 4. 1
	熊 本	糸ループ作り付け長さ 5 c m	1 か所につき 10円	H16. 4. 25
*	大 分	作り付け、糸ループの長さ 3 c m以上のもの	1 か所につき 7円	H13. 9. 6

プリーツしつけ

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	×印しつけ止め	1 か所につき 5円	H27. 5. 21
	青 森	×印のしつけ止め	1 か所につき 11円	R7. 5. 1
	岩 手	×印しつけ止め	1 か所につき 8円	R4. 6. 1
	宮 城	×印しつけ止め	1 か所につき 8円	H29. 5. 4
*	秋 田	×印しつけ 3 c m以上 4 c m以下	1 か所につき 9円	R6. 4. 24
	山 形	×印のしつけ止め	1 か所につき 9円	R6. 5. 1
*	福 島	×印に限る	1 か所につき 8円	R6. 5. 1
*	茨 城	×印しつけ	1 か所につき 9円	H17. 4. 1
*	栃 木	×印しつけ止め	1 か所につき 11円	R7. 4. 21
	群 馬	×印しつけ止め	1 か所につき 9円	H18. 5. 6
*	埼 玉	×印しつけ	1 か所につき 10円	R5. 5. 5
	千 葉	×印しつけ止め	1 か所につき 15円	R7. 4. 20
	東 京	×印しつけ止め	1 ヶ所につき 14円	R6. 8. 31
*	新 潟	×印しつけ	1 か所につき 10円	H12. 4. 6
*	福 井	×印しつけ止め	1 か所につき 10円	R7. 4. 5
*	山 梨	×印しつけ止め	1 か所につき 11円	R6. 4. 17
	広 島	×印しつけ止め	1 か所につき 5円	R5. 8. 12
	佐 賀	×印しつけ止め	1 か所につき 6円	R4. 4. 24
	長 崎	×印しつけ止め	1 か所につき 6円	H13. 4. 1
	熊 本	×印しつけ止め	1 か所につき 6円	H16. 4. 25

糸くず取り

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取		1 枚につき 15円	H27. 5. 21
*	青 森	糸始末	1 枚につき 21円	R7. 5. 1
	岩 手		1 枚につき 17円	R4. 6. 1
	宮 城		1 枚につき 22円	H29. 5. 4
	秋 田		1 枚につき 22円	R6. 4. 24
	福 島		1 枚につき 16円	R6. 5. 1
	茨 城		1 枚分につき 18円	H17. 4. 1
	栃 木		1 着につき 23円	R7. 4. 21
	群 馬		1 枚につき 16円	H18. 5. 6
	千 葉		1 枚につき 21円	R7. 4. 20
	新 潟		1 枚につき 20円	H12. 4. 6
	福 井		1 枚につき 25円	R7. 4. 5
	長 野		1 枚につき 19円	H14. 3. 31
	広 島	糸きり装置付き	1 枚につき 12円	R5. 8. 12
		糸きり装置なし	1 枚につき 12円	R5. 8. 12
*	福 岡	裏地のあるものについて行うもの	1 枚分につき 15円	H27. 4. 17
		裏地のないものについて行うもの	1 枚分につき 19円	H27. 4. 17
	佐 賀		1 枚につき 15円	R4. 4. 24
	長 崎		1 枚につき 14円	H13. 4. 1
	熊 本		1 枚につき 15円	H16. 4. 25
*	大 分	糸切り	1 枚につき 11円	H13. 9. 6
	沖 縄		1 枚につき 20円	R5. 4. 28

(3) ブラウスのまとめの業務

千鳥掛け

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	H27. 5. 21
*	岩 手	長さが3 c m間に6個以上	1 か所につき 10円	R4. 6. 1
*	秋 田	針目が4 c m間隔に5針以上	1 枚4 c mにつき 12円	R6. 4. 24
*	群 馬	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 13円	H18. 5. 6
*	埼 玉	千鳥の間隔が6 mm以下のもの	1 か所につき 17円	R5. 5. 5
*	新 潟	千鳥の間隔が6 mmのもの	1 か所につき 16円	H12. 4. 6
	山 梨	千鳥の間隔が6 mm以上のもの	5 c mにつき 11円	R6. 4. 17
*	広 島	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 6円	R5. 8. 12
	佐 賀	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	R4. 4. 24
*	長 崎	針目が3 c m間隔に5針以上のもの	1 か所につき 7円	H13. 4. 1

ボタン付け

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取	1 8 mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1 個につき 7円	H27. 5. 21
	岩 手	根巻きあり	1 個につき 10円	R4. 6. 1
	秋 田	根巻き付き	1 個につき 15円	R6. 4. 24
	福 島	2つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき 11円	R6. 5. 1
	群 馬	1 8 mm以下、2つ穴、糸足つき、根巻き4回以上	1 個につき 9円	H18. 5. 6
*	埼 玉	2つ穴のボタンを付けるもの、2本糸2回通しで根巻き3回以上	1 個につき 15円	R5. 5. 5
*	新 潟	裏穴ボタン又は2つ穴ボタンで、根巻きをし、力ボタンをつけないもの	1 個につき 10円	H12. 4. 6
	山 梨	根巻きなし2つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき 9円	R6. 4. 17
		根巻きあり4つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき 11円	R6. 4. 17
	広 島	糸足つき、根巻き4回以上	1 個につき 8円	R5. 8. 12
	佐 賀	根巻きあり、力ボタンなし	1 個につき 8円	R4. 4. 24
*	長 崎	飾りボタン	1 個につき 8円	H13. 4. 1

糸くず取り

	局 名	規 格	金 額	発効日
	鳥 取		1 枚につき 14円	H27. 5. 21
	岩 手		1 枚につき 25円	R4. 6. 1
	福 島		1 枚につき 15円	R6. 5. 1
	群 馬		1 枚につき 16円	H18. 5. 6
	新 潟		1 枚につき 20円	H12. 4. 6
	福 井	(新設)	1 枚につき 20円	R7. 4. 5
	広 島	糸きり装置付き	1 枚につき 12円	R5. 8. 12
		糸きり装置なし	1 枚につき 12円	R5. 8. 12
	高 知		1 枚につき 12円	R7. 2. 27
	佐 賀		1 枚につき 15円	R4. 4. 24
	長 崎		1 枚につき 13円	H13. 4. 1
	沖 縄		1 枚につき 20円	R5. 4. 28

男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表

<規格が同じもの>

1. 男子服 工程別・局別比較表

(1) 背広上衣のまとめの業務

そで付け裏まつり

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1枚につき 115円	115	H27.5.21
島 根		1枚につき 114円	114	H15.6.25
			114円50銭	(全国平均)

そで口裏まつり

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1枚(28cm×2)につき 58円	58	H27.5.21
福 島		10cmにつき 16円	89.6	R6.5.1
島 根		1枚につき 58円	58	H15.6.25
			68円53銭	(全国平均)

見返し7mm星入れ

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		75cmにつき 51円	51	H27.5.21

ベントまつり

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1か所(6cm)につき 11円	11	H27.5.21
福 島		10cmにつき 24円	14.4	R6.5.1
岐 阜		1枚につき 13円	13	H7.3.31
島 根		1カ所につき 11円	11	H15.6.25
			12円35銭	(全国平均)

背すそまつり

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1枚につき 36円	36	H27.5.21
島 根		1枚につき 35円	35	H15.6.25
			35円50銭	(全国平均)

そであきまつり

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1枚につき 15円	15	H27.5.21

えり折り返し裏まつり

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1枚につき 15円	15	H27.5.21

背裏鎖止め

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1か所につき 15円	15	H27.5.21
島 根		1枚につき 15円	15	H15.6.25
			15円00銭	(全国平均)

肩裏まつり

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1枚につき 36円	36	H27.5.21

そで裏星入れ

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1 枚につき 29円	29	H27. 5. 21

ベント止め

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1 か所につき 4円	4	H27. 5. 21
茨 城		1 か所につき 10円	10	H15. 4. 1
島 根		1 か所につき 4円	4	H15. 6. 25
			6円00銭	(全国平均)

カード付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		カード 1 枚につき 8円	8	H27. 5. 21

糸くず取り

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1 枚につき 58円	58	H27. 5. 21
岩 手		1 枚につき 32円	32	R4. 6. 1
宮 城		1 枚につき 36円	36	H29. 5. 4
秋 田		1 枚につき 36円	36	R6. 4. 24
山 形		1 枚につき 45円	45	R6. 5. 1
茨 城		1 枚につき 68円	68	H15. 4. 1
新 潟		1 枚につき 33円	33	H12. 4. 6
大 阪		1 枚につき 99円	99	R7. 3. 28
島 根		1 枚につき 53円	53	H15. 6. 25
福 岡		1 枚につき 58円	58	H12. 2. 17
			51円80銭	(全国平均)

(2) ズボンのまとめの業務

小また千鳥掛け（後身内また上部について行うもの）

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1本につき 15円	15	H27. 5. 21

小また千鳥掛け（わたり部について行うもの）

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1本につき 22円	22	H27. 5. 21

ボタン付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1個につき 8円	8	H27. 5. 21
茨 城		1個につき 17円	17	H15. 4. 1
島 根		1個につき 8円	8	H15. 6. 25
			11円00銭	(全国平均)

腰裏後端まつり

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1本につき 8円	8	H27. 5. 21
島 根		1本につき 8円	8	H15. 6. 25
			8円00銭	(全国平均)

糸くず取り

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1本につき 22円	22	H27. 5. 21
岩 手		1枚につき 29円	29	R4. 6. 1
宮 城		1本につき 29円	29	H29. 5. 4
秋 田		1本につき 16円	16	R6. 4. 24
山 形		1本につき 32円	32	R6. 5. 1
福 島		1本につき 43円	43	R6. 5. 1
茨 城		1本につき 20円	20	H15. 4. 1
新 潟		1本につき 22円	22	H12. 4. 6
大 阪		1本につき 23円	23	R7. 3. 28
島 根		1本につき 23円	23	H15. 6. 25
福 岡		1本につき 22円	22	H12. 2. 17
			25円55銭	(全国平均)

2. 婦人服 工程別・局別比較表

<規格が同じもの>

(1) ワンピースのまとめの業務

千鳥掛け				
局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	10円	H27. 5. 21
宮 城	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 13円	13	H29. 5. 4
栃 木	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 16円	16	R7. 4. 21
群 馬	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 13円	13	H18. 5. 6
千 葉	針目が3 c m間隔に5針以上	3 c mにつき 10円	10	R7. 4. 20
東 京	針目が3 c m間隔に5針以上	1 ヶ所につき 19円	19	R6. 8. 31
広 島	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 6円	6	R5. 8. 12
佐 賀	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	10	R4. 4. 24
熊 本	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所（3 c m）につき 10円	10	H16. 4. 25
			11円89銭	（全国平均）

すそまつり				
局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 15円	15	H27. 5. 21
青 森	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	19	R7. 5. 1
岩 手	針目が3 c m間隔に4針以上	1 0 c mにつき 10円	20. 00	R4. 6. 1
宮 城	針目が3 c m間隔に4針以上	1 0 c mにつき 12円	24. 00	H29. 5. 4
栃 木	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	19	R7. 4. 21
群 馬	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	19	H18. 5. 6
千 葉	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 12円	12	R7. 4. 20
東 京	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 29円	29	R6. 8. 31
佐 賀	針目が3 c m間隔に4針以上	1 5 c mにつき 9円	12. 00	R4. 4. 24
			18円78銭	（全国平均）

スナップ付け				
局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	1 c m型	1 組につき 18円	18	H27. 5. 21
青 森	1 c m型	1 組につき 19円	19	R7. 5. 1
宮 城	1 c m以上型	1 組につき 16円	16	H29. 5. 4
山 形	1 c m型	1 組につき 21円	21	R6. 5. 1
栃 木	1 c m型	1 組につき 23円	23	R7. 4. 21
群 馬	1 c m型	1 組につき 18円	18	H18. 5. 6
東 京	1 c m型	1 組につき 26円	26	R6. 8. 31
広 島	1 c m型	1 組につき 18円	18	R5. 8. 12
佐 賀	1 c m型	1 組につき 13円	13	R4. 4. 24
熊 本	1 c m型	1 組につき 15円	15	H16. 4. 25
			18円70銭	（全国平均）

かぎホック付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 20円	20	H27. 5. 21
青 森	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 25円	25	R7. 5. 1
宮 城	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円	22	H29. 5. 4
山 形	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円	22	R6. 5. 1
栃 木	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 23円	23	R7. 4. 21
群 馬	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 18円	18	H18. 5. 6
東 京	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 28円	28	R6. 8. 31
			22円57銭	(全国平均)

ボタン付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	1 8 mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円	7	H27. 5. 21
青 森	1 8 mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 15円	15	R7. 5. 1
			11円00銭	(全国平均)

鎖糸ループ付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	糸ループの長さ5 c m（ベルト通しループを除く）	1か所につき 10円	10	H27. 5. 21

プリーツしつけ

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	×印しつけ止め	1か所につき 5円	5	H27. 5. 21
青 森	×印のしつけ止め	1か所につき 11円	11	R7. 5. 1
岩 手	×印しつけ止め	1か所につき 8円	8	R4. 6. 1
宮 城	×印しつけ止め	1か所につき 9円	9	H29. 5. 4
山 形	×印のしつけ止め	1カ所につき 9円	9	R6. 5. 1
福 島	×印に限る	1か所につき 8円	8	R6. 5. 1
茨 城	×印しつけ	1か所につき 9円	9	H17. 4. 1
栃 木	×印しつけ止め	1か所につき 11円	11	R7. 4. 21
群 馬	×印しつけ止め	1か所につき 9円	9	H18. 5. 6
埼 玉	×印しつけ	1か所につき 10円	10	R5. 5. 5
千 葉	×印しつけ止め	1か所につき 15円	15	R7. 4. 20
東 京	×印しつけ止め	1ヶ所につき 14円	14	R6. 8. 31
新 潟	×印しつけ	1か所につき 10円	10	H12. 4. 6
山 梨	×印しつけ止め	1か所につき 11円	11	R6. 4. 17
広 島	×印しつけ止め	1か所につき 5円	5	R5. 8. 12
佐 賀	×印しつけ止め	1か所につき 6円	6	R4. 4. 24
			9円38銭	(全国平均)

肩パット付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	部分止め	1 組につき 25円	25	H27. 5. 21
広 島	部分止め	1 着につき 30円	30	R5. 8. 12
佐 賀	部分止め	1 組につき 24円	24	R4. 4. 24
			26円33銭	(全国平均)

カフス付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 枚につき 33円	33	H27. 5. 21
群 馬	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 枚につき 48円	48	H18. 5. 6
千 葉	カフスカバーまつりかんぬき止め	1 枚につき 66円	66	R7. 4. 20
東 京	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 着分につき 70円	70	R6. 8. 31
			54円25銭	(全国平均)

糸くず取り

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1 枚につき 15円	15	H27. 5. 21
岩 手		1 枚につき 25円	25	R4. 6. 1
宮 城		1 枚につき 30円	30	H29. 5. 4
山 形		1 枚につき 20円	20	R6. 5. 1
福 島		1 枚につき 21円	21	R6. 5. 1
茨 城		1 枚分につき 19円	19	H17. 4. 1
栃 木		1 着につき 23円	23	R7. 4. 21
群 馬		1 枚につき 16円	16	H18. 5. 6
千 葉		1 枚につき 21円	21	R7. 4. 20
新 潟		1 枚につき 20円	20	H12. 4. 6
佐 賀		1 枚につき 15円	15	R4. 4. 24
熊 本		1 枚につき 15円	15	H16. 4. 25
沖 縄		1 枚につき 20円	20	R5. 4. 28
			20円00銭	(全国平均)

(2) スカートのまとめの業務

千鳥掛け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	10円	H27. 5. 21
宮 城	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 11円	11	H29. 5. 4
栃 木	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 16円	16	R7. 4. 21
群 馬	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 13円	13	H18. 5. 6
千 葉	針目が3 c m間隔に5針以上	3 c mにつき 10円	10	R7. 4. 20
東 京	針目が3 c m間隔に5針以上	1 ヶ所につき 19円	19	R6. 8. 31
広 島	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 6円	6	R5. 8. 12
佐 賀	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	10	R4. 4. 24
			11円88銭	(全国平均)

すそまつり

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 15円	15	H27. 5. 21
青 森	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	19	R7. 5. 1
岩 手	針目が3 c m間隔に4針以上	1 0 c mにつき 9円	18. 00	R4. 6. 1
栃 木	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	19	R7. 4. 21
群 馬	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 19円	19	H18. 5. 6
千 葉	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 12円	12	R7. 4. 20
東 京	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 29円	29	R6. 8. 31
佐 賀	針目が3 c m間隔に4針以上	1 5 c mにつき 9円	12. 00	R4. 4. 24
熊 本	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 12円	12	H16. 4. 25
			17円22銭	(全国平均)

スナップ付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	1 c m型	1 組につき 18円	18	H27. 5. 21
青 森	1 c m型	1 組につき 25円	25	R7. 5. 1
山 形	1 c m型	1 組につき 21円	21	R6. 5. 1
栃 木	1 c m型	1 組につき 23円	23	R7. 4. 21
群 馬	1 c m型	1 組につき 18円	18	H18. 5. 6
東 京	1 c m型	1 組につき 26円	26	R6. 8. 31
広 島	1 c m型	1 組につき 18円	18	R5. 8. 12
佐 賀	1 c m型	1 組につき 13円	13	R4. 4. 24
長 崎	1 c m型	1 組につき 15円	15	H13. 4. 1
熊 本	1 c m型	1 組につき 14円	14	H16. 4. 25
			19円10銭	(全国平均)

かぎホック付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	ウエスト用、前かん	1 組につき 21円	21	H27. 5. 21
青 森	ウエスト用、前かん	1 組につき 25円	25	R7. 5. 1
宮 城	ウエスト用、前かん	1 組につき 22円	22	H29. 5. 4
山 形	ウエスト用、前かん	1 組につき 25円	25	R6. 5. 1
群 馬	ウエスト用、前かん	1 組につき 25円	25	H18. 5. 6
東 京	ウエスト用、前かん	1 組につき 32円	32	R6. 8. 31
佐 賀	ウエスト用前かん	1 組につき 20円	20	R4. 4. 24
長 崎	ウエスト用前かん	1 組につき 20円	20	H13. 4. 1
熊 本	ウエスト用、前かん	1 組につき 23円	23	H16. 4. 25
			23円67銭	(全国平均)

ボタン付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	1 8 mm以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき 7円	7	H27. 5. 21
青 森	1 8 mm以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき 11円	11	R7. 5. 1
			9円00銭	(全国平均)

鎖系ループ付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	糸ループの長さ 5 c m (ベルト通しループ)	1 か所につき 7円	7	H27. 5. 21

ブリーツしつけ

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	×印しつけ止め	1 か所につき 5円	5	H27. 5. 21
青 森	×印のしつけ止め	1 か所につき 11円	11	R7. 5. 1
岩 手	×印しつけ止め	1 か所につき 8円	8	R4. 6. 1
宮 城	×印しつけ止め	1 か所につき 8円	8	H29. 5. 4
山 形	×印のしつけ止め	1 か所につき 9円	9	R6. 5. 1
福 島	×印に限る	1 か所につき 8円	8	R6. 5. 1
茨 城	×印しつけ	1 か所につき 9円	9	H17. 4. 1
栃 木	×印しつけ止め	1 か所につき 11円	11	R7. 4. 21
群 馬	×印しつけ止め	1 か所につき 9円	9	H18. 5. 6
埼 玉	×印しつけ	1 か所につき 10円	10	R5. 5. 5
千 葉	×印しつけ止め	1 か所につき 15円	15	R7. 4. 20
東 京	×印しつけ止め	1 ヶ所につき 14円	14	R6. 8. 31
新 潟	×印しつけ	1 か所につき 10円	10	H12. 4. 6
福 井	×印しつけ止め	1 か所につき 10円	10	R7. 4. 5
山 梨	×印しつけ止め	1 か所につき 11円	11	R6. 4. 17
広 島	×印しつけ止め	1 か所につき 5円	5	R5. 8. 12
佐 賀	×印しつけ止め	1 か所につき 6円	6	R4. 4. 24
長 崎	×印しつけ止め	1 か所につき 6円	6	H13. 4. 1
熊 本	×印しつけ止め	1 か所につき 6円	6	H16. 4. 25
			9円00銭	(全国平均)

糸くず取り

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1 枚につき 15円	15	H27. 5. 21
岩 手		1 枚につき 17円	17	R4. 6. 1
宮 城		1 枚につき 22円	22	H29. 5. 4
秋 田		1 枚につき 22円	22	R6. 4. 24
福 島		1 枚につき 16円	16	R6. 5. 1
茨 城		1 枚分につき 18円	18	H17. 4. 1
栃 木		1 着につき 23円	23	R7. 4. 21
群 馬		1 枚につき 16円	16	H18. 5. 6
千 葉		1 枚につき 21円	21	R7. 4. 20
新 潟		1 枚につき 20円	20	H12. 4. 6
福 井		1 枚につき 25円	25	R7. 4. 5
長 野		1 枚につき 19円	19	H14. 3. 31
佐 賀		1 枚につき 15円	15	R4. 4. 24
長 崎		1 枚につき 14円	14	H13. 4. 1
熊 本		1 枚につき 15円	15	H16. 4. 25
沖 縄		1 枚につき 20円	20	R5. 4. 28
			18円63銭	(全国平均)

(3) ブラウスのまとめの業務

千鳥掛け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	10	H27. 5. 21
群 馬	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 13円	13	H18. 5. 6
広 島	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 6円	6	R5. 8. 12
佐 賀	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 10円	10	R4. 4. 24
長 崎	針目が3 c m間隔に5針以上のもの	1 か所につき 7円	7	H13. 4. 1
			9円20銭	(全国平均)

ボタン付け

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取	1 8 mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1 個につき 7円	7	H27. 5. 21

糸くず取り

局 名	規 格	金 額	換算額	発効日
鳥 取		1 枚につき 14円	14	H27. 5. 21
岩 手		1 枚につき 25円	25	R4. 6. 1
福 島		1 枚につき 15円	15	R6. 5. 1
群 馬		1 枚につき 16円	16	H18. 5. 6
新 潟		1 枚につき 20円	20	H12. 4. 6
福 井	(新設)	1 枚につき 20円	20	R7. 4. 5
高 知		1 枚につき 12円	12	R7. 2. 27
佐 賀		1 枚につき 15円	15	R4. 4. 24
長 崎		1 枚につき 13円	13	H13. 4. 1
沖 縄		1 枚につき 20円	20	R5. 4. 28
			17円00銭	(全国平均)

男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表（標準作業時間含む）

1. 男子服

<規格が同じもの>

（１）背広上衣のまとめの業務

そで付け裏まつり

局名	規格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥取		1枚につき 16:00	16:00	115円	H27.5.21
島根		1枚につき -	-	114円	H15.6.25
(全国平均)					

そで口裏まつり

局名	規格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥取		1枚（28cm×2）につ 08:00	08:00	58円	H27.5.21
福島		10cmにつき 06:00	33:36	16円	R6.5.1
島根		1枚につき -	-	58円	H15.6.25
(全国平均) 20:48					

見返し7mm星入れ

局名	規格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥取		75cmにつき 07:00	07:00	51円	H27.5.21

ベントまつり

局名	規格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥取		1か所（6cm）につき 01:30	01:30	11円	H27.5.21
福島		10cmにつき 03:17	01:58	24円	R6.5.1
岐阜		1枚につき -	-	13円	H7.3.31
島根		1カ所につき -	-	11円	H15.6.25
(全国平均) 01:44					

背すそまつり

局名	規格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥取		1枚につき 05:00	05:00	36円	H27.5.21
島根		1枚につき -	-	35円	H15.6.25
(全国平均) -					

そであきまつり

局名	規格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥取		1枚につき 02:00	02:00	15円	H27.5.21

えり折り返し裏まつり

局名	規格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥取		1枚につき 02:00	02:00	15円	H27.5.21

背裏鎖止め

局名	規格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥取		1か所につき 02:00	02:00	15円	H27.5.21
島根		1枚につき -	-	15円	H15.6.25
(全国平均) -					

肩裏まつり

局名	規格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥取		1枚につき 05:00	05:00	36円	H27.5.21

そで裏星入れ

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1 枚につき 04:00	04:00	29円	H27. 5. 21

ベントツ止め

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1 か所につき 00:30	00:30	4円	H27. 5. 21
茨 城		1 か所につき -	-	10円	H15. 4. 1
島 根		1 か所につき -	-	4円	H15. 6. 25

(全国平均) -

カード付け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		カード1枚につき 00:30	00:30	8円	H27. 5. 21

糸くず取り

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1 枚につき 08:00	08:00	58円	H27. 5. 21
岩 手		1 枚につき 05:38	05:38	32円	R4. 6. 1
宮 城		1 枚につき -	-	36円	H29. 5. 4
秋 田		1 枚につき 02:24	02:24	36円	R6. 4. 24
山 形		1 枚につき 03:49	03:49	45円	R6. 5. 1
茨 城		1 枚につき -	-	68円	H15. 4. 1
新 潟		1 枚につき -	-	33円	H12. 4. 6
大 阪		1 枚につき 18:48	18:48	99円	R7. 3. 28
島 根		1 枚につき -	-	53円	H15. 6. 25
福 岡		1 枚につき 20:00	20:00	58円	H12. 2. 17

(全国平均) 09:46

(2) ズボンのまとめの業務

小また千鳥掛け（後身内また上部について行うもの）

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1本につき 02:00	02:00	15円	H27.5.21

小また千鳥掛け（わたり部について行うもの）

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1本につき 03:00	03:00	22円	H27.5.21

ボタン付け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1個につき 01:00	01:00	8円	H27.5.21
茨 城		1個につき -	-	17円	H15.4.1
島 根		1個につき -	-	8円	H15.6.25
		(全国平均)	-		

腰裏後端まつり

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1本につき 01:00	01:00	8円	H27.5.21
島 根		1本につき -	-	8円	H15.6.25
		(全国平均)	-		

糸くず取り

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1本につき 03:00	03:00	22円	H27.5.21
岩 手		1枚につき 05:06	05:06	29円	R4.6.1
宮 城		1本につき -	-	29円	H29.5.4
秋 田		1本につき 01:00	01:00	16円	R6.4.24
山 形		1本につき 03:00	03:00	32円	R6.5.1
福 島		1本につき 06:40	06:40	43円	R6.5.1
茨 城		1本につき -	-	20円	H15.4.1
新 潟		1本につき -	-	22円	H12.4.6
大 阪		1本につき -	-	23円	R7.3.28
島 根		1本につき -	-	23円	H15.6.25
福 岡		1本につき 10:00	10:00	22円	H12.2.17
		(全国平均)	04:48		

赤文字は実態調査の平均時間

1時間（又は8時間）当たりの作業能率の場合、1枚（又は1ヵ所、1個）当たりの時間に換算

2. 婦人服

<規格が同じもの>

(1) ワンピースのまとめの業務

千鳥掛け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 01:40	01:40	10円	H27. 5. 21
宮 城	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき -	-	13円	H29. 5. 4
栃 木	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき -	-	16円	R7. 4. 21
群 馬	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき -	-	13円	H18. 5. 6
千 葉	針目が3 c m間隔に5針以上	3 c mにつき 03:54	03:54	10円	R7. 4. 20
東 京	針目が3 c m間隔に5針以上	1 ヶ所につき 01:12	01:12	19円	R6. 8. 31
広 島	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき -	-	6円	R5. 8. 12
佐 賀	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 02:12	02:12	10円	R4. 4. 24
熊 本	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所（3 c m）につき 01:20	01:20	10円	H16. 4. 25
(全国平均)			02:04		

すそまつり

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 01:30	01:30	15円	H27. 5. 21
青 森	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 01:17	01:17	19円	R7. 5. 1
岩 手	針目が3 c m間隔に4針以上	1 0 c mにつき 01:46	03:32	10円	R4. 6. 1
宮 城	針目が3 c m間隔に4針以上	1 0 c mにつき -	-	12円	H29. 5. 4
栃 木	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき -	-	19円	R7. 4. 21
群 馬	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき -	-	19円	H18. 5. 6
千 葉	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 03:00	03:00	12円	R7. 4. 20
東 京	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 01:12	01:12	29円	R6. 8. 31
佐 賀	針目が3 c m間隔に4針以上	1 5 c mにつき 04:48	06:24	9円	R4. 4. 24
(全国平均)			02:49		

スナップ付け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	1 c m型	1 組につき 02:30	02:30	18円	H27. 5. 21
青 森	1 c m型	1 組につき 01:17	01:17	19円	R7. 5. 1
宮 城	1 c m以上型	1 組につき -	-	16円	H29. 5. 4
山 形	1 c m型	1 組につき 04:00	04:00	21円	R6. 5. 1
栃 木	1 c m型	1 組につき -	-	23円	R7. 4. 21
群 馬	1 c m型	1 組につき -	-	18円	H18. 5. 6
東 京	1 c m型	1 組につき 01:01	01:01	26円	R6. 8. 31
広 島	1 c m型	1 組につき -	-	18円	R5. 8. 12
佐 賀	1 c m型	1 組につき 04:54	04:54	13円	R4. 4. 24
熊 本	1 c m型	1 組につき 03:00	03:00	15円	H16. 4. 25
(全国平均)			02:47		

かぎホック付け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 03:00	03:00	20円	H27. 5. 21
青 森	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 01:26	01:26	25円	R7. 5. 1
宮 城	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき -	-	22円	H29. 5. 4
山 形	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 03:42	03:42	22円	R6. 5. 1
栃 木	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき -	-	23円	R7. 4. 21
群 馬	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき -	-	18円	H18. 5. 6
東 京	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 02:10	02:10	28円	R6. 8. 31
(全国平均)			02:35		

ボタン付け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 01:00	01:00	7円	H27. 5. 21
青 森	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 00:48	00:48	15円	R7. 5. 1
(全国平均)			00:54		

鎖系ループ付け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	糸ループの長さ5cm（ベルト通しループを除く）	1か所につき 01:30	01:30	10円	H27. 5. 21

プリーツしつけ

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	×印しつけ止め	1か所につき 00:30	00:30	5円	H27. 5. 21
青 森	×印のしつけ止め	1か所につき 00:38	00:38	11円	R7. 5. 1
岩 手	×印しつけ止め	1か所につき 01:25	01:25	8円	R4. 6. 1
宮 城	×印しつけ止め	1か所につき -	-	9円	H29. 5. 4
山 形	×印のしつけ止め	1カ所につき 01:07	01:07	9円	R6. 5. 1
福 島	×印に限る	1か所につき -	-	8円	R6. 5. 1
茨 城	×印しつけ	1か所につき -	-	9円	H17. 4. 1
栃 木	×印しつけ止め	1か所につき -	-	11円	R7. 4. 21
群 馬	×印しつけ止め	1か所につき -	-	9円	H18. 5. 6
埼 玉	×印しつけ	1か所につき -	-	10円	R5. 5. 5
千 葉	×印しつけ止め	1か所につき -	-	15円	R7. 4. 20
東 京	×印しつけ止め	1ヶ所につき 00:33	00:33	14円	R6. 8. 31
新 潟	×印しつけ	1か所につき -	-	10円	H12. 4. 6
山 梨	×印しつけ止め	1か所につき 00:36	00:36	11円	R6. 4. 17
広 島	×印しつけ止め	1か所につき -	-	5円	R5. 8. 12
佐 賀	×印しつけ止め	1か所につき 02:06	02:06	6円	R4. 4. 24
(全国平均)			00:59		

肩パット付け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	部分止め	1 組につき 03:30	03:30	25円	H27. 5. 21
広 島	部分止め	1 着につき -	-	30円	R5. 8. 12
佐 賀	部分止め	1 組につき 06:54	06:54	24円	R4. 4. 24
(全国平均)			05:12		

カフス付け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 枚につき 04:30	04:30	33円	H27. 5. 21
群 馬	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 枚につき -	-	48円	H18. 5. 6
千 葉	カフスカバーまつりかんぬき止め	1 枚につき -	-	66円	R7. 4. 20
東 京	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 着分につき 06:46	06:46	70円	R6. 8. 31
(全国平均)			05:38		

糸くず取り

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1 枚につき 02:00	02:00	15円	H27. 5. 21
岩 手		1 枚につき 04:24	04:24	25円	R4. 6. 1
宮 城		1 枚につき -	-	30円	H29. 5. 4
山 形		1 枚につき 03:12	03:12	20円	R6. 5. 1
福 島		1 枚につき 04:00	04:00	21円	R6. 5. 1
茨 城		1 枚分につき -	-	19円	H17. 4. 1
栃 木		1 着につき -	-	23円	R7. 4. 21
群 馬		1 枚につき -	-	16円	H18. 5. 6
千 葉		1 枚につき -	-	21円	R7. 4. 20
新 潟		1 枚につき -	-	20円	H12. 4. 6
佐 賀		1 枚につき 07:30	07:30	15円	R4. 4. 24
熊 本		1 枚につき 01:30	01:30	15円	H16. 4. 25
沖 縄		1 枚につき 05:00	05:00	20円	R5. 4. 28
(全国平均)			03:57		

(2) スカートのまとめの業務

千鳥掛け

局 名	規 格	標準作業時間 (分：秒)	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 01:40	01:40	10円	H27. 5. 21
宮 城	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき -	-	11円	H29. 5. 4
栃 木	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき -	-	16円	R7. 4. 21
群 馬	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき -	-	13円	H18. 5. 6
千 葉	針目が3 c m間隔に5針以上	3 c mにつき 03:54	03:54	10円	R7. 4. 20
東 京	針目が3 c m間隔に5針以上	1 ヶ所につき 01:12	01:12	19円	R6. 8. 31
広 島	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき -	-	6円	R5. 8. 12
佐 賀	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 02:12	02:12	10円	R4. 4. 24
(全国平均)			02:15		

すそまつり

局 名	規 格	標準作業時間 (分：秒)	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 01:30	01:30	15円	H27. 5. 21
青 森	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 01:17	01:17	19円	R7. 5. 1
岩 手	針目が3 c m間隔に4針以上	1 0 c mにつき 01:35	03:10	9円	R4. 6. 1
栃 木	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき -	-	19円	R7. 4. 21
群 馬	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき -	-	19円	H18. 5. 6
千 葉	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 03:00	03:00	12円	R7. 4. 20
東 京	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 01:12	01:12	29円	R6. 8. 31
佐 賀	針目が3 c m間隔に4針以上	1 5 c mにつき 04:48	06:24	9円	R4. 4. 24
熊 本	針目が3 c m間隔に4針以上	2 0 c mにつき 02:20	02:20	12円	H16. 4. 25
(全国平均)			02:42		

スナップ付け

局 名	規 格	標準作業時間 (分：秒)	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	1 c m型	1 組につき 02:30	02:30	18円	H27. 5. 21
青 森	1 c m型	1 組につき 01:35	01:35	25円	R7. 5. 1
山 形	1 c m型	1 組につき 03:09	03:09	21円	R6. 5. 1
栃 木	1 c m型	1 組につき -	-	23円	R7. 4. 21
群 馬	1 c m型	1 組につき -	-	18円	H18. 5. 6
東 京	1 c m型	1 組につき 01:01	01:01	26円	R6. 8. 31
広 島	1 c m型	1 組につき -	-	18円	R5. 8. 12
佐 賀	1 c m型	1 組につき 04:54	04:54	13円	R4. 4. 24
長 崎	1 c m型	1 組につき -	-	15円	H13. 4. 1
熊 本	1 c m型	1 組につき 03:00	03:00	14円	H16. 4. 25
(全国平均)			02:41		

かぎホック付け

局 名	規 格	標準作業時間 (分：秒)	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	ウエスト用、前かん	1 組につき 03:00	03:00	21円	H27. 5. 21
青 森	ウエスト用、前かん	1 組につき 01:35	01:35	25円	R7. 5. 1
宮 城	ウエスト用、前かん	1 組につき -	-	22円	H29. 5. 4
山 形	ウエスト用、前かん	1 組につき 03:15	03:15	25円	R6. 5. 1
群 馬	ウエスト用、前かん	1 組につき -	-	25円	H18. 5. 6
東 京	ウエスト用、前かん	1 組につき 02:10	02:10	32円	R6. 8. 31
佐 賀	ウエスト用前かん	1 組につき 06:54	06:54	20円	R4. 4. 24
長 崎	ウエスト用前かん	1 組につき -	-	20円	H13. 4. 1
熊 本	ウエスト用、前かん	1 組につき 05:00	05:00	23円	H16. 4. 25
(全国平均)			03:39		

ボタン付け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	1 8 mm以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき 01:00	01:00	7円	H27. 5. 21
青 森	1 8 mm以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき 00:38	00:38	11円	R7. 5. 1
(全国平均)			00:49		

鎖糸ループ付け

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	糸ループの長さ 5 c m（ベルト通しループを除く）	1 か所につき 01:00	01:00	7円	H27. 5. 21

プリーツしつけ

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	×印しつけ止め	1 か所につき 00:30	00:30	5円	H27. 5. 21
青 森	×印のしつけ止め	1 か所につき 00:38	00:38	11円	R7. 7. 5
岩 手	×印しつけ止め	1 か所につき 01:24	01:24	8円	R4. 6. 1
宮 城	×印しつけ止め	1 か所につき -	-	8円	H29. 5. 4
山 形	×印のしつけ止め	1 ャ所につき 01:15	01:15	9円	R6. 5. 1
福 島	×印に限る	1 か所につき 01:25	01:25	8円	R6. 5. 1
茨 城	×印しつけ	1 か所につき -	-	9円	H17. 4. 1
栃 木	×印しつけ止め	1 か所につき -	-	11円	R7. 4. 21
群 馬	×印しつけ止め	1 か所につき -	-	9円	H18. 5. 6
埼 玉	×印しつけ	1 か所につき -	-	10円	R5. 5. 5
千 葉	×印しつけ止め	1 か所につき -	-	15円	R7. 4. 20
東 京	×印しつけ止め	1 ャ所につき 00:33	00:33	14円	R6. 8. 31
新 潟	×印しつけ	1 か所につき -	-	10円	H12. 4. 6
福 井	×印しつけ止め	1 か所につき 03:35	03:35	10円	R7. 4. 5
山 梨	×印しつけ止め	1 か所につき 00:36	00:36	11円	R6. 4. 17
広 島	×印しつけ止め	1 か所につき -	-	5円	R5. 8. 12
佐 賀	×印しつけ止め	1 か所につき 02:06	02:06	6円	R4. 4. 24
長 崎	×印しつけ止め	1 か所につき -	-	6円	H13. 4. 1
熊 本	×印しつけ止め	1 か所につき -	-	6円	H16. 4. 25
(全国平均)			01:20		

糸くず取り

局 名	規 格	標準作業時間（分：秒）	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1 枚につき 02:00	02:00	15円	H27. 5. 21
岩 手		1 枚につき 03:00	03:00	17円	R4. 6. 1
宮 城		1 枚につき -	-	22円	H29. 5. 4
秋 田		1 枚につき 01:24	01:24	22円	R6. 4. 24
福 島		1 枚につき 02:45	02:45	16円	R6. 5. 1
茨 城		1 枚分につき -	-	18円	H17. 4. 1
栃 木		1 着につき -	-	23円	R7. 4. 21
群 馬		1 枚につき -	-	16円	H18. 5. 6
千 葉		1 枚につき -	-	21円	R7. 4. 20
新 潟		1 枚につき -	-	20円	H12. 4. 6
福 井		1 枚につき 06:23	06:23	25円	R7. 4. 5
長 野		1 枚につき 03:00	03:00	19円	H14. 3. 31
佐 賀		1 枚につき 07:30	07:30	15円	R4. 4. 24
長 崎		1 枚につき -	-	14円	H13. 4. 1
熊 本		1 枚につき 01:20	01:20	15円	H16. 4. 25
沖 縄		1 枚につき 05:00	05:00	20円	R5. 4. 28
(全国平均)			03:36		

(3) ブラウスのまとめの業務

千鳥掛け

局 名	規 格	標準作業時間 (分 : 秒)	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 01:40	01:40	10円	H27. 5. 21
群 馬	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき -	-	13円	H18. 5. 6
広 島	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき -	-	6円	R5. 8. 12
佐 賀	針目が3 c m間隔に5針以上	1 か所につき 02:12	02:12	10円	R4. 4. 24
長 崎	針目が3 c m間隔に5針以上のもの	1 か所につき -	-	7円	H13. 4. 1
(全国平均)			01:56		

ボタン付け

局 名	規 格	標準作業時間 (分 : 秒)	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取	1 8 mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1 個につき 00:45	00:45	7円	H27. 5. 21

糸くず取り

局 名	規 格	標準作業時間 (分 : 秒)	換算した時間	最低工賃額	発効日
鳥 取		1 枚につき 02:00	02:00	14円	H27. 5. 21
岩 手		1 枚につき 04:24	04:24	25円	R4. 6. 1
福 島		1 枚につき 02:30	02:30	15円	R6. 5. 1
群 馬		1 枚につき -	-	16円	H18. 5. 6
新 潟		1 枚につき -	-	20円	H12. 4. 6
福 井		1 枚につき 04:24	04:24	20円	R7. 4. 5
高 知		1 枚につき 05:00	05:00	12円	R7. 2. 27
佐 賀		1 枚につき 07:30	07:30	15円	R4. 4. 24
長 崎		1 枚につき -	-	13円	H13. 4. 1
沖 縄		1 枚につき 05:00	05:00	20円	R5. 4. 28
(全国平均)			04:24		

赤文字は実態調査の平均時間

1時間（又は8時間）当たりの作業能率の場合、1枚（又は1ヵ所、1個）当たりの時間に換算

令和6年度 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査報告書

1 調査の概要

(1)調査の目的

この調査は、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議のための基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2)調査対象者

- ①鳥取県の区域内で、男子服製造業を営むもので、背広上着及びズボンのまとめの業務を家内労働者に委託する委託者
- ②鳥取県の区域内で、婦人服製造業を営むもので、ワンピース、スカート及びブラウスのまとめの業務を家内労働者に委託する委託者

(3)調査の項目

委託者の名称・所在地、家内労働委託業務の内容・家内労働者数、委託条件、工賃の決定状況、工程別支払工賃額、工程別標準的所要時間、注文洋服と既成洋服の作業工程における相違点、家内労働者の年齢・経験年数・1か月工賃額、景況判断及び最低工賃改定に関する意見要望等について調査した。

(4)その他

調査対象委託者 9人(男子服3人、婦人服6人)に対し、調査票の提出があった委託者は 9人(男子服3人、婦人服6人)で回収率は100%(男子服100%、婦人服100%)であった。このうち設定工賃に係る仕事を委託している委託者は2人(男子服1人、婦人服1人)であった。

(内訳は次表のとおり)

区 分			事業者数			比 率		
			男子服	婦人服	計	男子服	婦人服	計
調査票の提出者			3	6	9	100.0%	100.0%	100.0%
委託している者	設定品目、工程の委託を行っている		1	1	2	33.3%	16.7%	22.2%
	設定品目、工程の委託を行っていない		2	5	7	66.7%	83.3%	77.8%
委託していない者			0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
男子服、婦人服の製造をおこなっていない			0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
未提出者			0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
計			3	6	9	100.0%	100.0%	100.0%

2 設定工賃に係る委託者数及び家内労働者数(令和6年10月1日現在)

男子服製造業

区 分		計	東 部	中 部	西 部
家 内 労 働 委 託 者 数		1	1	0	0
家 内 労 働 者 数	男	6	6	0	0
	女	145	145	0	0
	計	151	151	0	0

婦人服製造業

区 分		計	東 部	中 部	西 部
家 内 労 働 委 託 者 数		1	1	0	0
家 内 労 働 者 数	男	0	0	0	0
	女	1	1	0	0
	計	1	1	0	0

3 委託条件・工賃の支払方法及び決定方法別件数

男子服製造業

(回答委託者の内、設定最低工賃の委託者について集計)

委託条件		件数	家内労働者が負担する材料、器具等の名称、単価	材料、器具の名称	金額	件数
工賃等条件明示の方法	①口頭でする	1		小バサミ	1500円	1
	②家内労働手帳でする	0		指ぬき	190円	1
	③文書でする	0				
	④その他※1	1				
	無回答	0		無回答		0
材料、製品の運搬方法	①委託者が家内労働者宅に運搬する	1	工賃の支払方法	締切日	①決まっている	1
	②委託者がグループ代表者宅に運搬する	0			②決まっていない	0
	③家内労働者が運搬する	0			③その他	0
	④その他	0			無回答	0
	無回答	0				
不良品が出た場合	①弁償させる	0		支払日	①決まっている	1
	②やり直しさせる	1			②決まっていない	0
	③問題にしない	0			③その他	0
	④その他	0			無回答	0
	無回答	0				
※1: タグに明細を付けて表示				支払方法	①現金	0
					②銀行振込	1
					③小切手	0
					④その他	0
					無回答	0

(回答委託者の内、設定最低工賃の委託者について集計)

工賃の決定状況			件数			件数
工賃改正状況	過去2年間に ついて	①引き上げた	0	現行工賃の 決定方法	①委託者が決める	1
		②引き下げた	0		②家内労働者が提示する	0
		③変わらない	0		③業者団体が決める	0
	今後の改正 予定	改正予定	0		④委託者と家内労働 者が話し合って決める	0
		改正未定	1		⑤その他	0
	無回答		0		無回答	0
現行工賃に 改正した理由		①物価の上昇	0	工賃単価の 具体的な 決め方	①品目・工程別	1
		②家内労働者からの要求	0		②品目ごとに1枚当たり	0
		③発注元の工賃単価の変更	0		③その都度の話し合い	0
		④その他 ※2	1		④その他	0
		無回答	0		無回答	0

※2: 最低工賃改定時に改正

婦人服製造業

(回答委託者の内、設定最低工賃の委託者について集計、一部複数回答あり)

委託条件			件数		材料、器具の名称		件数
工賃等条件 明示の方法	①口頭		1	家内労働者が 負担する材 料、器具等の 名称、単価			
	②家内労働手帳		0				
	③文書		1				
	④その他		0				
	無回答		0		なし		1
材料、製品の 運搬方法	①委託者が家内労働者宅に運搬する		1	工賃の支 払方法	締切日	①決まっている	1
	②委託者がグループ代表者宅に運搬する		0			②決まっていない	0
	③家内労働者が運搬する		0			③その他	0
	④その他		0			無回答	0
	無回答		0				
不良品が出 た 場合	①弁償させる		0		支払日	①決まっている	1
	②やり直しさせる		0			②決まっていない	0
	③問題にしない		1			③その他	0
	④その他		0			無回答	0
	無回答		0				
					支払方法	①現金	1
						②銀行振込	0
						③小切手	0
						④その他	0
						無回答	0

(回答委託者の内、設定最低工賃の委託者について集計)

工賃の決定			件数	工賃の決定		件数
工賃改正状況	過去2年間に ついて	①引き上げた	0	現行工賃の 決定方法	①委託者が決める	0
		②引き下げた	0		②家内労働者が提示する	0
		③変わらない	1		③業者団体が決める	0
	今後の 改正予 定	改正予定	0		④委託者と家内労働者が 話し合って決める	0
		改正未定	0		⑤その他 ※	1
	無回答		0		無回答	0
現行工賃に 改正した理由		①物価の上昇	0	工賃単価の 具体的な 決め方	①品目・工程別	1
		②家内労働者からの要求	0		②品目ごとに1枚当たり	0
		③発注元の工賃単価の変更	0		③その都度の話し合い	0
		④その他	0		④その他	0
		無回答	1		無回答	0

※ 労働局から来る金額

4 景況判断（回答委託者の内、設定最低工賃の委託者について集計）

男子服製造業

①業界の景況状況について（複数回答）

	良い	さほど変わらない	悪い	不明	無回答
現在	0	1	1	0	0
先行き	0	1	1	0	0

②事業所（委託者）の業況について（複数回答）

	良い	さほど変わらない	悪い	不明	無回答
現在	0	1	1	0	0
先行き	0	1	1	0	0

婦人服製造業

①業界の景況状況について

	良い	さほど変わらない	悪い	不明	無回答
現在	0	0	1	0	0
先行き	0	0	0	1	0

②事業所（委託者）の業況について

	良い	さほど変わらない	悪い	不明	無回答
現在	0	0	1	0	0
先行き	0	0	1	0	0

5 最低工賃改正に関する意見、要望

取引先に対して洋服の工賃の値上げ交渉が難しい中、家内労働者に対して思うように値上げができないのが現状である。

仕事のできる人（技術を持っている人）の高齢化、減少も踏まえ、仕事そのものの魅力も、付加価値を付けていかなければ、若年層に広がっていくのが難しいようだ。

6 工程別工賃額及び標準的所要時間等の状況（加重平均）

男子服製造業

工程		単位	現行最低工賃額	工程別工賃額(円)※			標準的所要時間				調査対象者数	
				最高額	最低額	平均額	最短時間	最長時間	平均時間	1時間当たり工賃額	委託者	家内労働者
背広上衣のまための業務	そで付け裏まつり	1枚につき	115円	115.00	115.00	115.00	16分00秒	16分00秒	16分00秒	431円25銭	1	151
	そで口裏まつり	1枚(28cm×2)につき	58円	154.00	154.00	154.00	21分00秒	21分00秒	21分00秒	440円00銭	1	151
	見返し7mm星入れ	75cmにつき	51円	120.00	120.00	120.00	18分45秒	18分45秒	18分45秒	384円00銭	1	151
	ベントまつり	1か所(6cm)につき	11円	11.00	11.00	11.00	02分00秒	02分00秒	02分00秒	330円00銭	1	151
	背すそまつり	1枚につき	36円	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	そであきまつり	1枚につき	15円	15.00	15.00	15.00	02分00秒	02分00秒	02分00秒	450円00銭	1	151
	えり返折り裏まつり	1枚につき	15円	15.00	15.00	15.00	02分00秒	02分00秒	02分00秒	450円00銭	1	151
	背裏鎖止め	1か所につき	15円	15.00	15.00	15.00	02分00秒	02分00秒	02分00秒	450円00銭	1	151
	肩裏まつり	1枚につき	36円	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	そで裏星入れ	1枚につき	29円	29.00	29.00	29.00	04分00秒	04分00秒	04分00秒	435円00銭	1	151
	ベント止め	1か所につき	4円	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	カード付け	カード1枚につき	8円	8.00	8.00	8.00	01分00秒	01分00秒	01分00秒	480円00銭	1	151
	糸くず取り	1枚につき	58円	93.00	93.00	93.00	13分00秒	13分00秒	13分00秒	429円23銭	1	151
ズボンのまための業務	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	1本につき	15円	-	-	-	-	-	-	0	0
		わたり部について行うもの	1本につき	22円	-	-	-	-	-	-	0	0
	ボタン付け	1個につき	8円	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	腰裏後端まつり	1本につき	8円	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	糸くず取り	1本につき	22円	-	-	-	-	-	-	-	0	0

※ ____ は回答のあった数値を規定の単位に合わせて換算したもの

発注単位

そで口裏まつり 4cm×2

見返し7mm星入れ 20cm

婦人既製洋服製造業(加重平均)

工程		規格/単位	現行最低工賃額	工程別工賃額(円)※			標準的所要時間				調査対象者数	
				最高額	最低額	平均額	最短時間	最長時間	平均時間	1時間当たり工賃額	委託者	家内労働者
ワンピースのまとめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上/1か所につき	10円								0	0
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上/20cmにつき	15円								0	0
	スナップ付け	1cm型/1組につき	18円	20.00	20.00	20.00	04分00秒	04分00秒	04分00秒	300.0円	1	1
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴/1組につき	20円	20.00	20.00	20.00	03分00秒	03分00秒	03分00秒	400.0円	1	1
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上/1個につき	7円	10.00	10.00	10.00	01分00秒	01分00秒	01分00秒	600.0円	1	1
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト通しループを除く)/1か所につき	10円	10.00	10.00	10.00	02分00秒	02分00秒	02分00秒	300.0円	1	1
	プリーツしつけ	×印しつけ止め/1か所につき	5円								0	0
	肩パット付け	部分止め/1組につき	25円								0	0
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め/1枚につき	33円								0	0
	糸くず取り	1枚につき	15円								0	0
スカートのまとめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上/1か所につき	10円								0	0
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上/20cmにつき	15円								0	0
	スナップ付け	1cm型/1組につき	18円								0	0
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん/1組につき	21円	20.00	20.00	20.00	04分00秒	04分00秒	04分00秒	300.0円	1	1
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上/1個につき	7円								0	0
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト通しループを除く)/1か所につき	7円	10.00	10.00	10.00	02分00秒	02分00秒	02分00秒	300.0円	1	1
	プリーツしつけ	×印しつけ止め/1か所につき	5円								0	0
	糸くず取り	1枚につき	15円								0	0
ブラウスのまとめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上/1か所につき	10円								0	0
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上/1個につき	7円	10.00	10.00	10.00	01分00秒	01分00秒	01分00秒	600.0円	1	1
	糸くず取り	1枚につき	14円								0	0

7 工程別平均工賃額の増減比較

男子服製造業

工程		単位	現行最低工賃額	前回調査 (加重平均)	今回調査 (加重平均)	対前回比
背広上衣の まよめの業務	そで付け裏まつり	1枚につき	115円	115.00	115.00	±0
	そで口裏まつり	1枚(28cm×2)につき	58円	※2 154.00	※1 154.00	±0
	見返し7mm星入れ	75cmにつき	51円	※2 120.00	※1 120.00	±0
	ベントツまつり	1か所(6cm)につき	11円	11.00	11.00	±0
	背すそまつり	1枚につき	36円			-
	そであきまつり	1枚につき	15円	15.00	15.00	±0
	えり返折り裏まつり	1枚につき	15円	15.00	15.00	±0
	背裏鎖止め	1か所につき	15円	15.00	15.00	±0
	肩裏まつり	1枚につき	36円			-
	そで裏星入れ	1枚につき	29円	29.00	29.00	±0
	ベントツ止め	1か所につき	4円			-
	カード付け	カード1枚につき	8円	8.00	8.00	±0
	糸くず取り	1枚につき	58円	93.00	93.00	±0
ズボンの まよめの業務	小また 千鳥掛け	後身内また上部 について行うもの	1本につき	15円		-
		わたり部について 行うもの	1本につき	22円		-
	ボタン付け		1個につき	8円		-
	腰裏後端まつり		1本につき	8円		-
	糸くず取り		1本につき	22円		-

※1 _____ は回答のあった数値を規定の単位に合わせて換算したもの
発注単位

そで口裏まつり 4cm×2
見返し7mm星入れ 20cm

※2 R3年度調査の発注単位で、換算したもの。

婦人既製洋服製造業

工程		規格/単位	現行 最低工賃額	前回調査 (加重平均)	今回調査 (加重平均)	対前回比
ワンピースの まよめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上 /1か所につき	10円			-
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上 /20cmにつき	15円			-
	スナップ付け	1cm型/1組につき	18円	20.00	20.00	±0
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴 /1組につき	20円	20.00	20.00	±0
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4 回以上/1個につき	7円	10.00	10.00	±0
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト通し ループを除く)/1か所につき	10円	10.00	10.00	±0
	プリーツしつけ	× 印しつけ止め/1か所につ き	5円			-
	肩パット付け	部分止め/1組につき	25円			-
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬ き止め/1枚につき	33円			-
	糸くず取り	1枚につき	15円			-
スカートの まよめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上 /1か所につき	10円			-
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上 /20cmにつき	15円			-
	スナップ付け	1cm型/1組につき	18円			-
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん/1組につき	21円	20.00	20.00	±0
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4 回以上/1個につき	7円			-
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト通し ループを除く)/1か所につき	7円	10.00	10.00	±0
	プリーツしつけ	× 印しつけ止め/1か所につ き	5円			-
	糸くず取り	1枚につき	15円			-
ブラウスの まよめの業務	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上/1 か所につき	10円			-
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4 回以上/1個につき	7円	10.00	10.00	±0
	糸くず取り	1枚につき	14円	14.00		-

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集実施要領

1 目的

鳥取地方労働審議会鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会における最低工賃の改正審議に資するため、関係委託者及び家内労働者から関係する最低工賃に係る意見（アンケート）を収集するものである。

2 意見収集対象者の選定基準等

令和6年度の「鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査」において回答があった全委託者及び家内労働者であって、婦人服製造業の家内労働者は1委託者につき1名、男子服製造業の家内労働者は、委託労働者数15名につき1名を抽出して、意見を収集する。

3 収集の時期

令和7年4月から同年5月

4 収集の方法

通信調査

5 収集する項目

別紙「最低工賃に関するアンケート（委託者用）」並びに「最低工賃に関するアンケート（家内労働者用）」のとおり。

6 取りまとめ及び結果の報告

鳥取労働局労働基準部賃金室において取りまとめを行い、令和7年度開催予定の第1回鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会において、その結果を報告する。

現在の「鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃」は別添リーフレットのとおりです。
この最低工賃額を改正すべきと思いますか。

- 1 改正すべき ・ 2 改正する必要はない

「1 改正すべき」と回答された方は、**別表**に品目の工程ごとに適当と思われる最低工賃額を記入してください。

現在委託しておられる品目の各工程の標準作業時間(経験が1年程度の家内労働者の標準的な作業時間を想定)について、見直しが必要だと思いますか。

- 1 見直す必要がある ・ 2 必要はない

「1 見直す必要がある」と回答された方は、**別表**に品目の工程ごとに適当と思われる標準作業時間を記入してください。

現在設定されている最低工賃の工程について御意見をお聞かせください。

1 現在設定されている工程で良い 2 工程を新しく追加する 3 一部の工程を削除する
(理由・具体的工程名など)

【最低工賃の認識について】

「鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃」を御存知でしたか？
(今回のアンケートで知ったことは除きます)

1 すべて知っていた 2 一部知っていた 3 まったく知らなかった

(1と2に○をされた方のみに進んでください、3に○をされた方はに進んでください)

「鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃」をどのような機会にお知りになりましたか？(複数回答可)

1 業界の資料等で 2 労働局の資料で 3 労働局のホームページで 4 その他
()

最低工賃について御意見、御要望等を記入してください。

(どんなことでも結構ですので、御意見を記入してください。)

御協力ありがとうございました

このアンケートと別表を返信用封筒に入れ 5月2日(金) 必着でポストに投函してください。

問合せ先：鳥取労働局労働基準部賃金室 電話：0857-29-1705

男子服における工程別の「改正すべき最低工賃額」・「適正な標準作業時間」・「今後の委託量」(委託者用)

別 表

品目	工 程		規 格	最低工賃額	改正すべき最低工賃額 (注1)	標準作業時間	適正な標準作業時間 (注2)		今後の委託量 (注3)
							分	秒	
背広上衣	そで付け裏まつり		1枚につき	115円	円	16分 00秒			増加・同じ・減少
	そで口裏まつり		1枚(28cm×2)につき	58円	円	8分 00秒			増加・同じ・減少
	見返し7mm星入れ		75cmにつき	51円	円	7分 00秒			増加・同じ・減少
	ベントまつり		1か所(6cm)につき	11円	円	1分 30秒			増加・同じ・減少
	背すそまつり		1枚につき	36円	円	5分 00秒			増加・同じ・減少
	そであきまつり		1枚につき	15円	円	2分 00秒			増加・同じ・減少
	えり折り返し裏まつり		1枚につき	15円	円	2分 00秒			増加・同じ・減少
	背裏鎖止め		1か所につき	15円	円	2分 00秒			増加・同じ・減少
	肩裏まつり		1枚につき	36円	円	5分 00秒			増加・同じ・減少
	そで裏星入れ		1枚につき	29円	円	4分 00秒			増加・同じ・減少
	ベント止め		1か所につき	4円	円	0分 30秒			増加・同じ・減少
	カード付け		カード1枚につき	8円	円	0分 30秒			増加・同じ・減少
	糸くず取り		1枚につき	58円	円	8分 00秒			増加・同じ・減少
ズボン	掛けまた千鳥	後身内また上部について行うもの	1本につき	15円	円	2分 00秒			増加・同じ・減少
		わたり部について行うもの	1本につき	22円	円	3分 00秒			増加・同じ・減少
	ボタン付け		1個につき	8円	円	1分 00秒			増加・同じ・減少
	腰裏後端まつり		1本につき	8円	円	1分 00秒			増加・同じ・減少
	糸くず取り		1本につき	22円	円	3分 00秒			増加・同じ・減少

注1 「改正すべき最低工賃額」欄には、経験が1年程度の家内労働者が仕上げたとして適切と考える最低工賃額を記入してください。

注2 「適正な標準作業時間」欄には、経験が1年程度の家内労働者が標準的な作業速度で、1つの品目の工程・規格の品物を仕上げるのにかかる時間を想定して記入してください。

注3 「今後の委託量」欄には、令和7年4月～令和8年3月における委託量の見通しについて記入してください。

婦人服における工程別の「改正すべき最低工賃額」・「適正な標準作業時間」・「今後の委託量」(委託者用)

別 表

品目	工 程	規 格	最低工賃額	改正すべき最低工賃額 (注1)	標準作業時間	適正な標準作業時間 (注2)		今後の委託量 (注3)
						分	秒	
ワンピース	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上、1か所につき	10円	円	1分 40秒			増加・同じ・減少
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上、20cmにつき	15円	円	1分 30秒			増加・同じ・減少
	スナップ付け	1cm型、1組につき	18円	円	2分 30秒			増加・同じ・減少
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴、1組につき	20円	円	3分 00秒			増加・同じ・減少
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上、1個につき	7円	円	1分 00秒			増加・同じ・減少
	鎖系ループ付け	系ループの長さ5cm(ベルト通しループを除く)、1か所につき	10円	円	1分 30秒			増加・同じ・減少
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め、1か所につき	5円	円	0分 30秒			増加・同じ・減少
	肩パット付け	部分止め、1組につき	25円	円	3分 30秒			増加・同じ・減少
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め、1枚につき	33円	円	4分 30秒			増加・同じ・減少
	糸くず取り	1枚につき	15円	円	2分 00秒			増加・同じ・減少
スカート	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上、1か所につき	10円	円	1分 40秒			増加・同じ・減少
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上、20cmにつき	15円	円	1分 30秒			増加・同じ・減少
	スナップ付け	1cm型、1組につき	18円	円	2分 30秒			増加・同じ・減少
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん、1組につき	21円	円	3分 00秒			増加・同じ・減少
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上、1個につき	7円	円	1分 00秒			増加・同じ・減少
	鎖系ループ付け	系ループの長さ5cm(ベルト通しループを除く)、1か所につき	7円	円	1分 00秒			増加・同じ・減少
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め、1か所につき	5円	円	0分 30秒			増加・同じ・減少
	糸くず取り	1枚につき	15円	円	2分 00秒			増加・同じ・減少
ブラウス	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上、1か所につき	10円	円	1分 40秒			増加・同じ・減少
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上、1個につき	7円	円	0分 45秒			増加・同じ・減少
	糸くず取り	1枚につき	14円	円	2分 00秒			増加・同じ・減少

注1 「改正すべき最低工賃額」欄には、経験が1年程度の家内労働者が仕上げたとして適切と考える最低工賃額を記入してください。

注2 「適正な標準作業時間」欄には、経験が1年程度の家内労働者が標準的な作業速度で、1つの品目の工程・規格の品物を仕上げるのにかかる時間を想定して記入してください。

注3 「今後の委託量」欄には、令和7年4月～令和8年3月における委託量の見通しについて記入してください。

スマートフォンで右のQRコードを読み込んで回答頂くこともできます。
 その場合、アンケート用紙の送付は不要ですので廃棄してください。



最低工賃に関するアンケート（家内労働者用）

このアンケートは、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会における家内労働者の意見として使用するものです。あなたの氏名や委託事業所名等は一切公表しませんので率直な意見を記載してください。（回答欄は空欄に該当事項、該当数字を記入してください。また番号によるものは該当番号を○で囲んでください。）

性別	男 ・ 女	年齢	歳	委託者の名称	
----	-------	----	---	--------	--

【家内労働に関する事項】

あなたは現在まで衣類関係の家内労働（内職）にどのくらい従事していますか？

年	か月
---	----

あなたの家内労働の形態は次のどれに該当しますか？

1 専業	（家内労働が世帯の主な収入源であり本業としている場合）
2 副業	（他に本業があって、本業の合間に家内労働に従事する場合）
3 内職	（世帯の本業に就いている者以外の者が家内労働に従事する場合）

あなたは、令和7年3月に何日、家内労働の仕事をしましたか

日

1日の平均作業時間と最長の作業時間を教えてください。

平均	時間	最長	時間
----	----	----	----

【工賃に関する事項】

あなたの令和7年3月の家内労働による収入額はいくらでしたか？

円

今後の仕事量と仕事内容の希望についてお尋ねします。

仕事の量について	1 今のままで良い	2 増やしたい	3 減らしたい
	4 その他（ ）		
仕事の内容について	1 今のままで良い	2 単価の高いものがしたい	3 違う作業がしたい
	4 その他（ ）		

現在の「鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃」は別添リーフレットのとおりでです。この最低工賃額を改正すべきだと思いますか。

1 改正すべき ・ 2 改正する必要はない



「改正すべき」であれば **別表** に品目の工程ごとに適当と思われる最低工賃額を記入してください。

現在受託しておられる品目の各工程の標準作業時間（経験が1年程度の家内労働者の標準的な作業時間を想定）について、見直す必要があると思いますか。

- 1 見直す必要がある ・ 2 見直す必要はない

「見直す必要がある」であれば **別表** に品目の行程ごとに適当と思われる標準作業時間を記入してください。

現在受諾しておられる品目の各行程を作業する際の、実際に費やした作業時間について
に記入して下さい。（全ての方が御回答下さい。）

別表

現在決められている工賃の工程の追加、削除について御意見をお聴かせください。

1 設定されている工程は見直すことなく今のままで良い。
2 工程の改正を希望する。 (新たに加えて欲しい工程・削除して欲しい工程名：) (その理由)

「鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃」を御存知でしたか？

(今回のアンケートで知ったことは除きます)

1 すべて知っていた	2 一部知っていた	3 まったく知らなかった
------------	-----------	--------------

(1と2に○をされた方は に進んでください、3に○をされた方は に進んでください)

「鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃」をどのような機会にお知りになりましたか？（複数回答可）

1 委託されている会社の関係者から	2 世話役の家内労働者から
3 労働局の資料などで	4 労働局のホームページで
5 その他 ()	

最低工賃について御意見、御要望等を記入してください。
(どんなことでも結構ですので御意見を記入してください。)

————— 御協力ありがとうございました —————

このアンケートと別表を返信用封筒に入れ 5月2日(金)必着でポストに投函してください。

問合せ先：鳥取労働局労働基準部賃金室 電話：0857-29-1705

男子服における工程別の「改正すべき最低工賃額」・「見直が必要と思われる標準作業時間」・
「費やした実際の作業時間」(家内労働者用)

別 表

品目	記号	工 程		規 格	最低工賃額	改正すべき最低 工賃額 (注1)	標準作業時間	見直が必要と思わ れる標準作業時間 (注2)		費やした実際の 作業時間 (注3)	
								分	秒	分	秒
背 広 上 衣	a	そで付け裏まつり		1枚につき	115円	円	16分 00秒				
	b	そで口裏まつり		1枚(28cm×2)につき	58円	円	8分 00秒				
	c	見返し7mm星入れ		75cmにつき	51円	円	7分 00秒				
	d	ベントまつり		1か所(6cm)につき	11円	円	1分 30秒				
	e	背すそまつり		1枚につき	36円	円	5分 00秒				
	f	そであきまつり		1枚につき	15円	円	2分 00秒				
	g	えり折り返し裏まつり		1枚につき	15円	円	2分 00秒				
	h	背裏鎖止め		1か所につき	15円	円	2分 00秒				
	i	肩裏まつり		1枚につき	36円	円	5分 00秒				
	j	そで裏星入れ		1枚につき	29円	円	4分 00秒				
	k	ベント止め		1か所につき	4円	円	0分 30秒				
	l	カード付け		カード1枚につき	8円	円	0分 30秒				
	m	糸くず取り		1枚につき	58円	円	8分 00秒				
ズ ボン	n	掛小 けまた 千鳥	後身内また上部に ついて行うもの	1本につき	15円	円	2分 00秒				
	o		わたり部について 行うもの	1本につき	22円	円	3分 00秒				
	p	ボタン付け		1個につき	8円	円	1分 00秒				
	q	腰裏後端まつり		1本につき	8円	円	1分 00秒				
	r	糸くず取り		1本につき	22円	円	3分 00秒				

注1 「改正すべき最低工賃額」欄には、経験が1年程度の家内労働者が仕上げたとして適切と考える最低工賃額を記入してください。

注2 「見直が必要と思われる標準作業時間」欄には、経験が1年程度の家内労働者が標準的な作業速度で、1つの品目の工程・規格の品物を仕上げるのにかかる時間を想定して記入してください。

注3 「費やした実際の作業時間」欄には、あなたが標準的な作業速度で、1つの品目の工程・規格の品物を仕上げるのに費やされた実際の作業時間を記入してください。

婦人服における工程別の「改正すべき最低工賃額」・「見直が必要と思われる標準作業時間」・
「費やした実際の作業時間」(家内労働者用)

別 表

品目	工 程	規 格	最低工賃額	改正すべき最低 工賃額 (注1)	標準作業時間		見直が必要と思わ れる標準作業時間 (注2)		費やした実際の 作業時間 (注3)	
							分	秒	分	秒
ワンピース	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上、 1か所につき	10円	円	1分	40秒				
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上、 20cmにつき	15円	円	1分	30秒				
	スナップ付け	1cm型、1組につき	18円	円	2分	30秒				
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴、 1組につき	20円	円	3分	00秒				
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回 以上、1個につき	7円	円	1分	00秒				
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト通し ループを除く)、1か所につき	10円	円	1分	30秒				
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め、1か所につき	5円	円	0分	30秒				
	肩パット付け	部分止め、1組につき	25円	円	3分	30秒				
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止 め、1枚につき	33円	円	4分	30秒				
	糸くず取り	1枚につき	15円	円	2分	00秒				
スカート	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上、 1か所につき	10円	円	1分	40秒				
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上、 20cmにつき	15円	円	1分	30秒				
	スナップ付け	1cm型、1組につき	18円	円	2分	30秒				
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん、1組につき	21円	円	3分	00秒				
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回 以上、1個につき	7円	円	1分	00秒				
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5cm(ベルト通し ループを除く)、1か所につき	7円	円	1分	00秒				
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め、1か所につき	5円	円	0分	30秒				
	糸くず取り	1枚につき	15円	円	2分	00秒				
ブラウス	千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上、 1か所につき	10円	円	1分	40秒				
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回 以上、1個につき	7円	円	0分	45秒				
	糸くず取り	1枚につき	14円	円	2分	00秒				

注1 「改正すべき最低工賃額」欄には、経験が1年程度の家内労働者が仕上げたとして適切と考える最低工賃額を記入してください。

注2 「見直が必要と思われる標準作業時間」欄には、経験が1年程度の家内労働者が標準的な作業速度で、1つの品目の工程・規格の品物を仕上げるのにかかる時間を想定して記入してください。

注3 「費やした実際の作業時間」欄には、あなたが標準的な作業速度で、1つの品目の工程・規格の品物を仕上げるのに費やされた実際の作業時間を記入してください。

令和 7 年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

答申月:令和 7 年 6 月

答申日	異議申出締切日	官報公示予定日	発効予定日
6月1日(日)	6月16日(月)	7月8日(火)	8月7日(木)
6月2日(月)	6月17日(火)	7月9日(水)	8月8日(金)
6月3日(火)	6月18日(水)	7月10日(木)	8月9日(土)
6月4日(水)	6月19日(木)	7月11日(金)	8月10日(日)
6月5日(木)	6月20日(金)	7月14日(月)	8月13日(水)
6月6日(金)	6月23日(月)	7月15日(火)	8月14日(木)
6月7日(土)	6月23日(月)	7月15日(火)	8月14日(木)
6月8日(日)	6月23日(月)	7月15日(火)	8月14日(木)
6月9日(月)	6月24日(火)	7月16日(水)	8月15日(金)
6月10日(火)	6月25日(水)	7月17日(木)	8月16日(土)
6月11日(水)	6月26日(木)	7月18日(金)	8月17日(日)
6月12日(木)	6月27日(金)	7月22日(火)	8月21日(木)
6月13日(金)	6月30日(月)	7月23日(水)	8月22日(金)
6月14日(土)	6月30日(月)	7月23日(水)	8月22日(金)
6月15日(日)	6月30日(月)	7月23日(水)	8月22日(金)
6月16日(月)	7月1日(火)	7月24日(木)	8月23日(土)
6月17日(火)	7月2日(水)	7月25日(金)	8月24日(日)
6月18日(水)	7月3日(木)	7月28日(月)	8月27日(水)
6月19日(木)	7月4日(金)	7月29日(火)	8月28日(木)
6月20日(金)	7月7日(月)	7月30日(水)	8月29日(金)
6月21日(土)	7月7日(月)	7月30日(水)	8月29日(金)
6月22日(日)	7月7日(月)	7月30日(水)	8月29日(金)
6月23日(月)	7月8日(火)	7月31日(木)	8月30日(土)
6月24日(火)	7月9日(水)	8月1日(金)	8月31日(日)
6月25日(水)	7月10日(木)	8月4日(月)	9月3日(水)
6月26日(木)	7月11日(金)	8月5日(火)	9月4日(木)
6月27日(金)	7月14日(月)	8月6日(水)	9月5日(金)
6月28日(土)	7月14日(月)	8月6日(水)	9月5日(金)
6月29日(日)	7月14日(月)	8月6日(水)	9月5日(金)
6月30日(月)	7月15日(火)	8月7日(木)	9月6日(土)

異議申出締切日、官報公示予定日の日程については、当該日が休日の場合、翌開庁日とする。

山 陰 の 金 融 経 済 動 向

(概況)

山陰の景気は、持ち直している。

最終需要をみると、個人消費は、回復している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。設備投資は、一部に弱めの動きがみられるものの、全体としては緩やかに増加している。公共投資は、横ばい圏内で推移している。

製造業の生産は、横ばい圏内で推移している。

この間、雇用・所得環境をみると、持ち直している。

1. 最終需要の動向

(1) 個人消費

個人消費は、回復している。

- 百貨店売上高は、弱めの動きとなっている。量販店売上高は、堅調に推移している。ホームセンター販売額は、弱含んでいる。
- 家電販売額は、横ばい圏内で推移している。
- 新車登録台数は、持ち直している。
- 観光関連のうち宿泊客数は、回復している。

(2) 住宅投資

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

(3) 設備投資

設備投資は、一部に弱めの動きがみられるものの、全体としては緩やかに増加している。

- 短観の設備投資計画をみると、2024 年度は、前年を下回る計画となっている。2025 年度は、非製造業において新規出店の抑制がみられるものの、製造業にお

いて積極的な能力増強投資がみられることから、前年を上回る計画となっている。

(4) 公共投資

公共投資は、横ばい圏内で推移している。

2. 生産の動向

生産は、横ばい圏内で推移している。

- 鉱工業生産を業種別にみると、電気機械は、横ばい圏内で推移している。鉄鋼は、持ち直している。一般機械は、振れを伴いつつも、横ばい圏内で推移している。食料品は、弱めの動きとなっている。紙・パルプは、横ばい圏内で推移している。木材・木製品は、横ばい圏内で推移している。繊維は、弱めの動きとなっている。

3. 雇用・所得の動向

雇用・所得環境をみると、持ち直している。

4. 物価の動向

- 消費者物価（生鮮食品を除く総合）は、鳥取市、松江市とも前年を上回った。

5. 金融面の動向

- 金融機関（銀行・信用金庫計）の総預金残高（末残）をみると、前年を上回って推移している。
- 貸出金残高（末残）をみると、前年を上回って推移している。
- 貸出約定平均金利（総合・ストックベース）は、緩やかに上昇している。

6. 企業倒産の動向

- 企業倒産は、やや増加している。

以 上

山陰の金融経済指標（1/3）

—— 計数は、日本銀行松江支店が鳥取県、島根県の計数を集計し、算出。
—— ▲：マイナス、p：速報値、r：訂正值

1. 最終需要の動向
(1) 個人消費

(前年比、%)							
	百貨店・スーパー 販売額 (注1)	百貨店 売上高 (注2)	ホームセンター 販売額 (注3)	家電大型専門店 販売額 (注3)	乗用車(含む軽) 新車登録台数	全業態 宿泊者数 (注4)	主要温泉地 宿泊客数 (注5)
24/	2	▲ 1.2	3.6	0.2	▲ 3.4	▲ 25.9	16.6
	3	0.5	5.0	▲ 2.4	0.6	▲ 24.5	6.4
	4	▲ 3.2	0.2	▲ 1.1	▲ 4.5	▲ 14.4	32.5
	5	▲ 1.1	9.4	▲ 1.0	▲ 6.2	▲ 7.7	15.8
	6	7.9	12.5	0.1	12.4	▲ 12.7	6.5
	7	1.0	6.2	▲ 5.4	▲ 1.4	3.1	20.9
	8	4.8	3.5	2.5	▲ 0.1	▲ 7.2	13.6
	9	3.5	5.4	▲ 0.8	▲ 0.1	2.7	16.8
	10	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 8.3	▲ 7.0	3.4	18.5
	11	3.0	3.3	0.2	0.0	▲ 0.5	14.6
	12	1.6	3.3	0.1	0.7	▲ 11.4	16.7
25/	1	r 2.8	7.3	r 5.1	1.2	16.7	▲ 8.1
	2	p 1.9	▲ 6.5	p ▲ 5.4	p ▲ 0.7	24.2	—
資料出所	経済産業省	日本銀行 松江支店	経済産業省		中国運輸局	観光庁	日本銀行 松江支店

(2) 住宅投資

(前年比、%)	
	新設住宅 着工戸数
24/	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
25/	1
	2
資料出所	国土交通省

(3) 設備投資

<企業短期経済観測調査> (前年比、%)			
	設備投資額*	製造業	非製造業
21年度実績	▲ 1.1	▲ 13.8	49.1
22年度実績	22.9	9.2	53.3
23年度実績	6.3	23.1	▲ 22.3
24年度計画	▲ 15.5	▲ 16.8	▲ 12.2
25年度計画	112.3	162.6	▲ 12.3
資料出所	日本銀行松江支店		

* 土地投資を含む（リース会計対応ベース）。
24年度計画、25年度計画は25/3月短観結果。

(4) 公共投資

(前年比、%)	
	公共工事 請負金額
24/	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
25/	1
	2
資料出所	西日本 建設業保証

(注)

- 百貨店・スーパー販売額は全店ベース。2024年中の計数は、年間補正前のデータにより算出したもの。
- 百貨店売上高は既存店ベース。鳥取県、島根県に所在する百貨店の売上高を日本銀行松江支店が集計し、算出したもの。
- ホームセンター販売額、家電大型専門店販売額は全店ベース。
- 全業態の宿泊者数は、山陰両県の旅館やビジネスホテル等全業態の宿泊者数。観光庁が公表した宿泊旅行統計調査の鳥取県、島根県の延べ宿泊者数を日本銀行松江支店が集計し、算出したもの。2024年1月以降の計数は速報値。
- 主要温泉地宿泊客数は、玉造、松江しんじ湖、皆生、三朝の4温泉地分を日本銀行松江支店が集計し、算出したもの。一部に日帰り客数を含む。

山陰の金融経済指標 (2/3)

2. 生産の動向

(2020年=100)

		鉱工業生産指数（季調済） ^{（注6）}											
		山陰				鳥取県				島根県			
				前月比（%）				前月比（%）				前月比（%）	
24/	2	r	102.4	r	8.0	110.0	4.1	r	98.3	r	10.6		
	3		96.8	r	▲ 5.5	103.7	▲ 5.7		93.0	r	▲ 5.4		
	4	r	100.2	r	3.5	108.1	4.2	r	95.9	r	3.1		
	5		100.2	r	0.0	108.9	0.7		95.5	r	▲ 0.4		
	6	r	100.2	r	0.0	108.6	▲ 0.3	r	95.6	r	0.1		
	7		101.9	r	1.7	103.1	▲ 5.1	r	101.3	r	6.0		
	8		100.0		▲ 1.9	111.0	7.7		94.0	r	▲ 7.2		
	9		104.5		4.5	116.6	5.0		97.9		4.1		
	10		101.2		▲ 3.2	109.1	▲ 6.4		96.9		▲ 1.0		
	11		102.8		1.6	109.5	0.4		99.1		2.3		
	12	r	102.5	r	▲ 0.3	107.9	▲ 1.5	r	99.5	r	0.4		
25/	1	p	100.9	p	▲ 1.6	103.2	▲ 4.4	p	99.7	p	0.2		
	2		—		—	—	—		—		—		
資料出所	鳥取県、島根県												

3. 雇用・所得の動向

(前年比、%)

		有効求人倍率 ^(注7) ＜季調済・倍＞	常用労働者数 ^(注8)	現金給与総額 ^(注9) (1人当たり)
24/	2	1.39	1.0	1.5
	3	1.40	1.0	3.1
	4	1.38	0.3	0.5
	5	1.37	0.7	3.2
	6	1.36	0.8	6.3
	7	1.36	1.0	2.2
	8	1.35	0.9	2.7
	9	1.36	0.7	4.7
	10	1.36	▲ 0.1	4.7
	11	1.35	0.0	3.0
	12	1.35	0.8	13.0
25/	1	1.36	—	—
	2	—	—	—
資料出所	厚生労働省		鳥取県、島根県	

4. 物価の動向

(前年比、%)

		消費者物価指数 (注10)	
		生鮮食品を除く総合	
		鳥取市	松江市
24/	2	3.0	2.7
	3	2.5	2.1
	4	2.0	2.0
	5	2.4	2.5
	6	2.4	2.1
	7	2.4	2.3
	8	2.9	3.9
	9	2.6	3.9
	10	2.1	2.5
	11	2.6	2.4
	12	2.7	2.2
25/	1	2.6	2.8
	2	2.8	2.8
資料出所		総務省	

(注)

6. 鉱工業生産指数（山陰）は、鳥取県、島根県が公表した鉱工業生産指数および令和3年経済センサス-活動調査の付加価値額を基に日本銀行松江支店が算出。2020年基準。

7. 有効求人倍率は、厚生労働省が公表した有効求人数、有効求職者数を基に日本銀行松江支店が算出。

8. 常用労働者数は、事業所規模5人以上。

9. 現金給与総額（1人当たり）は、鳥取県、島根県の毎月勤労統計の現金給与総額、常用労働者数を基に日本銀行松江支店が算出。事業所規模5人以上。

10. 2020年基準。

山陰の金融経済指標 (3/3)

5. 金融面の動向

(億円)					
		総預金残高 ^(注11)		貸出金残高 ^(注11)	
		(末残)	前年比 (%)	(末残)	前年比 (%)
24/	2	65,022	0.9	34,036	0.6
	3	65,639	1.6	34,430	0.8
	4	66,400	0.6	34,068	0.5
	5	66,345	1.3	34,249	1.3
	6	68,021	2.9	34,303	1.8
	7	66,610	2.0	34,302	1.8
	8	66,624	2.1	34,460	2.1
	9	66,071	1.2	34,488	2.0
	10	65,816	1.2	34,608	2.4
	11	66,805	1.6	34,698	2.7
	12	66,645	0.7	34,787	2.5
	25/	1	65,390	0.2	34,719
2		65,277	0.4	34,776	2.2
資料出所		日本銀行松江支店			

貸出約定平均金利 ^(注12)			
(ストックベース)		前月差 (%P)	
24/	2	1.207	0.001
	3	1.209	0.002
	4	1.215	0.006
	5	1.220	0.005
	6	1.219	▲ 0.001
	7	1.221	0.002
	8	1.223	0.002
	9	1.248	0.025
	10	1.253	0.005
	11	1.259	0.006
	12	1.269	0.010
25/	1	1.276	0.007
	2	1.283	0.007
資料出所		日本銀行松江支店	

(注)

11. 総預金残高（末残）、貸出金残高（末残）
- (1) 総預金、貸出金は、鳥取県、島根県に本店を有する国内銀行および信用金庫の合計（末残、国内銀行・信用金庫とも両県内店舗ベース）。
 - (2) 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行についてはオフショア勘定を除く。
 - (3) 総預金については、譲渡性預金を除く。
 - (4) 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。

12. 貸出約定平均金利（ストックベース）
- (1) 貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。なお、貸出の対象は、銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出、銀行裏書手形、手形市場関係分を除いたもの。
 - (2) 鳥取県、島根県に本店を有する国内銀行および信用金庫の合計（国内銀行は両県内店舗ベース、信用金庫は全店ベース）。
 - (3) 当座貸越を含む総合ベース。
 - (4) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受けて開始された、地方公共団体の制度融資を活用した実質無利子・無担保の融資など、制度融資に関する金利データについては、原則、地方公共団体から受け取る利子補給分を含めたベース。

13. 銀行券受払高は、鳥取県、島根県において日本銀行が取引先金融機関や官庁、個人等に対し銀行券を受払した額。

14. 負債総額10百万円以上の企業倒産件数、負債総額。

(億円)							
	銀行券受払実績 ^(注13)						
	発行		還収		発行 (▲) ・ 還収超		
	前年比 (%)		前年比 (%)		前年		
24/	2	281	6.0	74	13.8	▲ 207	▲ 200
	3	259	▲ 20.3	65	▲ 5.8	▲ 194	▲ 256
	4	365	▲ 8.3	68	▲ 1.4	▲ 297	▲ 329
	5	231	▲ 0.4	71	12.7	▲ 160	▲ 169
	6	244	▲ 32.2	62	5.1	▲ 182	▲ 301
	7	724	2.6倍	310	6.0倍	▲ 414	▲ 229
	8	367	12.2	148	2.6倍	▲ 219	▲ 271
	9	254	5.8	66	0.0	▲ 188	▲ 174
	10	291	▲ 19.6	66	22.2	▲ 225	▲ 308
	11	274	▲ 1.8	117	77.3	▲ 157	▲ 213
	12	583	▲ 3.3	64	▲ 11.1	▲ 519	▲ 531
25/	1	199	35.4	120	13.2	▲ 79	▲ 41
	2	267	▲ 5.0	87	17.6	▲ 180	▲ 207
資料出所		日本銀行松江支店					

6. 企業倒産の動向

(件、百万円)					
		倒産件数 ^(注14)		負債総額 ^(注14)	
		前年比(%)		前年比(%)	
24/	2	1	▲ 80.0	94	▲ 92.0
	3	5	▲ 50.0	276	▲ 84.1
	4	6	3.0倍	426	▲ 76.3
	5	13	44.4	457	▲ 69.3
	6	9	28.6	1,010	88.8
	7	11	2.8倍	813	▲ 7.4
	8	2	▲ 77.8	175	▲ 85.8
	9	10	42.9	1,498	▲ 18.9
	10	10	42.9	1,442	3.7倍
	11	6	▲ 14.3	1,259	38.8
	12	4	0.0	1,256	62.5
25/	1	3	▲ 66.7	834	▲ 47.0
	2	4	4.0倍	515	5.5倍
資料出所		東京商工リサーチ			

5 鳥取県の経済動向

月号

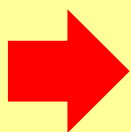
Monthly Economic Report of Tottori Prefecture

■令和7年2月～3月の主要指標をもとに

基調判断

Assessment of the Economy

変化の方向



一部に弱さが残るも、下げ止まりの動き

POINT

2月

- 一致指数は単月、3か月平均ともに前月比プラスが続く
- 足元では下げ止まりの動き

先行き

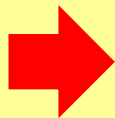
- 先行指数は単月、3か月平均ともに前月比マイナスに振れる
- 先行きはなお下げ止まりの動きが見込まれる

p.2

分野別の動向

変化の方向

消費



持ち直しの動きが見られる

POINT

- 大型小売店＝百貨店は前年同月比マイナスに振れるも、スーパーはプラスが続く
- ホームセンター・家電量販店＝ホームセンター、家電ともに前年同月比マイナスに振れる
- 乗用車＝登録車、軽自動車ともに前年同月比プラスが続く

p.4

投資



持ち直しの動きに足踏みが見られる

POINT

- 住宅投資＝単月、3か月平均ともに前年同月比プラスに振れる
- 設備投資＝単月で前年同月比プラスに振れるも、3か月平均はマイナスが続く
- 公共投資＝単月は2か月ぶりに前年同月比プラスとなり、年度累計もプラスを維持

p.6

生産



弱めの動きとなっている

POINT

- 鉱工業生産＝生産指数は3か月ぶりの前月比プラス
 - ・基調：足元で上振れるも、なお弱めの動きとなっている
 - ・先行き：先行きも、弱含む

p.8

雇用



下げ止まりの動き

POINT

- 求人＝新規求人倍率は前月比マイナス、有効求人倍率は前月と同水準
- 所定外労働＝全産業は前年同月比マイナスが続くも、製造業はプラスを維持

p.9

基調判断

Assessment of the Economy



一部に弱さが残るも、下げ止まりの動き

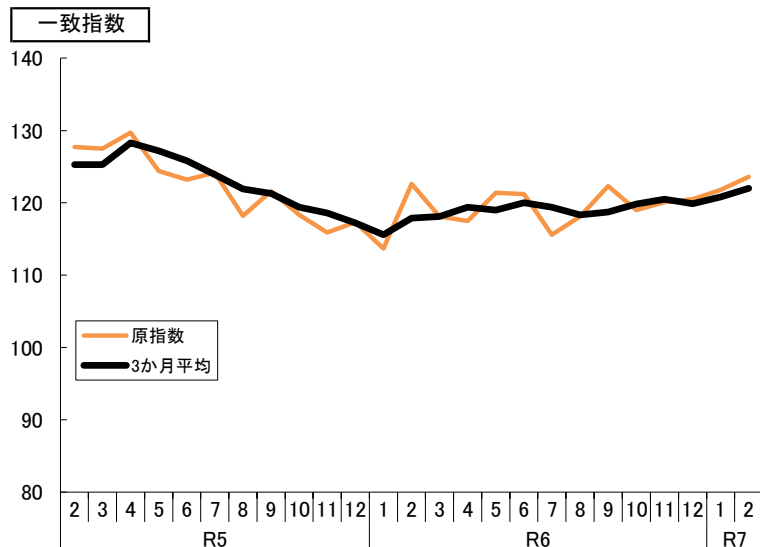
一致指数は、雇用面、生産面などの指標が押し上げ、単月、3か月平均ともに前月比プラスが続く。景気の基調は、一部に弱さが残るも下げ止まりの動き。先行指数は足元で下振れるも、景気の先行きはなお下げ止まりの動きが見込まれる。

景気動向

一致指数は単月、3か月平均ともに前月比プラスが続く

統計表p.10

■景気動向指数(CI=コンポジット・インデックス、令和2年=100)

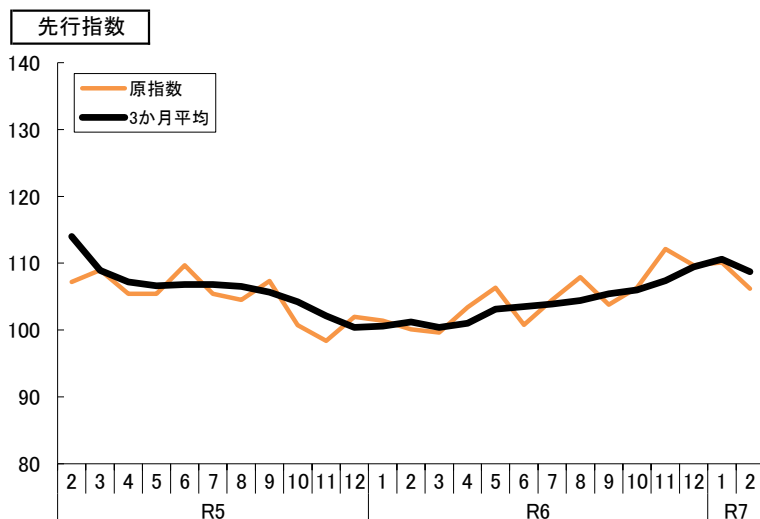


結果概要

- 2月のCI一致指数は123.6
- 4か月連続の前月比プラス
- 3か月平均値は、2か月連続のプラス
- 構成する指標の主な動き
 - ・7指標のうち5指標が改善、2指標が悪化
 - ・改善した指標:有効求人倍率(8か月連続)、所定外労働時間指数(2か月連続)、製造工業生産指数、人件費率、輸入通関実績
 - ・悪化した指標:就職率(3か月連続)、実質百貨店販売額

景気の足元

- 弱めの動きが続いていた景気の基調は、令和6年春頃以降、下げ止まりの動き
- 足元では、雇用面などの指標が押し上げ、緩やかに上向く



結果概要

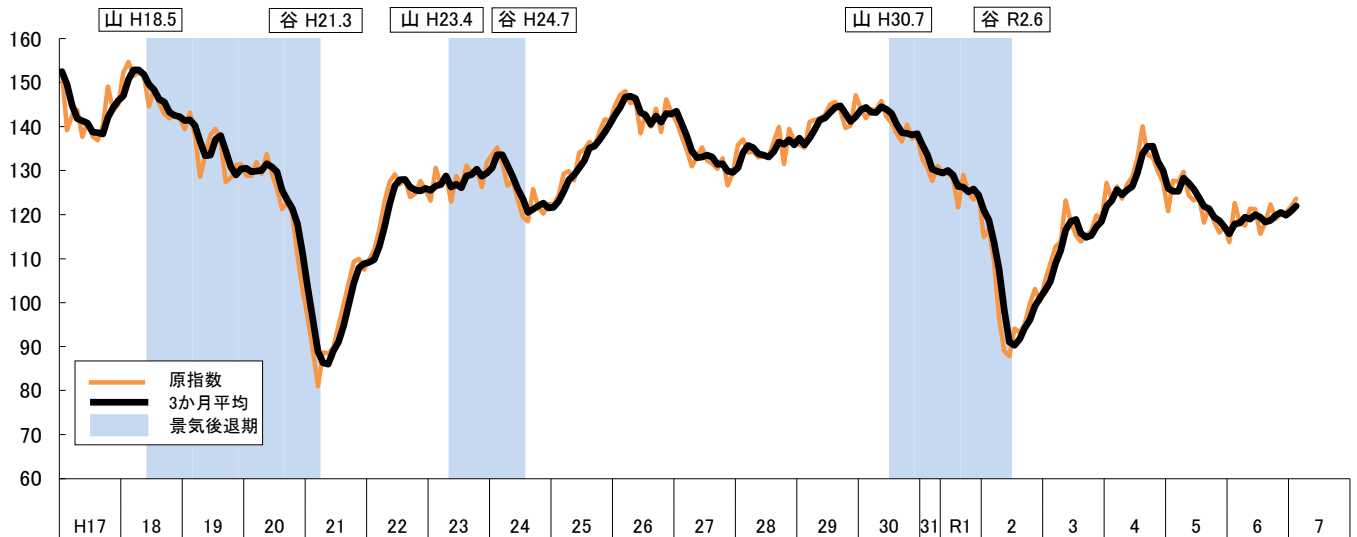
- 2月のCI先行指数は106.2
- 2か月ぶりの前月比マイナス
- 3か月平均値は、11か月ぶりのマイナス
- 構成する指標の主な動き
 - ・6指標のうち2指標が改善、4指標が悪化
 - ・改善した指標:生産財生産指数、新設住宅着工戸数
 - ・悪化した指標:民間金融貸出残高(3か月連続)、日経商品指数(2か月連続)、新規求人数、信用保証申込額

景気の先行き

- 先行指数は足元で下振れるも、景気の先行きはなお下げ止まりの動きが見込まれる

		令和6年				令和7年	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月
CI一致指数	原指数	122.3	119.0	120.1	120.5	121.8	123.6
	前月差	4.2	▲ 3.3	1.1	0.4	1.3	1.8
	3か月平均	118.7	119.8	120.5	119.9	120.8	122.0
	前月差	0.4	1.1	0.7	▲ 0.6	0.9	1.2
CI先行指数	原指数	103.8	106.3	112.1	109.7	110.1	106.2
	前月差	▲ 4.1	2.5	5.8	▲ 2.4	0.4	▲ 3.9
	3か月平均	105.4	106.0	107.4	109.4	110.6	108.7
	前月差	1.0	0.6	1.4	2.0	1.2	▲ 1.9

【参考1】CI一致指数長期時系列(コンボジット・インデックス、令和2年=100)

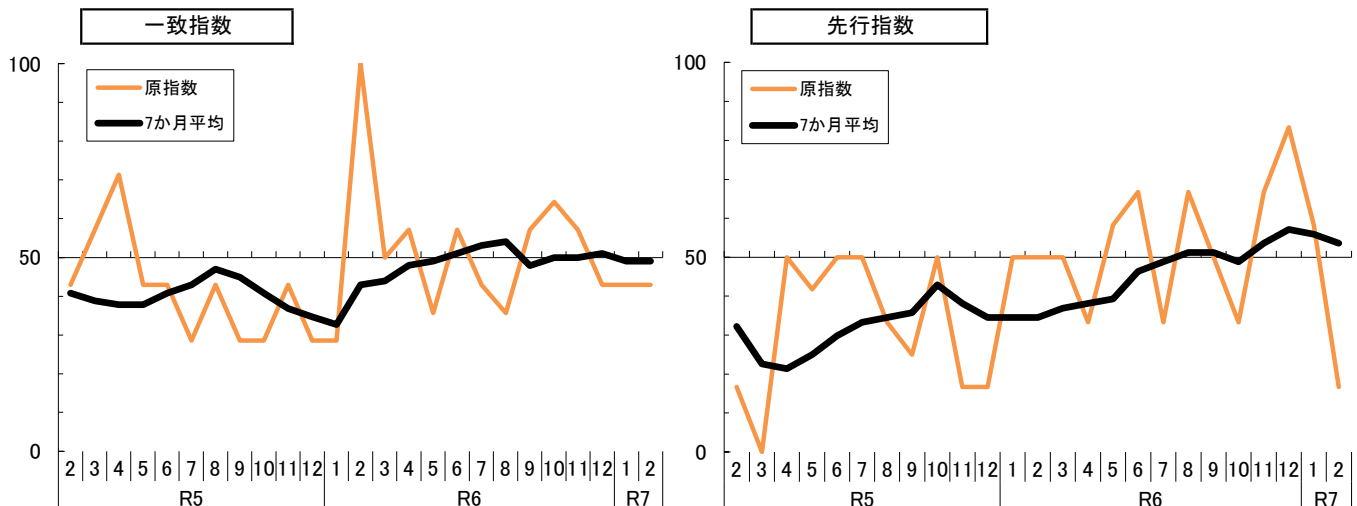


【参考2】DI指数(ディフュージョン・インデックス)

※DI指数=3か月前と比較して改善した指標の数÷採用された指標の数

【一致指数】 2月は42.9(3か月連続の50割れ)、7か月平均では49.0(2か月連続の50割れ)

【先行指数】 2月は16.7(4か月ぶりの50割れ)、7か月平均では53.6(4か月連続の50超え)



		令和6年				令和7年	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月
DI一致指数	原指数	57.1	64.3	57.1	42.9	42.9	42.9
	7か月平均	47.9	50.0	50.0	51.0	49.0	49.0
DI先行指数	原指数	50.0	33.3	66.7	83.3	58.3	16.7
	7か月平均	51.2	48.8	53.6	57.1	55.9	53.6

指標解説

景気動向指数

景気の動きを把握するために様々な指標を統合して算出する指数。景気変動の大きさやテンポを示すCI(コンボジット・インデックス)と、波及度合いを示すDI(ディフュージョン・インデックス)があり、それぞれ景気に先行して動く先行指数、同時に動く一致指数、遅れて動く遅行指数の3種の指数で構成される。

本誌では、平成24年4月公表分から、それまでのDIに代わりCIを主体に鳥取県の景気の基調判断を行っている。また、平成28年11月号から、一部採用指標の入替えなどを行って改定した新しいCI・DIを公表している。現行の採用指標は、一致指数が7指標、先行指数が6指標(右表参照)、遅行指数が5指標である。

一致指数(7指標)

- 1 有効求人倍率(除学卒、一般)
- 2 就職率(除学卒、一般)
- 3 所定外労働時間指数(製造業)
- 4 製造工業生産指数
- 5 実質百貨店販売額(前年同月比)
- 6 人件費率(製造業)【逆】
- 7 輸入通関実績

先行指数(6指標)

- 1 新規求人数(除学卒、一般)
- 2 生産財生産指数
- 3 日経商品指数(42種、前年同月比)
- 4 新設住宅着工戸数
- 5 民間金融貸出残高(前年同月比)
- 6 信用保証申込額【逆】

※【逆】は逆サイクル指標(増加→悪化、減少→改善とみなす指標)

※製造業の指標は従業者規模30人以上の事業所が対象

消費

Personal Consumption



持ち直しの動きが見られる

ホームセンター、家電量販店は前年同月比マイナスに振れるも、大型小売店、乗用車はプラスが続く。消費全体としては、持ち直しの動きが見られる。先行きも持ち直しの動きが見込まれる。

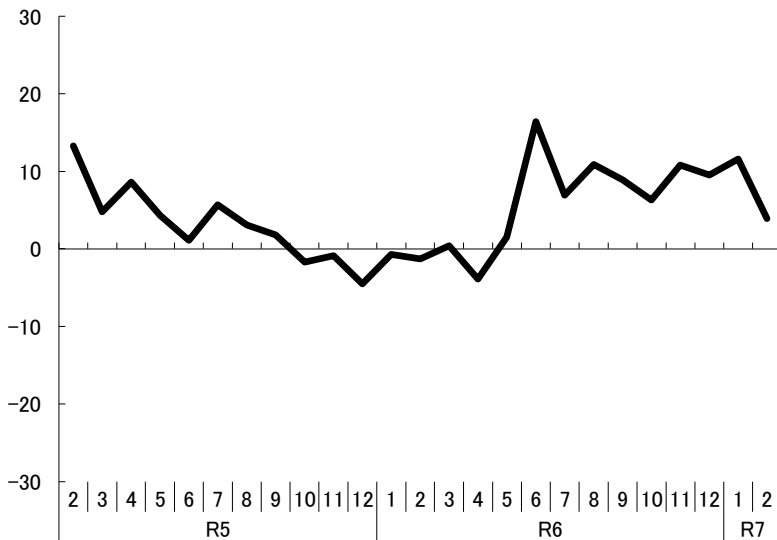
1 大型小売店

百貨店は前年同月比マイナスに振れるも、スーパーはプラスが続く

統計表p.11

■大型小売店販売額(前年同月比、%)

全体



結果概要

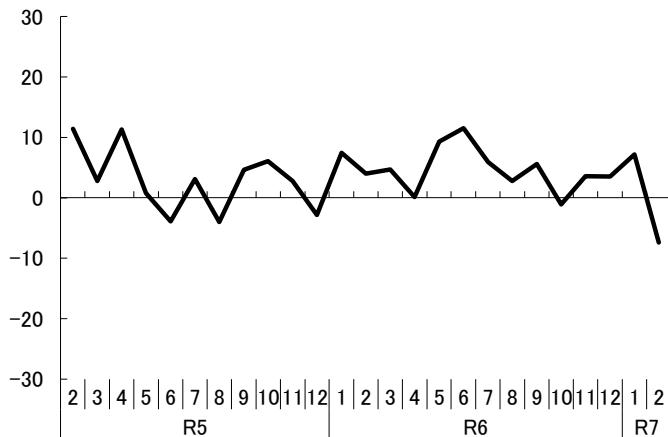
- 全体
 - ・ 2月は44億円、前年同月比3.9%増(10か月連続)
 - ・ 10品目中5品目でプラス
- 百貨店
 - ・ 9億円、同7.4%減(4か月ぶり)
 - ・ 10品目中6品目でマイナス
- スーパー
 - ・ 35億円、同7.2%増(9か月連続)
 - ・ 9品目中3品目でプラス

要因・先行き

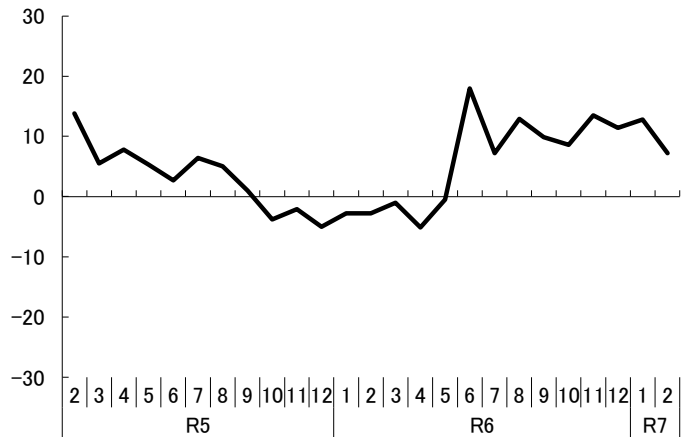
- 2月の要因
 - ・ 百貨店:うるう年だった前年からの日数減に加え、飲食料品、婦人・子供服が大きく押し下げる
 - ・ スーパー:新規出店効果もあり、飲食料品などが大きく押し上げる
- 基調・先行き
 - ・ 基調としては、持ち直しの動きが見られる
 - ・ 先行きも、持ち直しの動きが見込まれる

業態別

■百貨店販売額(前年同月比、%)



■スーパー販売額(前年同月比、%)



指標解説

大型小売店販売額

百貨店とスーパーの販売額で構成される個人消費の指標。景気への感度が高いため消費動向の分析に広く活用されている。

集計には全店舗を合計する方法(店舗調整前=全店舗ベース)と、出店・閉店の影響を除き、比較対象時点の店舗構成を同じにしてカウントする方法(店舗調整後=既存店ベース)がある。本ページでは、前者に基づいた図表を掲載している。

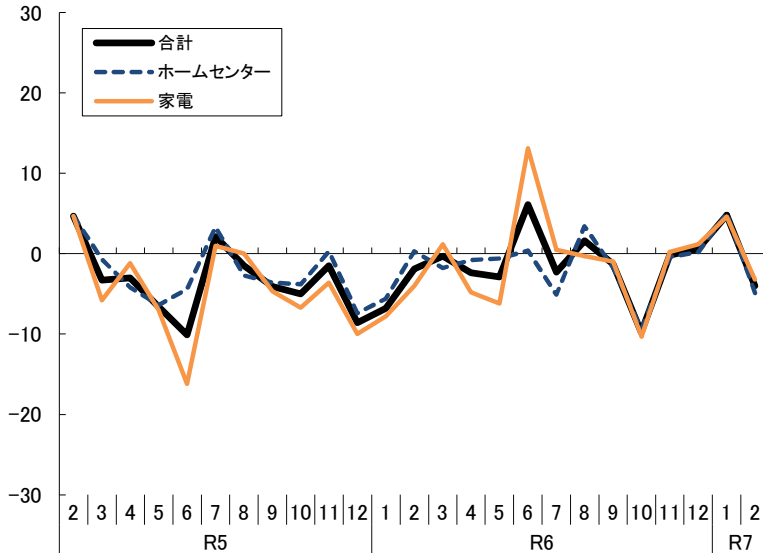
単位:百万円、%

		令和6年				令和7年	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月
合計	販売額	4,836	4,839	5,318	6,346	5,260	4,416
	前年同月比	8.9	6.3	10.8	9.5	11.6	3.9
百貨店	販売額	1,089	1,061	1,319	1,441	1,125	910
	前年同月比	5.6	▲ 1.1	3.6	3.5	7.2	▲ 7.4
スーパー	販売額	3,748	3,778	3,999	4,905	4,135	3,506
	前年同月比	9.9	8.6	13.5	11.4	12.8	7.2

2 ホームセンター・家電量販店 ホームセンター、家電ともに前年同月比マイナスに振れる

統計表p.11

■ホームセンター・家電量販店販売額(前年同月比、%)



結果概要

- 全体
 - ・2月は21億円、前年同月比4.0%減(3か月ぶり)
- 業態別
 - ・ホームセンター:10億円、同4.9%減(3か月ぶり)
 - ・家電:11億円、同3.2%減(4か月ぶり)

要因・先行き

- 2月の要因
 - ・ホームセンター:降雪により除雪用品に動きがあったものの、全体的に低調。うるう年だった前年からの日数減の影響も
 - ・家電:パソコンや白物家電の一部に鈍い動き。うるう年の影響も
- 基調・先行き
 - ・基調としては、横ばい圏内の動きから足元で下振れる
 - ・先行きも、一進一退が見込まれる

指標解説

ホームセンター・家電量販店販売額

家庭用品を中心に住関連の商品を幅広く取り扱うホームセンターと家電製品の量販店の販売額。大型小売店販売額が主に「衣」と「食」の消費を反映するのに対し、この指標は「住」の消費動向をとらえるカギとなる。

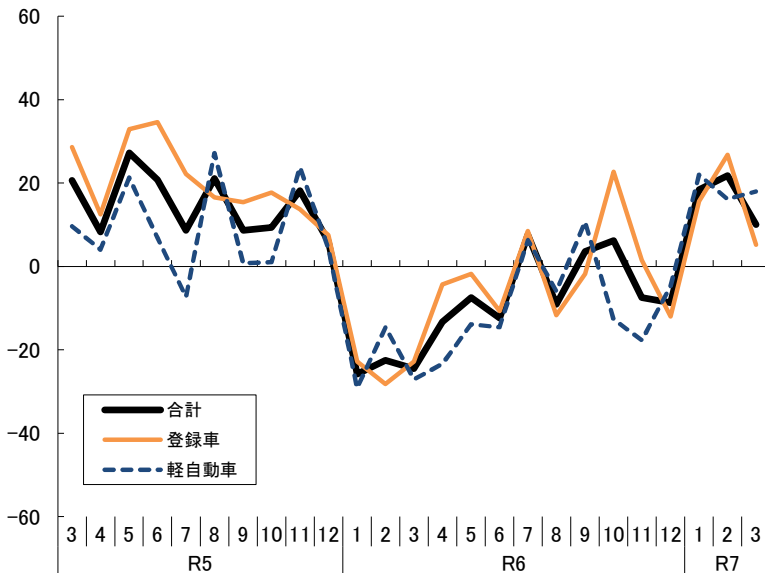
	令和6年				令和7年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
合計	▲ 1.3	▲ 9.8	▲ 0.2	0.6	4.8	▲ 4.0
ホームセンター	▲ 1.7	▲ 9.4	▲ 0.4	0.2	5.0	▲ 4.9
家電量販店	▲ 1.0	▲ 10.3	0.2	1.2	4.6	▲ 3.2

3 乗用車

登録車、軽自動車ともに前年同月比プラスが続く

統計表p.12

■乗用車新車新規登録台数(前年同月比、%)



結果概要

- 全体
 - ・3月は2,715台、前年同月比10.0%増
 - ・3か月連続のプラス
- 車種別
 - ・登録車:5.2%増(3か月連続:普通車2.9%減、小型車26.2%増)
 - ・軽自動車:18.0%増(3か月連続)

要因・先行き

- 3月の要因
 - ・登録車:新車効果に加え、一部メーカーの生産停止で不調だった昨年の反動増もあり、プラス
 - ・軽自動車:一部メーカーの生産停止で不調だった昨年の反動増もあり、プラス
- 基調・先行き
 - ・持ち直しの動きが続く
 - ・先行きも、持ち直しの動きが見込まれる

指標解説

乗用車新車登録台数

購入後に車両登録された新車のうち、「乗用車」の台数。普通車・小型車は運輸支局で登録されるため「登録車」と呼ばれ、専門の検査協会に登録される軽自動車と区別する。耐久消費財の中でも高額な乗用車は、需要が景気動向に左右されやすいため、消費関連の景気指標として有効とされる。

	令和6年			令和7年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計	6.2	▲ 7.5	▲ 8.7	18.4	21.8	10.0
登録車	22.7	1.5	▲ 12.0	15.6	26.8	5.2
軽自動車	▲ 12.7	▲ 17.7	▲ 4.7	22.0	16.1	18.0

投資

Investment



持ち直しの動きに足踏みが見られる

公共投資は年度累計で前年同月比プラスを維持し、住宅投資はプラスに振れるも、設備投資は3か月平均で大幅なマイナスが続く。全体としては持ち直しの動きに足踏みが見られる。先行きも持ち直しの動きに足踏みが見込まれる。

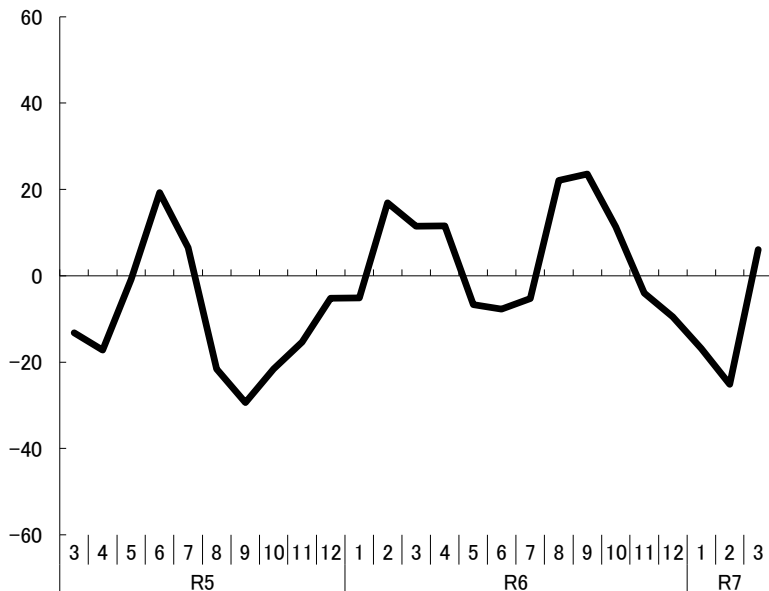
1 住宅投資

単月、3か月平均ともに前年同月比プラスに振れる

統計表p.13

■新設住宅着工戸数(3か月平均、前年同月比、%)

全体



結果概要

○着工総数

- ・3月は334戸、前年同月比81.5%増
- ・4か月ぶりのプラス
- ・3か月平均は6.1%増(5か月ぶり)
- ・床面積は同82.3%増(4か月ぶり)

○各種別の動き

- ・持家系(持家・分譲住宅)は190戸、同84.5%増
- ・貸家系(貸家・給与住宅)は144戸、同77.8%増

要因・先行き

○3月の要因

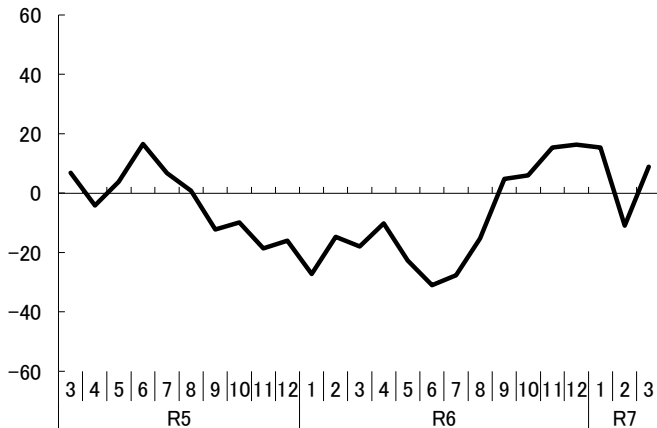
- ・持家系は、鳥取市、米子市などがプラス
- ・貸家系は、鳥取市、倉吉市などがプラス

○基調・先行き

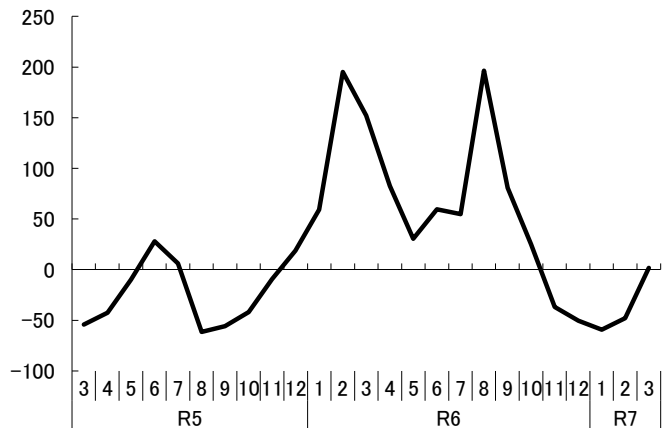
- ・基調としては、弱めの動きから大きく上振れる
- ・先行きは、持ち直しの兆し

利用関係別

■持家系(3か月平均、前年同月比、%)



■貸家系(3か月平均、前年同月比、%)



指標解説

新設住宅着工戸数

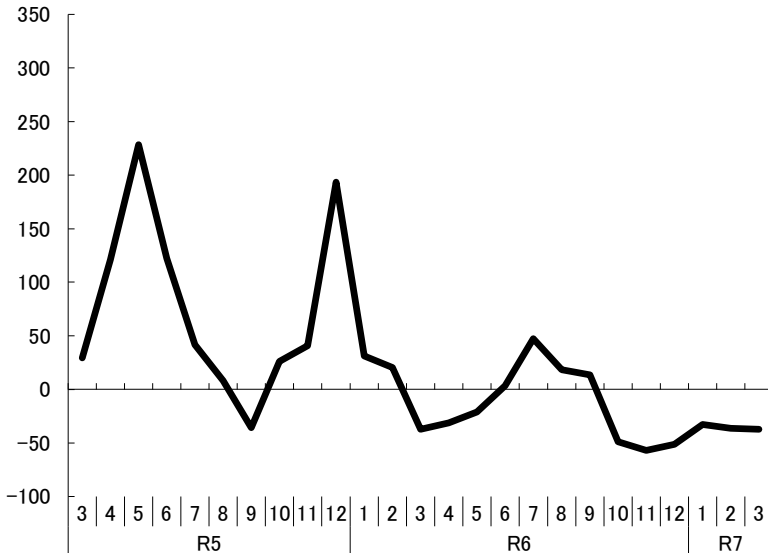
床面積10平方メートル以上の住宅の着工数。持家と分譲住宅からなる「持家系」とアパートなどの貸家と給与住宅の合計である「貸家系」に区分して集計される。

住宅は設備や部品が多く、関連産業のすそ野が広い。また、住宅購入と同時に家具や自動車、家電製品も買うことが多いため、国内需要への影響が大きく、景気や金利にも左右されることから、景気動向の先行指標として使われる。

※3月分は県統計課による速報値。

		令和6年			令和7年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
総数	原数値	▲ 15.4	8.4	▲ 19.9	▲ 36.5	▲ 19.0	81.5
	3か月平均	11.3	▲ 4.0	▲ 9.5	▲ 16.8	▲ 25.1	6.1
持家系	原数値	▲ 6.5	50.9	9.0	▲ 12.7	▲ 27.9	84.5
	3か月平均	6.0	15.3	16.3	15.3	▲ 11.0	8.9
貸家系	原数値	▲ 32.8	▲ 50.0	▲ 63.6	▲ 63.3	5.7	77.8
	3か月平均	25.3	▲ 37.0	▲ 50.4	▲ 59.4	▲ 48.1	1.7

■用途別着工建築物工事金額(総額、3か月平均、前年同月比、%)



結果概要

- 工事総額
 - ・3月は17億円、前年同月比12.4%増
 - ・3か月ぶりのプラス
 - ・3か月平均は同37.4%減(6か月連続)
- 主な用途別の動向(前年同月比)
 - ・製造業皆減、卸売業・小売業77.4%減、医療・福祉皆増、その他サービス業皆増

要因・先行き

- 3月の要因
 - ・医療・福祉が大きく押し上げる
 - ・主な工事: 医療・福祉用建築物新築(鳥取市)、改築(鳥取市)
- 基調・先行き
 - ・基調としては、持ち直しの動きに足踏みが見られる
 - ・先行きも、持ち直しの動きに足踏みが見込まれる

指標解説

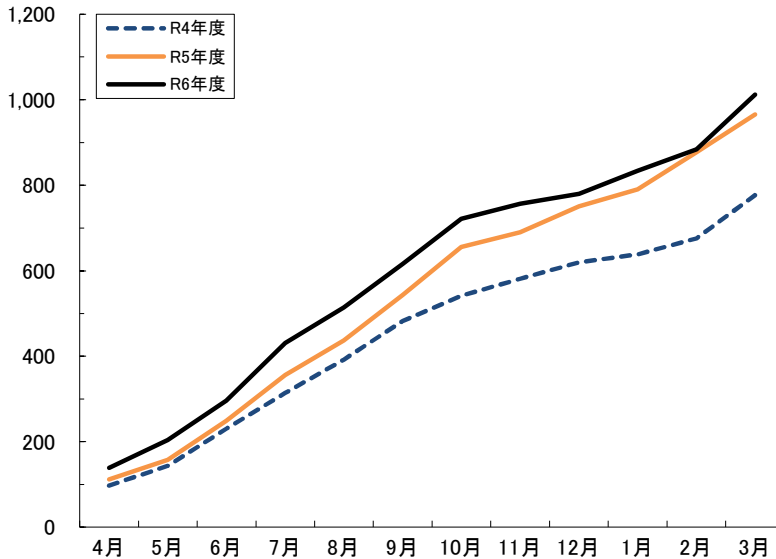
用途別着工建築物工事金額

工事に着手した新築、増築又は改築に係る床面積が10平方メートルを超える建築物の工事金額。製造業、卸売・小売業などの用途別に集計され、民間企業を中心とした設備投資の動向を知る有力な手がかりとなる。

※3月分は県統計課による速報値。

	令和6年			令和7年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
原数値	▲ 74.8	▲ 40.9	37.4	▲ 63.7	▲ 57.9	12.4
3か月平均	▲ 48.9	▲ 56.9	▲ 51.2	▲ 32.5	▲ 36.4	▲ 37.4

■公共工事請負金額(月別保証請負金額の累計、億円)



結果概要

- 3月の公共工事の発注
 - ・発注件数124件、前年同月比5.1%増
 - ・請負金額128億円、同45.2%増
- 発注者別請負金額(対前年同月比)
 - ・国44.0%増、県120.1%増、市町村61.1%減 など
- 地区別請負金額(対前年同月比)
 - ・東部地区は、48.6%増
 - ・八頭地区は、21.2%増
 - ・中部地区は、32.9%増
 - ・西部地区は、8.3%増
 - ・日野地区は、126.5%増

要因・先行き

- 3月の要因(地区別請負)
 - ・日野地区で県、東部地区で国が押し上げる
- 基調・先行き
 - ・プラス基調を維持
 - ・先行きは、底堅い推移が見込まれる

指標解説

公共工事請負金額

西日本建設業保証株式会社が請負業者と前払金の保証契約を結んだ公共工事の請負金額を集計したもの。発注のほとんどをカバーするため、公共工事の発注動向をとらえる指標として利用されている。請負契約と保証契約にはおおむね半月以内のタイムラグがある。

単位: 億円、%

	令和6年			令和7年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月額	106	36	23	54	50	128
前年同月比(%)	▲ 6.0	6.1	▲ 62.8	35.0	▲ 42.5	45.2
年度累計額	721	757	780	834	884	1012
前年同月比(%)	10.0	9.8	3.9	5.5	0.7	4.8

生産

Production



弱めの動きとなっている

パルプ・紙・紙加工品、汎用・生産用・業務用機械、電気・情報通信機械などが大きく押し上げ、生産指数は前月比プラスに振れるも、14業種中10業種はマイナス。全体の基調としては、なお弱めの動きとなっている。先行きも弱含む。

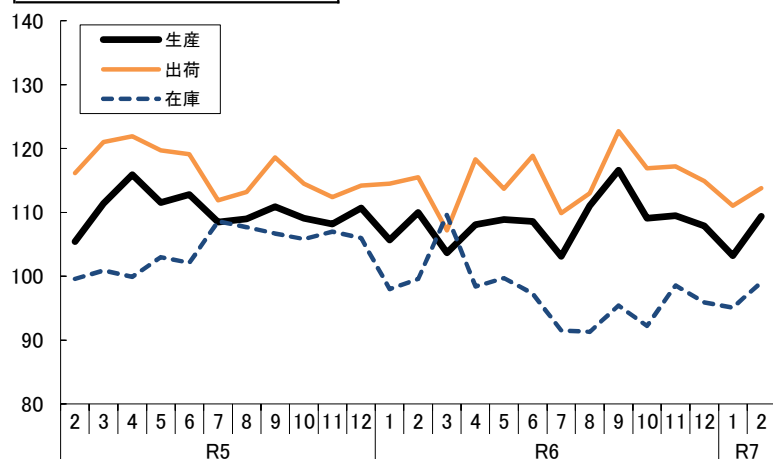
鉱工業指数

生産指数は3か月ぶりの前月比プラス

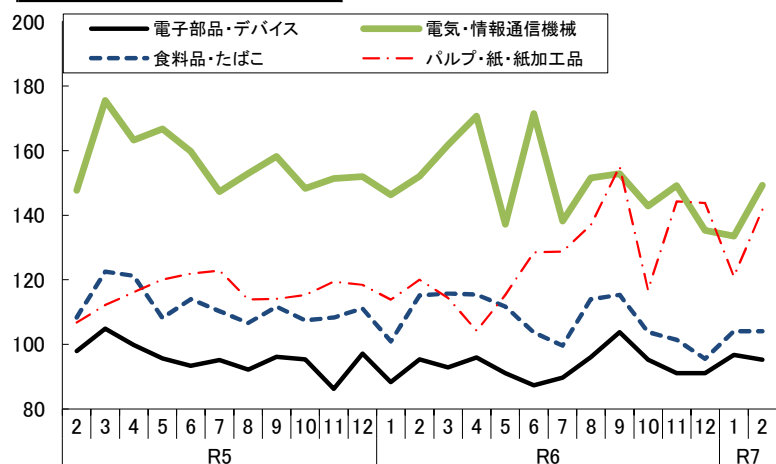
統計表p.16

■鉱工業指数(季節調整済、令和2年=100)

全体(生産・出荷・在庫指数)



主要業種(生産指数)



結果概要

- 全体(2月)
 - ・生産指数109.4、前月比6.0%上昇(3か月ぶり)
 - ・出荷指数113.8、同2.5%上昇(3か月ぶり)
 - ・在庫指数99.1、同4.2%上昇(3か月ぶり)
- 主要業種(生産指数)
 - ・電子部品・デバイス:同1.6%低下
 - ・電気・情報通信機械:同11.8%上昇
 - ・食料品・たばこ:同0.1%低下
 - ・パルプ・紙・紙加工品:同17.1%上昇

要因

- 電子部品・デバイス
 - ・電子・通信機器用部分品、その他の電子部品が押し下げる
- 電気・情報通信機械
 - ・民生用電気機械器具、端子、内燃機関電装品などが押し上げる
- 食料品・たばこ
 - ・清涼飲料などが押し上げるも、水産食料品などが押し下げる
- パルプ・紙・紙加工品
 - ・板紙などが下振れるも、紙製造業が押し上げる
- その他
 - ・汎用・生産用・業務用機械:産業用ロボット、汎用機械が大きく上振れる
 - ・金属製品:電気めっきが大きく上振れる

基調・先行き

- 基調
 - ・足元で上振れるも、なお弱めの動きとなっている
- 先行き
 - ・先行きも、弱含む

指標解説

鉱工業生産指数

鉱業または製造業に属する企業の生産活動状況を示すものとして作成されている。

鉱工業は国内総生産に占める割合が高く、経済全体に及ぼす影響も大きいことから、経済分析上重要な指標となっている。

また、GDPなどと比べて速報性があることから景況感をはかる指標としても重視されている。

生産指数とあわせて、「出荷」、「在庫」などの指数も発表される。

※前月比の単位: %

		令和6年				令和7年	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月
全体	生産指数	116.6	109.1	109.5	107.9	103.2	109.4
	前月比	5.0	▲ 6.4	0.4	▲ 1.5	▲ 4.4	6.0
	出荷指数	122.7	116.9	117.2	114.9	111.0	113.8
	前月比	8.6	▲ 4.7	0.3	▲ 2.0	▲ 3.4	2.5
	在庫指数	95.4	92.2	98.6	95.9	95.1	99.1
	前月比	4.5	▲ 3.4	6.9	▲ 2.7	▲ 0.8	4.2
電子部品・デバイス	生産指数	103.8	95.2	91.0	91.1	96.7	95.2
	前月比	8.1	▲ 8.3	▲ 4.4	0.1	6.1	▲ 1.6
電気・情報通信機械	生産指数	152.8	142.8	149.2	135.3	133.5	149.3
	前月比	0.8	▲ 6.5	4.5	▲ 9.3	▲ 1.3	11.8
食料品・たばこ	生産指数	115.3	103.8	101.4	95.5	104.1	104.0
	前月比	1.1	▲ 10.0	▲ 2.3	▲ 5.8	9.0	▲ 0.1
パルプ・紙・紙加工品	生産指数	155.1	116.8	144.3	143.8	121.0	141.7
	前月比	13.3	▲ 24.7	23.5	▲ 0.3	▲ 15.9	17.1

雇用

Employment



下げ止まりの動き

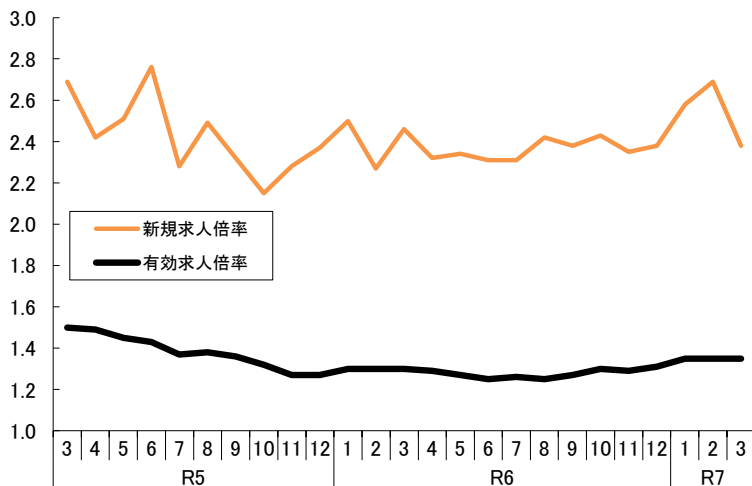
新規求人倍率は前月比マイナスとなるも、有効求人倍率は前月と同水準を維持。所定外労働時間は全産業は前年同月比マイナスが続くも、製造業はプラスを維持。基調としては下げ止まりの動き。先行きは横ばい圏内の動きが見込まれる。

1 求人

新規求人倍率は前月比マイナス、有効求人倍率は前月と同水準

統計表p.17

■新規求人倍率・有効求人倍率(季節調整済)



結果概要

- 新規求人倍率
 - ・3月は2.38倍、前月から0.31ポイント低下(4か月ぶり)
- 有効求人倍率
 - ・3月は1.35倍、前月と同水準

要因・先行き

- 3月の要因(新規求人倍率)
 - ・季節調整値では、求人数は前月比プラスとなるも、求職者数のプラス幅が上回る
 - ・原数値では、求人数は運輸業・郵便業、公務・その他が押し上げ前年同月比プラスとなるも、求職者数のプラス幅が上回る
- 基調・先行き
 - ・基調としては下げ止まりの動き
 - ・先行きは、横ばい圏内の動きが見込まれる

指標解説

新規求人倍率・有効求人倍率

新規求人倍率は、求職者1人に対してだけの求人数があるかを示す指標。有効求人倍率は、新規求人数に前月からの繰越求人数を加えた有効求人数と、新規求職者数に前月からの繰越求職者数を加えた有効求職者数から算出される。

	令和6年			令和7年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規求人倍率	2.43	2.35	2.38	2.58	2.69	2.38
前月差	0.05	▲ 0.08	0.03	0.20	0.11	▲ 0.31
有効求人倍率	1.30	1.29	1.31	1.35	1.35	1.35
前月差	0.03	▲ 0.01	0.02	0.04	0.00	0.00

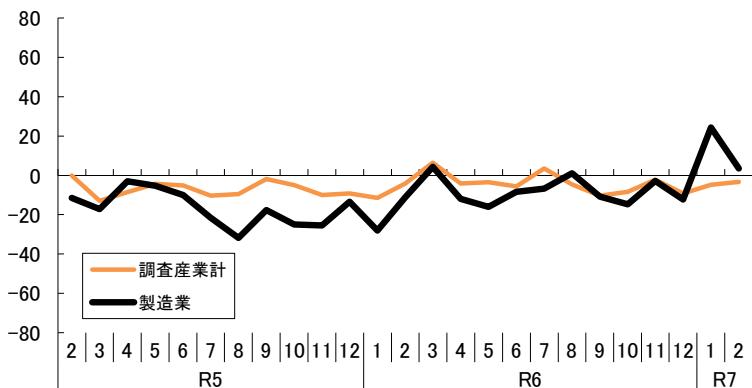
2 所定外労働

全産業は前年同月比マイナスが続くも、製造業はプラスを維持

統計表p.17

■所定外労働時間

(事業所規模30人以上、令和2年=100とした労働時間指数の前年同月比、%)



結果概要

- 全産業
 - ・2月は8.9時間
 - ・労働時間指数は前年同月比3.3%減(7か月連続)
- 製造業 同3.6%増(2か月連続)

要因・先行き

- 2月の要因(製造業)
 - ・金属製品製造業などで前年同月比プラス
- 基調・先行き(製造業)
 - ・足元では、一進一退の動き
 - ・先行きは、生産面の弱さから弱含む

指標解説

所定外労働時間

労働協約や就業規則で定められた所定内労働時間を超えた労働時間。製造業では景気動向の影響を受けやすい。調査対象事業所は、毎年1月分調査時に3分の1ずつ入れ替えられる。

	令和6年				令和7年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
調査産業計(1人当たり時間)	8.8	8.7	8.9	8.9	8.0	8.9
労働時間指数の前年同月比(%)	▲ 10.3	▲ 8.4	▲ 2.2	▲ 9.2	▲ 4.8	▲ 3.3
うち製造業(%)	▲ 10.7	▲ 14.7	▲ 2.9	▲ 12.4	24.4	3.6

景気指標（景気動向指数）

Indexes of Business Conditions

		景気動向指数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		鳥取県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		CI指数(当月値)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		先行指数	前月差に対する寄与度						一致指数	前月差に対する寄与度							遅行指数	前月差に対する寄与度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			1 新規求人数 (除学卒、一般)	2 生産財生産指数	3 日経商品指数 (42種、前年同月比)	4 新設住宅着工戸数	5 民間金融貸出残高 (前年同月比)	6 信用保証申込額 (逆)		1 有効求人倍率 (除学卒、一般)	2 就職率 (除学卒、一般)	3 所定外労働時間指数 (模30人以上) 製造業、規模	4 製造工業生産指数	5 実質百貨店販売額 (前年同月比)	6 人件費率 (製造業、規模30人以上) 【逆】	7 輸入通関実績		1 常用雇用指数 (製造業、規模30人以上)	2 雇用保険受給者実人員 (逆)	3 消費者物価指数 (生鮮食料品を除く総合、前年同月比)	4 営業倉庫保管残高	5 法人事業税調定額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
当月値 (令和2年＝100)	前月差						当月値 (令和2年＝100)	前月差								当月値 (令和2年＝100)	前月差																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</

		景気動向指数																	
		鳥取県									全 国								
		CI指数(3か月平均値)					DI指数				CI指数(令和2年=100)			DI指数					
		先行指数		一致指数		遅行指数		先行指数		一致指数		遅行指数		先行指数		一致指数		遅行指数	
		前 月 差		前 月 差		前 月 差			%	%	%		%	%		%	%	%	
R5	2月	114.0	▲ 6.2	125.3	▲ 0.7	119.0	1.8		16.7	42.9	60.0	109.1	114.5	105.5	54.5	30.0	66.7		
	3月	108.9	▲ 5.1	125.3	0.0	118.9	▲ 0.1		0.0	57.1	60.0	108.9	114.7	105.6	54.5	65.0	66.7		
	4月	107.2	▲ 1.7	128.3	3.0	116.1	▲ 2.8		50.0	71.4	0.0	108.6	114.6	105.9	36.4	80.0	44.4		
	5月	106.6	▲ 0.6	127.2	▲ 1.1	114.4	▲ 1.7		41.7	42.9	20.0	109.6	115.2	106.5	31.8	40.0	66.7		
	6月	106.8	0.2	125.8	▲ 1.4	115.2	0.8		50.0	42.9	80.0	109.9	115.1	106.7	63.6	50.0	61.1		
	7月	106.8	0.0	123.9	▲ 1.9	112.4	▲ 2.8		50.0	28.6	20.0	109.6	115.0	106.3	45.5	35.0	61.1		
	8月	106.5	▲ 0.3	121.9	▲ 2.0	112.7	0.3		33.3	42.9	40.0	110.4	115.3	106.4	54.5	30.0	44.4		
	9月	105.7	▲ 0.8	121.3	▲ 0.6	110.7	▲ 2.0		25.0	28.6	20.0	110.2	115.8	106.8	45.5	50.0	72.2		
	10月	104.2	▲ 1.5	119.4	▲ 1.9	110.3	▲ 0.4		50.0	28.6	40.0	109.4	115.7	107.3	36.4	60.0	77.8		
	11月	102.1	▲ 2.1	118.6	▲ 0.8	108.1	▲ 2.2		16.7	42.9	20.0	109.3	114.8	107.4	45.5	25.0	77.8		
	12月	100.4	▲ 1.7	117.2	▲ 1.4	105.4	▲ 2.7		16.7	28.6	40.0	110.4	115.9	108.1	45.5	55.0	66.7		
	R6	1月	100.6	0.2	115.6	▲ 1.6	104.7	▲ 0.7		50.0	28.6	20.0	110.1	113.0	106.5	54.5	20.0	33.3	
2月		101.2	0.6	117.9	2.3	107.6	2.9		50.0	100.0	40.0	111.6	112.8	107.5	72.7	20.0	50.0		
3月		100.4	▲ 0.8	118.1	0.2	113.5	5.9		50.0	50.0	60.0	111.7	113.9	107.6	54.5	15.0	50.0		
4月		101.0	0.6	119.4	1.3	116.8	3.3		33.3	57.1	40.0	110.7	114.6	107.3	54.5	60.0	77.8		
5月		103.1	2.1	119.0	▲ 0.4	117.0	0.2		58.3	35.7	60.0	110.7	115.6	108.8	45.5	80.0	50.0		
6月		103.5	0.4	120.0	1.0	114.2	▲ 2.8		66.7	57.1	20.0	109.2	114.5	108.3	31.8	50.0	61.1		
7月		103.9	0.4	119.4	▲ 0.6	115.4	1.2		33.3	42.9	60.0	109.0	115.6	108.6	27.3	60.0	77.8		
8月		104.4	0.5	118.3	▲ 1.1	116.4	1.0		66.7	35.7	60.0	107.1	114.0	109.1	18.2	20.0	66.7		
9月		105.4	1.0	118.7	0.4	118.1	1.7		50.0	57.1	80.0	108.3	114.4	108.3	45.5	50.0	44.4		
10月		106.0	0.6	119.8	1.1	118.7	0.6		33.3	64.3	80.0	108.4	115.8	108.8	63.6	65.0	55.6		
11月		107.4	1.4	120.5	0.7	118.9	0.2		66.7	57.1	80.0	107.5	115.2	109.3	45.5	70.0	50.0		
12月		109.4	2.0	119.9	▲ 0.6	120.0	1.1		83.3	42.9	50.0	107.7	116.3	109.7	45.5	75.0	55.6		
R7	1月	110.6	1.2	120.8	0.9	117.9	▲ 2.1		58.3	42.9	50.0	108.2	116.4	111.3	60.0	55.6	75.0		
	2月	108.7	▲ 1.9	122.0	1.2	116.5	▲ 1.4		16.7	42.9	75.0	107.9	117.3	110.8	55.0	61.1	75.0		
調査機関		県統計課									内閣府								

消費（大型小売店、ホームセンター・家電量販店）

Personal Consumption

		大型小売店販売額																							
		鳥取県											全国												
		合計				百貨店				スーパー			合計				百貨店				スーパー				
		前年比		店舗数		前年比		店舗数		前年比		店舗数		前年比		店舗数		前年比		店舗数		前年比		店舗数	
		全店舗	既存店			全店舗	既存店			全店舗	既存店			全店舗	既存店			全店舗	既存店			全店舗	既存店		
		百万円	%	店	百万円	%	店	百万円	%	店	億円	%	店	億円	%	店	億円	%	店						
R5	2月	4,309	13.3	8.0	22	945	11.4	11.4	3	3,364	13.8	7.0	19	15,820	5.2	4.7	6,110	4,176	18.8	20.3	190	11,644	1.1	0.0	5,920
	3月	4,715	4.8	0.2	22	1,166	2.8	2.8	3	3,549	5.5	▲ 0.7	19	17,670	3.6	3.2	6,111	5,117	8.6	9.9	190	12,553	1.7	0.7	5,921
	4月	4,589	8.6	3.3	22	1,028	11.3	11.3	3	3,561	7.8	1.0	19	17,095	5.2	4.8	6,120	4,497	7.6	8.9	190	12,598	4.4	3.4	5,930
	5月	4,620	4.3	▲ 0.6	22	942	0.8	0.8	3	3,678	5.3	▲ 0.9	19	17,436	3.7	3.4	6,123	4,528	5.3	6.6	190	12,908	3.2	2.3	5,933
	6月	4,571	1.1	▲ 2.3	22	1,072	▲ 3.9	▲ 3.9	3	3,500	2.7	▲ 1.8	19	17,461	4.3	4.1	6,126	4,840	5.7	7.1	190	12,621	3.8	2.9	5,936
	7月	5,040	5.7	2.3	22	1,149	3.1	3.1	3	3,891	6.4	2.1	19	18,741	5.9	5.5	6,132	5,224	7.6	8.8	190	13,517	5.2	4.3	5,942
	8月	4,968	3.1	▲ 0.2	22	1,000	▲ 4.0	▲ 4.0	3	3,968	5.0	0.8	19	17,859	6.5	6.0	6,133	4,289	10.9	12.1	189	13,570	5.1	4.2	5,944
	9月	4,439	1.8	▲ 1.9	22	1,031	4.6	4.6	3	3,409	1.0	▲ 3.8	19	17,085	4.8	4.5	6,133	4,560	8.1	9.4	189	12,525	3.7	2.8	5,944
	10月	4,553	▲ 1.7	1.4	21	1,073	6.1	6.1	3	3,480	▲ 3.8	0.0	18	17,999	3.9	3.6	6,141	4,979	5.3	6.3	189	13,020	3.4	2.6	5,952
	11月	4,798	▲ 0.9	1.6	21	1,273	2.8	2.8	3	3,524	▲ 2.1	1.1	18	18,363	4.4	4.2	6,142	5,506	6.4	7.5	189	12,857	3.6	2.9	5,953
	12月	5,796	▲ 4.5	▲ 1.9	21	1,392	▲ 2.8	▲ 2.8	3	4,404	▲ 5.0	▲ 1.6	18	22,846	2.6	2.5	6,151	7,075	4.4	5.8	189	15,771	1.8	1.1	5,962
	R6	1月	4,714	▲ 0.7	1.5	21	1,049	7.4	7.4	3	3,665	▲ 2.8	0.0	18	18,260	3.3	3.3	6,148	5,053	6.1	7.9	189	13,208	2.3	1.7
2月		4,252	▲ 1.3	1.6	21	983	4.0	4.0	3	3,269	▲ 2.8	0.9	18	16,991	7.4	7.0	6,147	4,743	13.6	13.8	187	12,248	5.2	4.6	5,960
3月		4,734	0.4	2.9	21	1,221	4.7	4.7	3	3,514	▲ 1.0	2.3	18	18,832	6.6	6.2	6,148	5,609	9.6	9.8	186	13,222	5.3	4.7	5,962
4月		4,410	▲ 3.9	▲ 1.7	21	1,029	0.1	0.1	3	3,381	▲ 5.1	▲ 2.2	18	17,554	2.7	2.3	6,150	4,870	8.3	8.5	186	12,684	0.7	0.1	5,964
5月		4,688	1.5	1.2	22	1,030	9.3	9.3	3	3,658	▲ 0.5	▲ 0.9	19	18,172	4.2	3.8	6,152	5,149	13.7	14.0	186	13,022	0.9	0.2	5,966
6月		5,322	16.4	3.1	23	1,195	11.5	11.5	3	4,128	17.9	0.5	20	18,636	6.7	6.4	6,154	5,495	13.5	13.8	186	13,141	4.1	3.5	5,968
7月		5,387	6.9	▲ 1.2	23	1,216	5.9	5.9	3	4,171	7.2	▲ 3.3	20	18,958	1.2	0.9	6,159	5,489	5.1	5.3	186	13,469	▲ 0.4	▲ 0.8	5,973
8月		5,509	10.9	2.3	23	1,028	2.8	2.8	3	4,480	12.9	2.1	20	18,664	4.5	4.3	6,158	4,434	3.4	3.8	185	14,231	4.9	4.4	5,973
9月		4,836	8.9	1.5	23	1,089	5.6	5.6	3	3,748	9.9	0.3	20	17,394	1.8	1.6	6,147	4,639	1.7	2.2	183	12,755	1.8	1.4	5,964
10月		4,839	6.3	▲ 2.8	23	1,061	▲ 1.1	▲ 1.1	3	3,778	8.6	▲ 3.3	20	17,895	▲ 0.6	▲ 0.4	6,134	4,912	▲ 1.3	▲ 0.8	183	12,982	▲ 0.3	▲ 0.3	5,951
11月		5,318	10.8	2.1	23	1,319	3.6	3.6	3	3,999	13.5	1.5	20	18,976	3.3	3.5	6,146	5,658	2.8	3.4	183	13,318	3.6	3.6	5,963
12月		6,346	9.5	0.1	23	1,441	3.5	3.5	3	4,905	11.4	▲ 1.0	20	23,480	2.8	3.0	6,159	7,230	2.2	2.8	183	16,250	3.0	3.0	5,976
R7	1月	5,260	11.6	1.4	23	1,125	7.2	7.2	3	4,135	12.8	▲ 0.2	20	19,159	4.9	3.6	6,207	5,273	4.4	5.0	183	13,886	5.1	3.0	6,024
	2月	4,416	3.9	▲ 5.8	23	910	▲ 7.4	▲ 7.4	3	3,506	7.2	▲ 5.3	20	17,306	1.9	0.7	6,179	4,647	▲ 2.0	▲ 1.7	183	12,659	3.4	1.6	5,996
調査機関		中国経済産業局											経済産業省												

		ホームセンター・家電量販店販売額																		
		鳥取県									全国									
		合計			ホームセンター			家電量販店			合計			ホームセンター			家電量販店			
		前年比	店舗数	店	前年比	店舗数	店	前年比	店舗数	店	前年比	店舗数	店	前年比	店舗数	店	前年比	店舗数	店	
		(全店舗)			(全店舗)			(全店舗)			(全店舗)			(全店舗)			(全店舗)			(全店舗)
百万円	%		百万円	%		百万円	%		億円	%		億円	%		億円	%				
R5	2月	2,244	4.7	53	1,090	4.7	39	1,154	4.7	14	5,721	0.9	7,112	2,248	0.1	4,442	3,473	1.4	2,670	
	3月	2,870	▲ 3.3	53	1,412	▲ 0.7	39	1,458	▲ 5.8	14	6,973	▲ 2.7	7,107	2,680	0.3	4,440	4,293	▲ 4.4	2,667	
	4月	2,578	▲ 3.0	53	1,547	▲ 4.2	39	1,031	▲ 1.2	14	6,418	▲ 1.9	7,122	2,997	0.4	4,451	3,421	▲ 3.8	2,671	
	5月	2,566	▲ 6.6	53	1,540	▲ 6.4	39	1,026	▲ 7.0	14	6,551	▲ 3.4	7,118	3,040	▲ 2.0	4,449	3,511	▲ 4.6	2,669	
	6月	2,495	▲ 10.1	53	1,377	▲ 4.4	39	1,118	▲ 16.2	14	6,420	▲ 4.4	7,124	2,760	▲ 1.8	4,452	3,660	▲ 6.2	2,672	
	7月	2,998	2.1	53	1,498	3.3	39	1,500	1.0	14	7,493	5.2	7,127	3,023	5.2	4,454	4,470	5.2	2,673	
	8月	2,637	▲ 1.5	53	1,387	▲ 2.7	39	1,250	0.0	14	6,523	2.6	7,125	2,766	0.9	4,454	3,757	3.9	2,671	
	9月	2,457	▲ 4.1	53	1,247	▲ 3.6	39	1,210	▲ 4.7	14	6,312	▲ 0.6	7,123	2,548	▲ 0.8	4,459	3,764	▲ 0.4	2,664	
	10月	2,492	▲ 5.0	53	1,458	▲ 3.8	39	1,034	▲ 6.7	14	6,199	▲ 2.5	7,128	2,802	▲ 1.5	4,460	3,397	▲ 3.4	2,668	
	11月	2,514	▲ 1.5	53	1,394	0.3	39	1,120	▲ 3.6	14	6,464	3.2	7,142	2,756	3.1	4,467	3,708	3.3	2,675	
	12月	3,228	▲ 8.6	53	1,787	▲ 7.4	39	1,441	▲ 10.0	14	8,003	▲ 2.9	7,149	3,322	▲ 2.2	4,476	4,682	▲ 3.4	2,673	
	R6	1月	2,245	▲ 6.8	53	1,078	▲ 5.6	39	1,167	▲ 7.8	14	6,385	▲ 4.1	7,136	2,444	▲ 1.0	4,472	3,941	▲ 6.0	2,664
2月		2,201	▲ 1.9	53	1,093	0.3	39	1,108	▲ 4.0	14	5,701	▲ 0.3	7,135	2,278	1.3	4,473	3,423	▲ 1.4	2,662	
3月		2,861	▲ 0.3	53	1,386	▲ 1.8	39	1,475	1.2	14	7,310	4.8	7,150	2,747	2.5	4,486	4,563	6.3	2,664	
4月		2,515	▲ 2.4	53	1,534	▲ 0.8	39	981	▲ 4.8	14	6,562	2.3	7,163	3,022	0.9	4,496	3,540	3.5	2,667	
5月		2,492	▲ 2.9	53	1,530	▲ 0.6	39	962	▲ 6.2	14	6,602	0.8	7,164	3,070	1.0	4,496	3,532	0.6	2,668	
6月		2,647	6.1	53	1,382	0.4	39	1,265	13.1	14	6,925	7.9	7,167	2,888	4.6	4,499	4,037	10.3	2,668	
7月		2,930	▲ 2.3	53	1,422	▲ 5.1	39	1,508	0.5	14	7,517	0.3	7,176	2,977	▲ 1.5	4,506	4,540	1.6	2,670	
8月		2,680	1.6	53	1,434	3.4	39	1,246	▲ 0.3	14	6,875	5.4	7,175	2,984	7.9	4,510	3,891	3.6	2,665	
9月		2,424	▲ 1.3	53	1,226	▲ 1.7	39	1,198	▲ 1.0	14	6,375	1.0	7,177	2,605	2.2	4,512	3,771	0.2	2,665	
10月		2,249	▲ 9.8	53	1,321	▲ 9.4	39	928	▲ 10.3	14	6,024	▲ 2.8	7,183	2,709	▲ 3.3	4,518	3,315	▲ 2.4	2,665	
11月		2,510	▲ 0.2	53	1,388	▲ 0.4	39	1,122	0.2	14	6,665	3.1	7,199	2,834	2.8	4,528	3,831	3.3	2,671	
12月		3,248	0.6	53	1,790	0.2	39	1,458	1.2	14	8,333	4.1	7,201	3,428	3.2	4,531	4,905	4.8	2,670	
R7	1月	2,353	4.8	53	1,132	5.0	39	1,221	4.6	14	6,596	3.3	7,190	2,458	0.6	4,530	4,138	5.0	2,660	
	2月	2,112	▲ 4.0	53	1,039	▲ 4.9	39	1,073	▲ 3.2	14	5,902	3.5	7,185	2,286	0.3	4,531	3,616	5.6	2,654	
調査機関		中国経済産業局									経済産業省									

消費（乗用車）

Personal Consumption

乗用車新車新規登録台数

鳥取県													
		合計				登録車						軽自動車	
		月別台数		年累計		合計		普通車		小型車		月別台数	
		前年比		前年比		月別台数		月別台数		月別台数		前年比	
		台	%	台	%	台	%	台	%	台	%	台	%
R5	3月	3,267	20.6	6,782	23.9	2,003	28.6	1,246	41.8	757	11.7	1,264	9.6
	4月	1,546	8.3	8,328	20.7	821	12.5	509	35.0	312	▲ 11.6	725	4.0
	5月	1,470	27.2	9,798	21.6	780	32.9	503	55.2	277	5.3	690	21.3
	6月	1,908	20.8	11,706	21.5	1,073	34.6	678	49.7	395	14.8	835	6.8
	7月	1,734	8.6	13,440	19.6	1,053	22.2	642	30.5	411	11.1	681	▲ 7.3
	8月	1,596	21.1	15,036	19.8	880	16.6	525	16.9	355	16.0	716	27.2
	9月	1,957	8.6	16,993	18.4	1,108	15.4	707	19.8	401	8.4	849	0.8
	10月	1,777	9.3	18,770	17.5	949	17.7	581	23.6	368	9.5	828	1.0
	11月	1,921	18.2	20,691	17.5	1,015	13.7	659	33.7	356	▲ 11.0	906	23.8
	12月	1,605	6.0	22,296	16.6	886	7.5	565	12.5	321	▲ 0.3	719	4.2
R6	1月	1,245	▲ 25.8	1,245	▲ 25.8	694	▲ 22.8	452	▲ 22.9	242	▲ 22.7	551	▲ 29.2
	2月	1,424	▲ 22.5	2,669	▲ 24.1	765	▲ 28.2	536	▲ 23.5	229	▲ 37.3	659	▲ 14.6
	3月	2,468	▲ 24.5	5,137	▲ 24.3	1,547	▲ 22.8	1,115	▲ 10.5	432	▲ 42.9	921	▲ 27.1
	4月	1,341	▲ 13.3	6,478	▲ 22.2	786	▲ 4.3	522	2.6	264	▲ 15.4	555	▲ 23.4
	5月	1,360	▲ 7.5	7,838	▲ 20.0	766	▲ 1.8	530	5.4	236	▲ 14.8	594	▲ 13.9
	6月	1,671	▲ 12.4	9,509	▲ 18.8	958	▲ 10.7	653	▲ 3.7	305	▲ 22.8	713	▲ 14.6
	7月	1,866	7.6	11,375	▲ 15.4	1,142	8.5	700	9.0	442	7.5	724	6.3
	8月	1,450	▲ 9.1	12,825	▲ 14.7	777	▲ 11.7	501	▲ 4.6	276	▲ 22.3	673	▲ 6.0
	9月	2,028	3.6	14,853	▲ 12.6	1,088	▲ 1.8	690	▲ 2.4	398	▲ 0.7	940	10.7
	10月	1,887	6.2	16,740	▲ 10.8	1,164	22.7	755	29.9	409	11.1	723	▲ 12.7
	11月	1,776	▲ 7.5	18,516	▲ 10.5	1,030	1.5	711	7.9	319	▲ 10.4	746	▲ 17.7
	12月	1,465	▲ 8.7	19,981	▲ 10.4	780	▲ 12.0	540	▲ 4.4	240	▲ 25.2	685	▲ 4.7
R7	1月	1,474	18.4	1,474	18.4	802	15.6	553	22.3	249	2.9	672	22.0
	2月	1,735	21.8	3,209	20.2	970	26.8	644	20.1	326	42.4	765	16.1
	3月	2,715	10.0	5,924	15.3	1,628	5.2	1,083	▲ 2.9	545	26.2	1,087	18.0
調査機関		中国運輸局鳥取運輸支局											

乗用車新車新規登録台数

		全国			
		月別台数		年累計	
		前年比		前年比	
		千台	%	千台	%
R5	3月	478	12.2	1,154	16.7
	4月	290	18.5	1,444	17.1
	5月	272	28.4	1,716	18.7
	6月	332	23.9	2,048	19.5
	7月	321	11.4	2,369	18.4
	8月	281	19.8	2,649	18.5
	9月	363	11.8	3,013	17.7
	10月	334	13.1	3,347	17.2
	11月	344	11.7	3,691	16.7
	12月	302	6.1	3,993	15.8
R6	1月	285	▲ 10.8	285	▲ 10.8
	2月	298	▲ 16.2	584	▲ 13.6
	3月	384	▲ 19.6	968	▲ 16.1
	4月	259	▲ 10.6	1,227	▲ 15.0
	5月	261	▲ 3.9	1,488	▲ 13.3
	6月	312	▲ 6.1	1,800	▲ 12.1
	7月	339	5.5	2,139	▲ 9.7
	8月	271	▲ 3.2	2,410	▲ 9.0
	9月	366	0.8	2,776	▲ 7.8
	10月	338	1.0	3,114	▲ 7.0
	11月	331	▲ 3.9	3,445	▲ 6.7
	12月	280	▲ 7.0	3,725	▲ 6.7
R7	1月	328	15.0	328	15.0
	2月	355	18.8	683	16.9
	3月	421	9.6	1,104	14.0
調査機関		日本自販協会連合会、全国軽自動車協会連合会			

投資（住宅）

Investment

		新設住宅着工戸数													
		鳥取県													
		合計				持家系				貸家系					
		戸数		床面積		戸数		床面積		戸数		床面積			
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比			
戸		%		㎡		%		戸		%		㎡		%	
R5	3月	177	▲ 34.9	16,937	▲ 30.3	129	▲ 15.7	14,352	▲ 17.6	48	▲ 59.7	2,585	▲ 62.3		
	4月	223	5.7	20,337	▲ 0.6	175	11.5	18,077	4.6	48	▲ 11.1	2,260	▲ 28.8		
	5月	256	43.8	20,755	18.7	155	17.4	16,171	8.9	101	119.6	4,584	73.7		
	6月	251	12.6	24,577	12.2	212	20.5	21,527	9.8	39	▲ 17.0	3,050	32.9		
	7月	193	▲ 24.6	18,038	▲ 24.8	143	▲ 15.9	15,623	▲ 19.6	50	▲ 41.9	2,415	▲ 46.9		
	8月	166	▲ 44.5	17,366	▲ 23.7	147	▲ 3.3	16,358	0.2	19	▲ 87.1	1,008	▲ 84.4		
	9月	193	▲ 15.0	17,569	▲ 13.9	126	▲ 17.1	13,844	▲ 18.6	67	▲ 10.7	3,725	9.5		
	10月	188	9.3	16,004	▲ 2.6	124	▲ 8.8	13,315	▲ 9.7	64	77.8	2,689	59.0		
	11月	190	▲ 31.2	15,990	▲ 33.5	110	▲ 28.6	11,862	▲ 34.0	80	▲ 34.4	4,128	▲ 32.3		
	12月	221	20.1	18,913	4.3	133	▲ 9.5	14,716	▲ 7.2	88	137.8	4,197	85.0		
	R6	1月	208	8.3	16,237	▲ 8.0	110	▲ 40.2	11,495	▲ 33.1	98	1,125.0	4,742	935.4	
		2月	200	23.5	16,590	7.3	147	16.7	13,808	0.3	53	47.2	2,782	64.0	
3月		184	4.0	15,110	▲ 10.8	103	▲ 20.2	11,110	▲ 22.6	81	68.8	4,000	54.7		
4月		243	9.0	20,781	2.2	136	▲ 22.3	15,069	▲ 16.6	107	122.9	5,712	152.7		
5月		185	▲ 27.7	17,839	▲ 14.0	116	▲ 25.2	12,485	▲ 22.8	69	▲ 31.7	3,660	▲ 20.2		
6月		246	▲ 2.0	20,113	▲ 18.2	122	▲ 42.5	13,628	▲ 36.7	124	217.9	6,485	112.6		
7月		232	20.2	20,377	13.0	131	▲ 8.4	14,055	▲ 10.0	101	102.0	4,614	91.1		
8月		267	60.8	22,082	27.2	172	17.0	17,787	8.7	95	400.0	4,295	326.1		
9月		183	▲ 5.2	16,598	▲ 5.5	133	5.6	14,262	3.0	50	▲ 25.4	2,336	▲ 37.3		
10月		159	▲ 15.4	14,829	▲ 7.3	116	▲ 6.5	12,819	▲ 3.7	43	▲ 32.8	2,010	▲ 25.3		
11月		206	8.4	20,125	25.9	166	50.9	18,324	54.5	40	▲ 50.0	1,801	▲ 56.4		
12月		177	▲ 19.9	16,742	▲ 11.5	145	9.0	15,582	5.9	32	▲ 63.6	1,160	▲ 72.4		
R7	1月	132	▲ 36.5	12,654	▲ 22.1	96	▲ 12.7	10,659	▲ 7.3	36	▲ 63.3	1,995	▲ 57.9		
	2月	162	▲ 19.0	15,189	▲ 8.4	106	▲ 27.9	11,775	▲ 14.7	56	5.7	3,414	22.7		
	3月	334	81.5	27,546	82.3	190	84.5	20,947	88.5	144	77.8	6,599	65.0		
調査機関		国土交通省													

【注】令和7年3月分は県統計課による速報値。

新設住宅着工戸数							
全国							
合計		持家系		貸家系			
戸	前年比	戸	前年比	戸	前年比		
戸	%	戸	%	戸	%		
R5 3月	73,693	▲ 3.2	40,537	▲ 6.6	33,156	1.3	
4月	67,250	▲ 11.9	38,298	▲ 17.2	28,952	▲ 3.6	
5月	69,561	3.5	40,242	▲ 1.6	29,319	11.4	
6月	71,015	▲ 4.8	40,409	▲ 7.9	30,606	▲ 0.4	
7月	68,151	▲ 6.7	37,668	▲ 12.5	30,483	1.7	
8月	70,399	▲ 9.4	40,581	▲ 10.8	29,818	▲ 7.6	
9月	68,941	▲ 6.8	38,793	▲ 9.8	30,148	▲ 2.7	
10月	71,769	▲ 6.3	39,660	▲ 9.2	32,109	▲ 2.4	
11月	66,238	▲ 8.5	37,367	▲ 11.4	28,871	▲ 4.5	
12月	64,586	▲ 4.0	38,351	▲ 4.0	26,235	▲ 3.8	
R6 1月	58,849	▲ 7.5	33,844	▲ 13.9	25,005	3.0	
2月	59,162	▲ 8.2	33,634	▲ 14.7	25,528	2.1	
3月	64,265	▲ 12.8	35,826	▲ 11.6	28,439	▲ 14.2	
4月	76,572	13.9	40,822	6.6	35,750	23.5	
5月	65,921	▲ 5.2	38,444	▲ 4.5	27,477	▲ 6.3	
6月	66,285	▲ 6.7	37,542	▲ 7.1	28,743	▲ 6.1	
7月	68,014	▲ 0.2	36,022	▲ 4.4	31,992	5.0	
8月	66,819	▲ 5.1	36,837	▲ 9.2	29,982	0.6	
9月	68,548	▲ 0.6	37,271	▲ 3.9	31,277	3.7	
10月	69,669	▲ 2.9	39,282	▲ 1.0	30,387	▲ 5.4	
11月	65,037	▲ 1.8	37,914	1.5	27,123	▲ 6.1	
12月	62,957	▲ 2.5	36,003	▲ 6.1	26,954	2.7	
R7 1月	56,134	▲ 4.6	31,424	▲ 7.2	24,710	▲ 1.2	
2月	60,583	2.4	34,485	2.5	26,098	2.2	
3月							
調査機関	国土交通省						

投資（設備投資）

Investment

		用途別着工建築物工事金額													
		鳥取県													
		合計				業種別工事金額(9業種)									
		工事金額		着工戸数		鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	製造業	情報通信業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業	宿泊業、飲食サービス業	医療、福祉	その他のサービス業	
		前年比		前年比											
百万円	%	棟	%	百万円											
R5	3月	4,495	504.0	28	47.4	18	2,649	3	812	0	10	27	23	954	
	4月	8,621	193.0	21	▲ 25.0	11	2,084	0	162	0	0	6,218	91	56	
	5月	1,616	102.4	22	37.5	74	78	0	801	0	4	284	365	11	
	6月	1,154	▲ 16.5	20	▲ 28.6	3	152	0	58	100	0	47	593	202	
	7月	1,506	79.8	28	40.0	95	94	4	635	0	8	3	281	387	
	8月	1,102	▲ 12.4	6	▲ 76.9	0	1,000	0	0	0	8	0	93	1	
	9月	570	▲ 80.0	23	▲ 32.4	196	98	0	254	0	0	0	0	23	
	10月	4,752	386.4	46	7.0	212	1,008	0	30	901	25	1,399	345	833	
	11月	1,530	48.6	17	▲ 5.6	24	55	0	180	0	0	0	105	1,167	
	12月	1,082	115.8	15	0.0	28	80	0	358	0	0	154	422	40	
	R6	1月	2,015	0.8	18	▲ 28.0	3	1,517	0	235	0	0	125	111	25
		2月	1,167	12.0	18	20.0	2	32	0	609	0	0	150	79	296
3月		1,542	▲ 65.7	23	▲ 17.9	29	1,124	30	297	0	20	42	0	0	
4月		6,999	▲ 18.8	35	66.7	30	76	3,642	99	500	0	2,180	0	473	
5月		3,074	90.2	38	72.7	36	218	0	1,753	0	80	266	297	424	
6月		1,697	47.1	20	0.0	206	871	0	486	0	70	45	0	20	
7月		1,525	1.3	24	▲ 14.3	403	20	24	90	0	108	105	710	65	
8月		1,230	11.6	15	150.0	0	549	0	525	0	0	100	0	56	
9月		852	49.5	17	▲ 26.1	106	8	0	485	0	70	38	76	70	
10月		1,198	▲ 74.8	19	▲ 58.7	19	396	0	332	0	0	94	340	17	
11月		905	▲ 40.9	16	▲ 5.9	0	237	0	166	0	0	0	360	142	
12月		1,487	37.4	14	▲ 6.7	0	19	0	977	0	0	136	27	328	
R7	1月	732	▲ 63.7	11	▲ 38.9	45	0	0	61	0	0	0	212	414	
	2月	491	▲ 57.9	9	▲ 50.0	0	22	0	34	0	0	33	102	300	
	3月	1,733	12.4	26	13.0	64	0	0	67	0	50	151	1,292	110	
調査機関		国土交通省													

【注】令和7年3月分は県統計課による速報値。

用途別着工建築物工事金額				
全国				
工事金額		着工戸数		
前年比		前年比		
億円	%	棟	%	
R5 3月	5,145	▲ 4.4	3,638	▲ 4.2
4月	7,238	▲ 6.3	4,111	1.1
5月	6,015	▲ 6.6	3,746	▲ 7.4
6月	6,196	▲ 13.1	4,127	▲ 3.8
7月	7,704	▲ 8.7	3,848	▲ 12.1
8月	5,158	▲ 7.7	3,775	▲ 9.4
9月	8,341	29.3	3,931	▲ 8.3
10月	8,360	20.9	4,158	▲ 3.7
11月	6,302	▲ 0.5	3,967	▲ 6.8
12月	10,317	64.0	3,688	▲ 7.2
R6 1月	8,706	19.1	3,193	▲ 12.0
2月	6,089	▲ 2.1	3,325	▲ 4.9
3月	8,846	71.9	3,504	▲ 3.7
4月	10,420	44.0	3,664	▲ 10.9
5月	6,059	0.7	3,644	▲ 2.7
6月	6,552	5.7	4,218	2.2
7月	6,837	▲ 11.2	3,698	▲ 3.9
8月	9,999	93.9	3,740	▲ 0.9
9月	6,782	▲ 18.7	4,377	11.3
10月	8,493	1.6	4,118	▲ 1.0
11月	7,098	12.6	3,982	0.4
12月	5,233	▲ 49.3	2,490	▲ 32.5
R7 1月	5,456	▲ 37.3	1,848	▲ 42.1
2月	6,131	0.7	3,017	▲ 9.3
3月				
調査機関	国土交通省			

投資（公共投資）

Investment

		公共工事請負金額														
		鳥取県														
		合計				発注者別保証実績										
		件数	月別請負金額		累計 請負金額	国		独立行政法人等		県		市町村		その他		
				前年比		月別請負金額	前年比	月別請負金額	前年比	月別請負金額	前年比	月別請負金額	前年比			
件	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%			
R4	3月	140	7,124	▲ 20.1	96,632	3,047	25.0	19	▲ 67.8	2,617	▲ 29.4	1,348	▲ 14.1	91	▲ 92.0	
	4月	188	9,726	2.0	9,726	957	▲ 8.8	153	▲ 44.1	4,664	▲ 26.9	3,860	120.8	91	13.0	
	5月	108	4,612	▲ 28.1	14,339	1,825	▲ 30.4	90	25.8	1,431	▲ 21.4	1,200	▲ 26.2	65	▲ 76.5	
	6月	182	8,722	▲ 19.0	23,062	1,668	▲ 31.1	112	▲ 68.1	3,196	25.2	3,701	▲ 31.0	44	▲ 46.9	
	7月	135	8,340	▲ 17.6	31,403	2,632	30.0	283	▲ 33.0	3,227	▲ 2.7	1,184	▲ 68.6	1,013	70.9	
	8月	178	7,822	6.6	39,225	1,956	12.7	190	34.8	3,044	▲ 22.2	2,526	67.3	103	151.1	
	9月	216	8,981	▲ 3.8	48,207	1,300	▲ 56.2	1,472	4,105.7	3,174	▲ 13.4	2,765	10.1	269	79.2	
	10月	149	5,953	▲ 69.4	54,160	856	▲ 44.1	39	▲ 83.5	3,033	5.5	1,933	32.7	89	▲ 99.3	
	11月	112	3,952	▲ 8.2	58,113	495	70.1	28	▲ 73.8	1,576	▲ 44.4	1,509	52.7	342	319.9	
	12月	78	3,854	▲ 8.0	61,967	101	▲ 87.4	0	皆減	751	▲ 60.0	2,911	197.6	89	▲ 0.4	
	R5	1月	39	1,890	▲ 17.6	63,857	381	▲ 2.2	3	▲ 96.5	745	▲ 18.5	695	▲ 18.3	64	21.9
		2月	77	3,720	▲ 35.0	67,578	938	▲ 34.1	44	皆増	1,926	▲ 46.3	720	97.0	90	▲ 74.0
3月		134	10,124	42.1	77,702	2,679	▲ 12.1	0	皆減	5,967	128.0	960	▲ 28.8	517	463.4	
4月		170	11,157	14.7	11,157	3,394	254.6	821	434.7	4,006	▲ 14.1	2,377	▲ 38.4	557	511.6	
5月		96	4,614	0.0	15,772	1,571	▲ 13.9	63	▲ 30.3	1,458	1.9	1,335	11.3	186	184.7	
6月		180	9,109	4.4	24,882	1,622	▲ 2.8	109	▲ 2.4	3,865	20.9	2,823	▲ 23.7	688	1,463.6	
7月		184	10,723	28.6	35,605	2,835	7.7	179	▲ 36.8	2,639	▲ 18.2	4,762	302.1	306	▲ 69.7	
8月		186	8,113	3.7	43,718	792	▲ 59.5	266	40.3	3,468	13.9	3,353	32.7	232	124.5	
9月		174	10,616	18.2	54,335	1,372	5.6	3,178	115.9	2,994	▲ 5.7	3,015	9.1	54	▲ 79.8	
10月		182	11,249	89.0	65,585	5,546	547.6	19	▲ 51.9	2,621	▲ 13.6	2,937	51.9	126	41.2	
11月		97	3,385	▲ 14.4	68,970	928	87.6	0	皆減	1,158	▲ 26.5	1,259	▲ 16.6	39	▲ 88.5	
12月		117	6,100	58.3	75,070	979	866.0	669	皆増	1,747	132.4	2,679	▲ 8.0	24	▲ 72.2	
R6	1月	83	4,011	112.2	79,081	308	▲ 19.3	1	▲ 54.1	2,191	194.1	1,407	102.5	102	59.2	
	2月	121	8,713	134.2	87,794	1,357	44.6	17	▲ 60.5	6,075	215.4	942	30.7	320	252.6	
	3月	118	8,813	▲ 12.9	96,608	3,577	33.5	0	－	2,404	▲ 59.7	2,180	127.1	651	25.9	
	4月	222	13,871	24.3	13,871	3,276	▲ 3.5	1,437	75.0	6,014	50.1	2,998	26.1	144	▲ 74.1	
	5月	122	6,491	40.7	20,362	1,486	▲ 5.4	▲ 3	▲ 104.8	2,667	82.8	1,651	23.7	689	270.9	
	6月	187	9,236	1.4	29,599	1,849	14.0	16	▲ 84.7	3,856	▲ 0.2	3,370	19.4	143	▲ 79.2	
	7月	223	13,476	25.7	43,075	4,817	69.9	226	26.3	3,283	24.4	5,030	5.6	118	▲ 61.4	
	8月	185	8,353	3.0	51,428	1,074	35.5	1,057	296.5	2,790	▲ 19.6	2,882	▲ 14.1	548	136.0	
	9月	178	10,140	▲ 4.5	61,569	2,441	77.9	929	▲ 70.8	4,600	53.6	1,681	▲ 44.2	487	797.4	
	10月	218	10,570	▲ 6.0	72,140	3,412	▲ 38.5	138	626.3	3,210	22.5	3,667	24.9	140	11.1	
	11月	112	3,590	6.1	75,730	318	▲ 65.7	0	－	1,880	62.4	1,257	▲ 0.2	133	▲ 239.7	
	12月	56	2,266	▲ 62.8	77,997	17	▲ 98.2	8	▲ 98.8	1,316	▲ 24.6	917	▲ 65.7	5	▲ 76.4	
R7	1月	70	5,413	35.0	83,411	486	58.1	2,587	－	1,154	▲ 47.3	846	▲ 39.9	338	231.5	
	2月	67	5,012	▲ 42.5	88,423	1,627	19.9	0	皆減	2,373	▲ 60.9	399	▲ 57.6	612	91.2	
	3月	124	12,799	45.2	101,223	5,152	44.0	24	皆増	5,293	120.1	847	▲ 61.1	1,481	127.4	
調査機関		西日本建設業保証株式会社														

生産（鉱工業指数）

Production

		鉱工業指数 (令和2年=100)																	
		生産指数						出荷指数						在庫指数					
		鳥取県				全国		鳥取県				全国		鳥取県				全国	
		季節調整済指数		原指数		季節調整済指数	原指数	季節調整済指数		原指数		季節調整済指数	原指数	季節調整済指数		原指数		季節調整済指数	原指数
		前月比	前年比	前月比	前年比			前月比	前年比	前月比	前年比			前月比	前年比				
		%	%	%	%			%	%	%	%			%	%	%	%		
R5	2月	105.4	2.0	103.5	▲ 5.8	104.5	100.9	116.2	6.0	116.9	▲ 4.2	103.8	100.3	99.6	▲ 1.8	99.1	2.1	103.4	104.5
	3月	111.4	5.7	128.8	▲ 0.4	104.9	117.3	121.0	4.1	141.7	1.0	104.3	118.1	100.9	1.3	100.1	3.1	103.6	100.6
	4月	115.9	4.0	110.9	3.3	105.2	102.5	121.9	0.7	119.7	0.3	103.8	100.0	99.9	▲ 1.0	91.5	1.2	104.9	103.2
	5月	111.5	▲ 3.8	103.0	4.5	104.1	96.6	119.7	▲ 1.8	108.7	5.5	103.5	93.9	103.0	3.1	98.2	4.8	105.5	106.3
	6月	112.8	1.2	115.5	4.0	105.0	108.2	119.1	▲ 0.5	119.0	▲ 0.7	104.3	107.3	102.1	▲ 0.9	103.9	1.9	105.5	106.3
	7月	108.5	▲ 3.8	112.4	▲ 3.8	103.5	105.1	111.9	▲ 6.0	113.3	▲ 9.6	102.9	104.4	108.6	6.4	113.8	11.7	105.7	107.0
	8月	109.0	0.5	100.5	▲ 10.2	103.1	96.1	113.2	1.2	106.2	▲ 11.3	102.7	96.5	107.7	▲ 0.8	113.9	10.7	104.5	105.3
	9月	110.9	1.7	109.7	▲ 0.5	103.2	107.0	118.6	4.8	117.2	▲ 4.3	103.3	107.8	106.7	▲ 0.9	108.7	15.0	103.6	102.7
	10月	109.1	▲ 1.6	107.0	▲ 1.7	104.4	106.3	114.5	▲ 3.5	114.6	▲ 6.4	103.6	105.3	105.8	▲ 0.8	106.5	16.4	103.6	103.7
	11月	108.2	▲ 0.8	111.0	▲ 2.6	103.8	106.9	112.4	▲ 1.8	114.8	▲ 7.0	102.8	105.6	107.0	1.1	105.3	10.8	103.6	105.3
	12月	110.7	2.3	116.9	1.5	105.0	106.4	114.2	1.6	119.4	▲ 6.1	104.4	107.5	106.0	▲ 0.9	102.5	2.1	102.7	100.7
	R6	1月	105.7	▲ 4.5	101.6	3.7	97.7	92.4	114.5	0.3	107.9	5.9	96.5	90.4	98.0	▲ 7.5	102.6	▲ 3.4	102.0
2月		110.0	4.1	107.5	3.9	98.0	97.2	115.5	0.9	115.6	▲ 1.1	96.1	95.7	99.6	1.6	99.1	0.0	102.3	102.7
3月		103.7	▲ 5.7	116.7	▲ 9.4	101.4	110.0	107.2	▲ 7.2	122.1	▲ 13.8	100.0	110.1	109.6	10.0	108.7	8.6	102.9	99.6
4月		108.1	4.2	105.3	▲ 5.0	100.8	100.5	118.3	10.4	118.4	▲ 1.1	99.7	98.5	98.4	▲ 10.2	90.1	▲ 1.5	102.4	100.7
5月		108.9	0.7	101.4	▲ 1.6	101.9	97.3	113.7	▲ 3.9	104.2	▲ 4.1	102.8	94.9	99.7	1.3	95.0	▲ 3.3	102.7	104.1
6月		108.6	▲ 0.3	108.3	▲ 6.2	100.7	99.3	118.9	4.6	115.5	▲ 2.9	99.5	98.4	97.3	▲ 2.4	99.0	▲ 4.7	102.4	103.5
7月		103.1	▲ 5.1	109.6	▲ 2.5	102.5	107.8	109.9	▲ 7.6	114.4	1.0	101.0	106.3	91.5	▲ 6.0	95.9	▲ 15.7	102.5	104.4
8月		111.0	7.7	101.0	0.5	100.5	91.4	113.0	2.8	104.5	▲ 1.6	99.1	90.3	91.3	▲ 0.2	96.6	▲ 15.2	102.1	103.1
9月		116.6	5.0	114.4	4.3	101.2	103.6	122.7	8.6	120.2	2.6	99.9	102.9	95.4	4.5	97.1	▲ 10.7	102.3	101.5
10月		109.1	▲ 6.4	108.5	1.4	103.0	107.2	116.9	▲ 4.7	118.7	3.6	101.1	105.3	92.2	▲ 3.4	92.8	▲ 12.9	102.2	102.7
11月		109.5	0.4	111.7	0.6	101.3	103.4	117.2	0.3	119.1	3.7	99.5	101.4	98.6	6.9	97.0	▲ 7.9	101.4	103.2
12月		107.9	▲ 1.5	115.4	▲ 1.3	101.0	104.1	114.9	▲ 2.0	121.8	2.0	99.5	104.2	95.9	▲ 2.7	92.7	▲ 9.6	101.1	98.8
R7	1月	103.2	▲ 4.4	99.2	▲ 2.4	99.9	94.4	111.0	▲ 3.4	104.6	▲ 3.1	98.5	92.3	95.1	▲ 0.8	99.6	▲ 2.9	102.6	102.8
	2月	109.4	6.0	106.5	▲ 0.9	102.2	97.3	113.8	2.5	113.5	▲ 1.8	101.5	97.1	99.1	4.2	98.6	▲ 0.5	100.9	101.3
調査機関		県統計課、経済産業省																	

		鉱工業指数(業種別生産指数) (令和2年=100)															
		鳥取県															
		電子部品・デバイス工業				電気・情報通信機械工業				食料品・たばこ工業				パルプ・紙・紙加工品工業			
		季節調整済指数		原指数		季節調整済指数		原指数		季節調整済指数		原指数		季節調整済指数		原指数	
		前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比
		%		%		%		%		%		%		%		%	
R5	2月	97.9	9.0	94.9	▲ 12.6	147.6	7.4	152.6	4.4	108.3	5.7	94.6	2.9	106.7	▲ 7.9	117.4	▲ 8.5
	3月	104.8	7.0	120.5	▲ 6.9	175.5	18.9	199.3	16.7	122.5	13.1	128.5	17.2	112.2	5.2	133.2	▲ 7.9
	4月	99.8	▲ 4.8	94.5	▲ 9.3	163.3	▲ 7.0	154.7	1.6	121.2	▲ 1.1	129.9	18.4	116.1	3.5	66.4	▲ 5.1
	5月	95.6	▲ 4.2	92.3	▲ 12.3	166.7	2.1	143.6	42.6	108.1	▲ 10.8	103.8	9.7	120.1	3.4	115.2	0.5
	6月	93.3	▲ 2.4	94.5	▲ 21.8	159.8	▲ 4.1	164.1	30.9	114.0	5.5	116.1	13.7	121.9	1.5	129.6	▲ 1.2
	7月	95.1	1.9	94.2	▲ 19.3	147.3	▲ 7.8	147.2	▲ 2.6	110.3	▲ 3.2	122.5	12.7	122.9	0.8	127.6	2.1
	8月	92.2	▲ 3.0	89.0	▲ 23.5	152.9	3.8	130.0	▲ 13.0	106.6	▲ 3.4	99.5	▲ 0.1	113.9	▲ 7.3	112.5	▲ 6.9
	9月	96.1	4.2	95.6	▲ 17.2	158.2	3.5	157.2	0.9	111.7	4.8	103.6	7.5	114.1	0.2	120.3	▲ 0.4
	10月	95.3	▲ 0.8	97.7	▲ 16.3	148.3	▲ 6.3	154.2	▲ 1.5	107.4	▲ 3.8	109.6	0.5	115.3	1.1	87.9	▲ 1.6
	11月	86.2	▲ 9.5	88.2	▲ 24.4	151.3	2.0	161.1	▲ 2.0	108.3	0.8	113.1	5.3	119.4	3.6	125.7	0.1
	12月	97.1	12.6	95.6	▲ 14.0	151.9	0.4	164.5	5.0	111.1	2.6	125.2	12.8	118.4	▲ 0.8	134.4	0.4
	R6	1月	88.3	▲ 9.1	90.7	1.2	146.3	▲ 3.7	142.0	8.3	100.9	▲ 9.2	85.8	▲ 1.0	113.8	▲ 3.9	129.0
2月		95.3	7.9	90.9	▲ 4.2	152.1	4.0	157.6	3.3	115.1	14.1	101.2	7.0	120.0	5.4	127.8	8.9
3月		92.8	▲ 2.6	100.7	▲ 16.4	161.7	6.3	177.4	▲ 11.0	115.7	0.5	120.0	▲ 6.6	114.4	▲ 4.7	135.9	2.0
4月		95.9	3.3	93.9	▲ 0.6	170.7	5.6	166.9	7.9	115.4	▲ 0.3	125.6	▲ 3.3	104.2	▲ 8.9	57.6	▲ 13.3
5月		91.1	▲ 5.0	90.1	▲ 2.4	137.2	▲ 19.6	118.5	▲ 17.5	111.7	▲ 3.2	106.8	2.9	115.3	10.7	114.3	▲ 0.8
6月		87.3	▲ 4.2	83.5	▲ 11.6	171.5	25.0	170.1	3.7	103.7	▲ 7.2	104.4	▲ 10.1	128.5	11.4	136.8	5.6
7月		89.7	2.7	94.1	▲ 0.1	138.2	▲ 19.4	142.9	▲ 2.9	99.6	▲ 4.0	111.9	▲ 8.7	128.7	0.2	133.5	4.6
8月		96.0	7.0	90.0	1.1	151.6	9.7	126.7	▲ 2.5	114.0	14.5	105.8	6.3	136.9	6.4	135.4	20.4
9月		103.8	8.1	100.7	5.3	152.8	0.8	151.5	▲ 3.6	115.3	1.1	107.5	3.8	155.1	13.3	158.3	31.6
10月		95.2	▲ 8.3	100.5	2.9	142.8	▲ 6.5	151.1	▲ 2.0	103.8	▲ 10.0	106.5	▲ 2.8	116.8	▲ 24.7	89.0	1.3
11月		91.0	▲ 4.4	92.7	5.1	149.2	4.5	156.5	▲ 2.9	101.4	▲ 2.3	104.8	▲ 7.3	144.3	23.5	157.0	24.9
12月		91.1	0.1	92.3	▲ 3.5	135.3	▲ 9.3	149.1	▲ 9.4	95.5	▲ 5.8	108.3	▲ 13.5	143.8	▲ 0.3	163.1	21.4
R7	1月	96.7	6.1	99.4	9.6	133.5	▲ 1.3	129.6	▲ 8.7	104.1	9.0	88.5	3.1	121.0	▲ 15.9	137.1	6.3
	2月	95.2	▲ 1.6	90.1	▲ 0.9	149.3	11.8	153.9	▲ 2.3	104.0	▲ 0.1	91.3	▲ 9.8	141.7	17.1	151.0	18.2
調査機関		県統計課															

雇用（求人、所定外労働）

Employment

	求人倍率 (季節調整値)					パート求人倍率 (原数値)					雇用保険受給状況		常用雇用指数 (令和2年＝100) (事業所規模30人以上)	
	新規		有効			新規		有効			鳥取県		調査産業計	
	鳥取県	全国	鳥取県	全国		鳥取県	全国	鳥取県	全国		受給者実人員		鳥取県	全国
	倍		倍			倍		倍			人	前年比 %		
R5	3月	2.69	2.29	1.50	1.32	2.88	2.38	1.46	1.42	1,637	▲ 7.8	101.5	98.8	
	4月	2.42	2.29	1.49	1.32	1.63	1.59	1.27	1.23	1,748	▲ 7.8	103.1	100.5	
	5月	2.51	2.34	1.45	1.32	2.11	2.05	1.19	1.17	1,990	7.7	102.7	100.7	
	6月	2.76	2.31	1.43	1.31	2.92	2.49	1.20	1.17	2,221	3.6	102.9	100.7	
	7月	2.28	2.27	1.37	1.30	2.76	2.66	1.21	1.23	2,372	10.9	100.9	100.8	
	8月	2.49	2.30	1.38	1.30	2.89	2.71	1.28	1.27	2,364	8.0	101.5	100.6	
	9月	2.32	2.24	1.36	1.30	2.41	2.47	1.25	1.27	2,192	7.1	102.6	100.6	
	10月	2.15	2.26	1.32	1.29	2.27	2.58	1.22	1.29	2,248	16.3	101.5	100.6	
	11月	2.28	2.26	1.27	1.27	2.77	2.78	1.20	1.31	2,102	15.1	101.7	100.9	
	12月	2.37	2.25	1.27	1.27	3.49	3.16	1.28	1.37	2,004	13.6	101.4	101.0	
	R6	1月	2.50	2.27	1.30	1.27	2.78	2.54	1.33	1.37	2,072	18.1	102	100.7
		2月	2.27	2.26	1.30	1.26	2.53	2.49	1.34	1.38	2,061	26.8	101.9	100.6
3月		2.46	2.34	1.30	1.27	2.76	2.31	1.27	1.31	1,973	20.5	101.1	100.0	
4月		2.32	2.21	1.29	1.26	1.24	1.47	1.04	1.13	2,086	19.3	102.1	101.6	
5月		2.34	2.20	1.27	1.25	2.19	1.92	1.02	1.07	2,266	13.9	102.5	101.9	
6月		2.31	2.25	1.25	1.24	2.69	2.36	0.98	1.07	2,281	2.7	102.5	102.1	
7月		2.31	2.24	1.26	1.25	2.46	2.48	1.08	1.13	2,533	6.8	102.2	102.1	
8月		2.42	2.30	1.25	1.24	2.52	2.59	1.05	1.16	2,451	3.7	102.4	101.9	
9月		2.38	2.20	1.27	1.25	2.48	2.33	1.09	1.18	2,355	7.4	102.3	101.8	
10月		2.43	2.25	1.30	1.25	2.85	2.52	1.15	1.21	2,266	0.8	100.9	102.0	
11月		2.35	2.25	1.29	1.25	2.91	2.62	1.21	1.24	2,043	▲ 2.8	102.7	102.0	
12月		2.38	2.27	1.31	1.25	3.48	3.03	1.32	1.30	2,003	0.0	102.3	102.1	
R7	1月	2.58	2.32	1.35	1.26	2.72	2.46	1.38	1.31	1,966	▲ 5.1	101.9	101.8	
	2月	2.69	2.30	1.35	1.24	3.08	2.41	1.38	1.31	1,848	▲ 10.3	101.4	101.6	
	3月	2.38	2.32	1.35	1.26	2.34	2.20	1.27	1.26	1,785	▲ 9.5			
調査機関	鳥取労働局、県統計課、厚生労働省													

	所定外労働時間 (事業所規模30人以上)							
	鳥取県				全国			
	調査産業計			製造業	調査産業計		製造業	
	実時間	労働時間 指数	前年比	前年比	実時間	前年比	前年比	
	時間		%	%	時間	%	%	
R5	2月	9.6	111.6	0.0	▲ 11.5	12.0	0.8	▲ 6.1
	3月	13.7	109.3	▲ 13.0	▲ 17.2	12.5	▲ 0.9	▲ 6.0
	4月	9.7	112.8	▲ 8.5	▲ 3.0	12.6	▲ 2.3	▲ 7.1
	5月	8.7	101.2	▲ 4.3	▲ 5.3	11.7	0.0	▲ 2.1
	6月	9.2	107.0	▲ 5.1	▲ 9.9	11.9	▲ 1.6	▲ 3.2
	7月	8.8	102.3	▲ 10.3	▲ 21.6	12.0	▲ 0.8	▲ 5.6
	8月	8.6	100.0	▲ 9.5	▲ 31.8	11.2	▲ 0.9	▲ 5.9
	9月	9.8	114.0	▲ 2.0	▲ 17.7	12.0	▲ 1.7	▲ 5.6
	10月	9.5	110.5	▲ 5.0	▲ 25.0	12.5	▲ 0.9	▲ 4.8
	11月	9.1	105.8	▲ 9.9	▲ 25.4	12.3	▲ 2.4	▲ 4.2
	12月	9.9	115.1	▲ 9.2	▲ 13.4	12.1	▲ 4.0	▲ 6.0
	R6	1月	8.4	97.7	▲ 11.6	▲ 28.1	11.2	▲ 4.2
2月		9.2	107.0	▲ 4.1	▲ 11.1	11.7	▲ 2.5	▲ 6.4
3月		9.9	115.1	6.5	4.3	12.2	▲ 1.6	▲ 5.7
4月		9.2	107.0	▲ 4.1	▲ 12.0	12.2	▲ 3.2	▲ 5.8
5月		8.4	97.7	▲ 3.5	▲ 16.0	11.5	▲ 1.7	▲ 2.9
6月		8.6	100.0	▲ 5.5	▲ 8.3	11.6	▲ 2.5	▲ 4.0
7月		8.9	103.5	3.5	▲ 6.8	11.8	▲ 0.8	▲ 1.3
8月		8.3	96.5	▲ 4.6	1.1	10.8	▲ 2.7	▲ 1.4
9月		8.8	102.3	▲ 10.3	▲ 10.7	11.5	▲ 2.5	▲ 1.6
10月		8.7	101.2	▲ 8.4	▲ 14.7	12.2	▲ 2.3	▲ 1.3
11月		8.9	103.5	▲ 2.2	▲ 2.9	12.1	▲ 1.3	▲ 1.2
12月		8.9	103.5	▲ 9.2	▲ 12.4	11.7	▲ 2.5	▲ 1.7
R7	1月	8.0	93.0	▲ 4.8	24.4	11.2	0.0	3.8
	2月	8.9	103.5	▲ 3.3	3.6	11.4	▲ 2.5	2.7
調査機関	県統計課				厚生労働省			

鳥取県統計課では、本誌採録のほかにも、以下のような様々な指標を公表しています。
原則として予定日の午後2時に公開しますので、下記URLにアクセスしてみてください！

統計課公表の指標

統計課ウェブサイトへ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/toukei/>

新着！

- 毎月勤労統計調査地方調査月報（令和7年2月）
- 鳥取市家計調査（令和7年2月）
- 鳥取県鉱工業指数（令和7年2月）
- 鳥取県の推計人口（令和7年4月1日現在）
- 鳥取市消費者物価指数（令和6年度平均）
- 鳥取市消費者物価指数（令和7年3月）
- 令和4年度鳥取県市町村民経済計算

近々公表！

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ● 鳥取県の推計人口（令和7年5月1日現在） | 令和7年5月20日公表予定 |
| ● 鳥取県鉱工業指数（令和7年3月） | 令和7年5月20日公表予定 |
| ● 鳥取市消費者物価指数（令和7年4月） | 令和7年5月23日公表予定 |
| ● 鳥取市家計調査（令和7年3月） | 令和7年5月30日公表予定 |
| ● 毎月勤労統計調査地方調査月報（令和7年3月） | 令和7年5月30日公表予定 |



鳥取県内の経済情勢

令和7年4月22日

財務省中国財務局
鳥取財務事務所

お問い合わせ先

鳥取財務事務所 財務課長 澤田

電話 0857-26-2295

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある」

項 目	前回（7年1月判断）	今回（7年4月判断）	前回比較
総括判断	一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある	一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある	→

（注）7年4月判断は、前回7年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、緩やかに回復しつつある。生産活動は、足踏みの状況にある。雇用情勢は、弱含んでいる。

【各項目の判断】

項 目	前回（7年1月判断）	今回（7年4月判断）	前回比較
個人消費	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	→
生産活動	足踏みの状況にある	足踏みの状況にある	→
雇用情勢	弱含んでいる	弱含んでいる	→
設備投資	6年度は前年度を下回る見込み	6年度は前年度を下回る見込み	→
企業収益	6年度は減益見込み	6年度は減益見込み	→
住宅建設	前年を下回る	前年を下回る	→
公共事業	前年度を上回る	前年度を上回る	→

【先行き】

先行きについては、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響など、景気を下押しするリスクにも十分注意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「緩やかに回復しつつある」

百貨店販売は、婦人服などが好調であることから、前年を上回っている。

スーパー販売は、米などの売上金額が伸びていることから、前年を上回っている。

コンビニエンスストア販売は、カウンターフーズなどが好調であることから、前年を上回っている。

ドラッグストア販売は、季節商品などが好調であることから、前年を上回っている。

ホームセンター販売は、暖房器具などが好調であることから、前年を上回っている。

家電大型専門店販売は、冬物家電などが好調であることから、前年を上回っている。

乗用車販売(新車登録・届出台数)は、軽乗用車などが好調であることから、前年を上回っている。

主要観光地の入込客数は、積雪の影響がみられたものの、観光需要の高まりが続いているほか、インバウンドの増加もみられており、前年を上回っている。

(主なヒアリング結果)

- 大雪の影響で来店客数が一時減少したものの、昨年よりも気温が大きく下がったこともあって、レディースのアウトターなどの動きがよかった。(百貨店)
- 米は、価格が例年の2倍程度まで高騰しているが買い控えはみられておらず、売上高は大きく伸びている。一方で、嗜好品を中心に買上点数を抑えるなど、節約志向が一層顕著にみられている。(スーパー)
- ホットスナックなどを惣菜と併せて買う動きがみられており好調。(コンビニエンスストア)
- 気温低下の影響で、カイロ、冬物靴下などの季節商品が好調。また、積雪に備えて除雪用品もよく売れた。(ドラッグストア)
- 昨年暖冬であった反動から、電気ストーブ、石油ストーブなどの暖房器具がよく売れた。(ホームセンター)
- 昨年暖冬であった反動から、エアコンやその他暖房家電がコンスタントに売れた。(家電大型専門店)
- 2月は大雪の影響で週末を中心にキャンセルが多く発生したが、12、1月は、年末年始の9連休や天候も良かったため、客数が増加した。(宿泊)

■ 生産活動 「足踏みの状況にある」

食料品は、土産用菓子の需要が伸び悩んでいることから、減少している。

電子部品・デバイスは、海外需要が低調であることから減少しているものの、国内向けでは持ち直しの動きもみられる。

パルプ・紙は、国内向けで一部に強さがみられるものの、物価上昇に伴う需要低下により減少している。

電気・情報通信機械は、家電需要が低調であることから、減少している。

汎用・生産用・業務用機械は、半導体製造装置などの需要が低迷しており、減少している。

- 冬季は土産用菓子の需要閑散期にある中、物価上昇の継続や大雪予報の影響もあり、伸び悩んでいる。(食料品)
- 秋季にECでの需要がみられた反動で、海外向けの生産は減少したものの、国内家電向けでは取引先の在庫調整が解消に向かい始めており、生産が増加しつつある。(電子部品・デバイス)
- 物価上昇の継続により全国的に物流量が弱まっていることを受け、製品需要が減少している。(パルプ・紙)
- 高価格帯商品の売れ行きが悪く、弱い生産となっている。(電気・情報通信機械)
- 半導体製造装置の大口受注がないほか、EV車向けでは受注残を解消してから新たな受注もなく、生産水準を下げている。(汎用・生産用・業務用機械)

■ 雇用情勢 「弱含んでいる」

人手不足の声が聞かれるなか、有効求人倍率は上昇しつつあるものの、新規求人数は引き続き減少していることから、雇用情勢は弱含んでいる。

- 受注増強のために営業担当を増員したいところだが、なかなか応募がない。(生産用機械)
- 来店客数の増加により人手不足感が強まっている中、残業抑制のため店休日の設定や営業時間の短縮を余儀なくされており、機会ロスが生じている。(飲食)
- 最低賃金の大幅な引き上げによる人件費上昇への対策として、DX化や業務集約により店舗従業員を削減している。(小売)
- 新規求人は、電気機械器具製造が引き続き生産の弱さから、飲食が昨年の新規出店に伴う大口求人への反動などから減少。一方、建設や運輸、警備業などでは更新求人の割合が非常に高く、人手が一向に充足しない様子。(職業紹介)

■ 設備投資 「6年度は前年度を下回る見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年1-3月期

- 製造業では、パルプ・紙などで増加するものの、木材・木製品、その他製造などで減少することから、全体としては減少見込みとなっている。
- 非製造業では、運輸・郵便などで増加するものの、農林水産、金融・保険などで減少することから、全体としては減少見込みとなっている。

- 昨年度は工場を新設したが、今年度は維持更新も含め、設備投資の予定はない。(その他製造)
- 昨年度、積極投資をしたことに伴う反動減。(金融・保険)

■ 企業収益 「6年度は減益見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年1-3月期

- 製造業では、情報通信機械などで増益となるものの、木材・木製品、パルプ・紙などで減益となることから、全体としては減益見込みとなっている。
- 非製造業では、農林水産などで減益となるものの、リース、情報通信で増益となることから、全体としては増益見込みとなっている。

■ 住宅建設 「前年を下回る」

- 新設住宅着工戸数でみると、貸家、分譲住宅、持家で減少していることから、全体では、前年を下回っている。

■ 公共事業 「前年度を上回る」

- 前払金保証請負金額(年度累計)でみると、前年度を上回っている。

鳥取県内の経済情勢

[資料編]

	(ページ)
1. 個人消費	1
2. 生産活動	3
3. 雇用情勢	4
4. 設備投資	5
5. 企業収益	5
6. 住宅建設	6
7. 公共事業	6

令和7年4月22日

財務省中国財務局
鳥取財務事務所

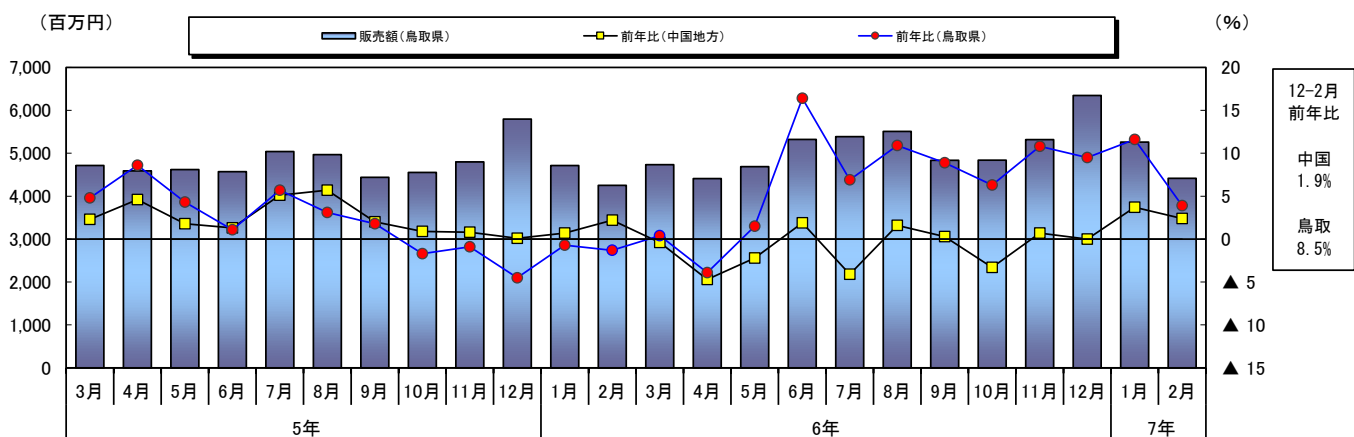
お問い合わせ先

鳥取財務事務所 財務課長 澤田

電話 0857-26-2295

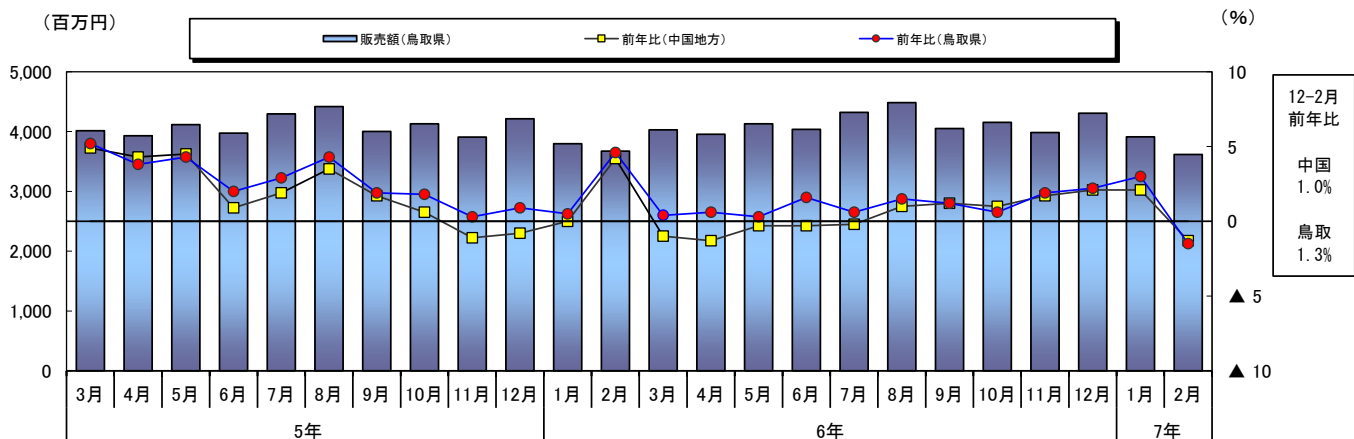
1. 個人消費 緩やかに回復しつつある

(1) 百貨店・スーパー販売(全店舗)



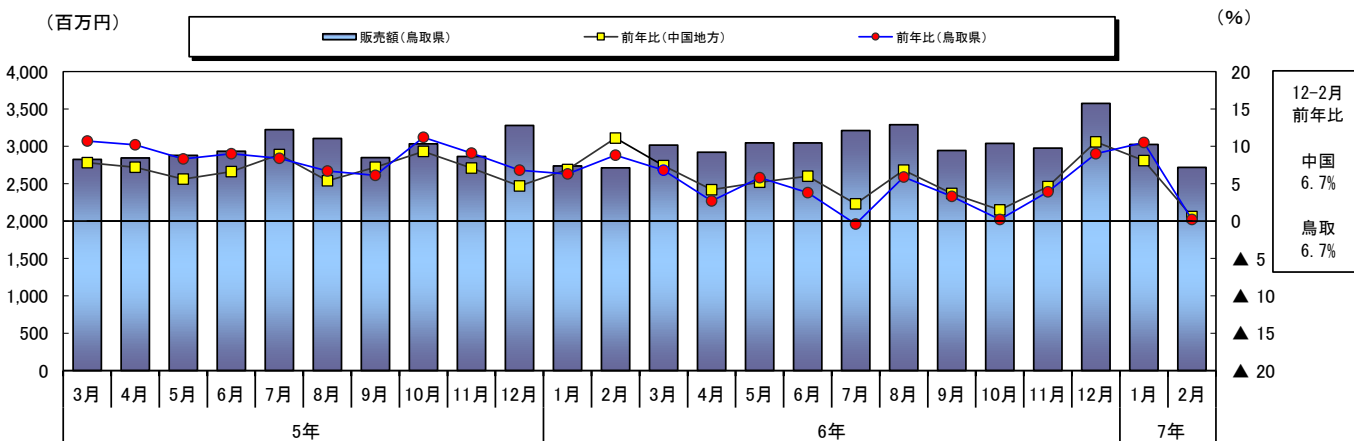
(資料出所: 経済産業省/中国経済産業局)

(2) コンビニエンスストア販売(全店舗)



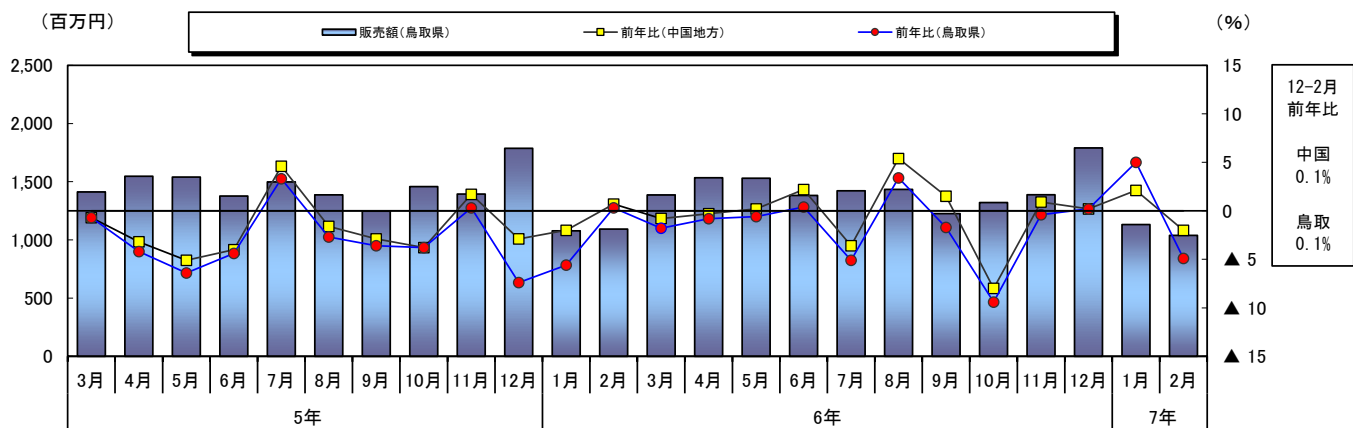
(資料出所: 経済産業省/中国経済産業局)

(3) ドラッグストア販売(全店舗)



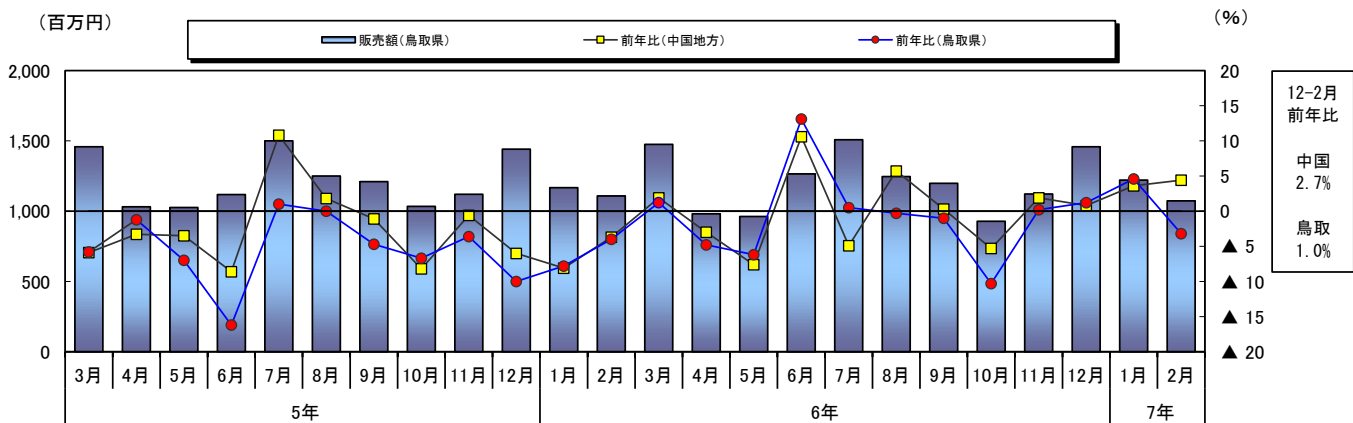
(資料出所: 経済産業省/中国経済産業局)

(4) ホームセンター販売(全店舗)



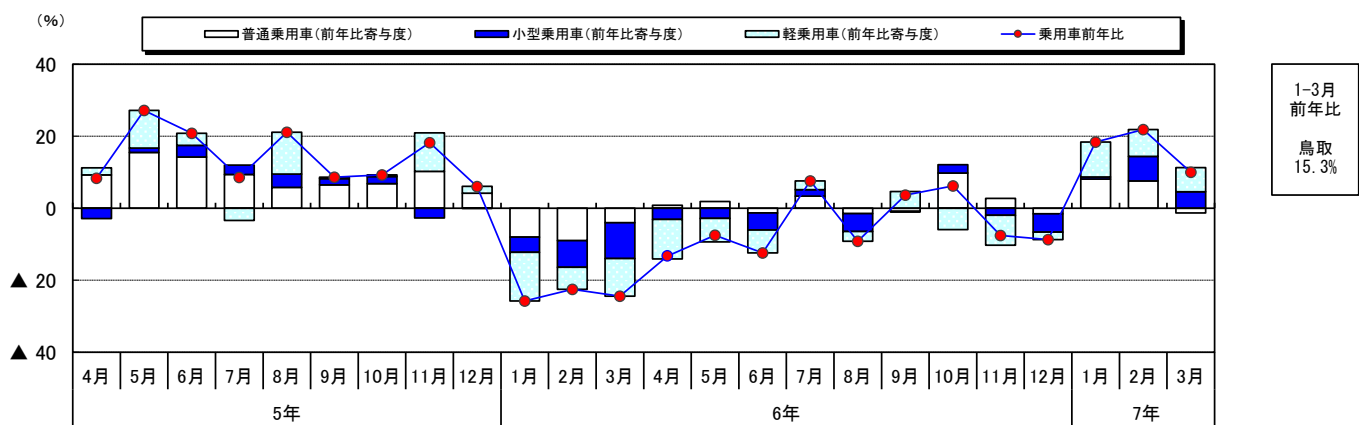
(資料出所: 経済産業省/中国経済産業局)

(5) 家電大型専門店販売(全店舗)



(資料出所: 経済産業省/中国経済産業局)

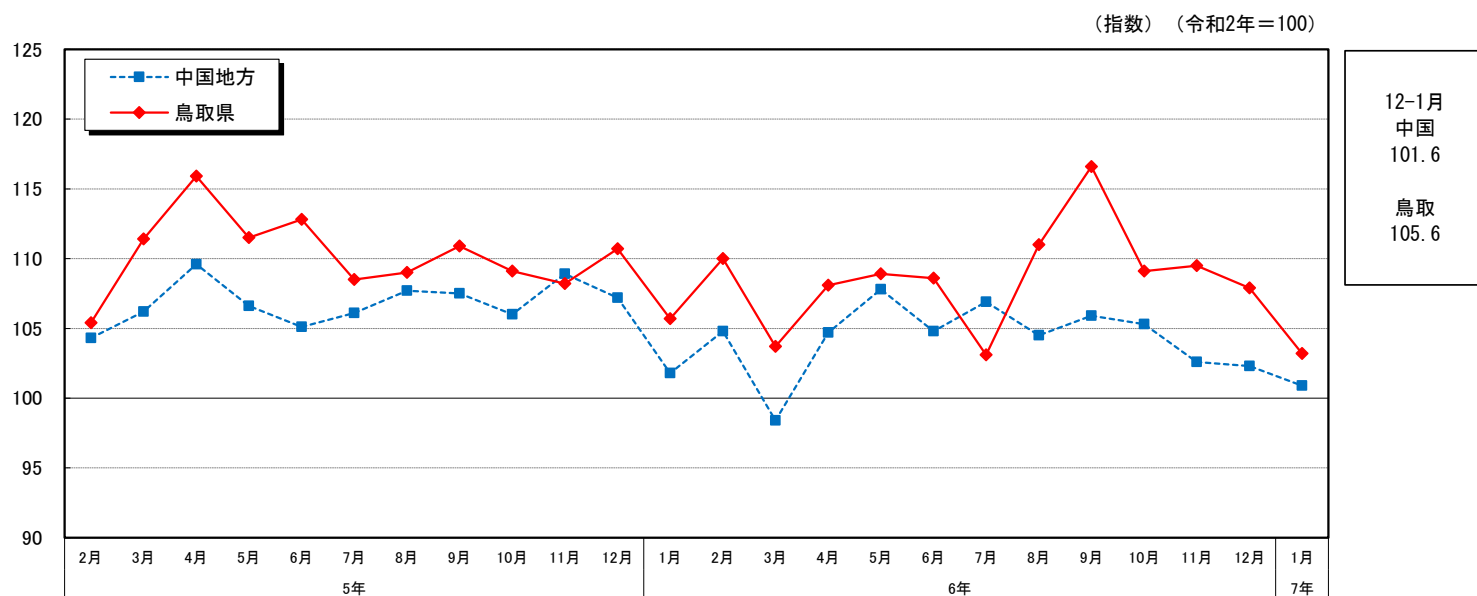
(6) 乗用車販売(新車登録・届出台数)



(資料出所: 中国運輸局)

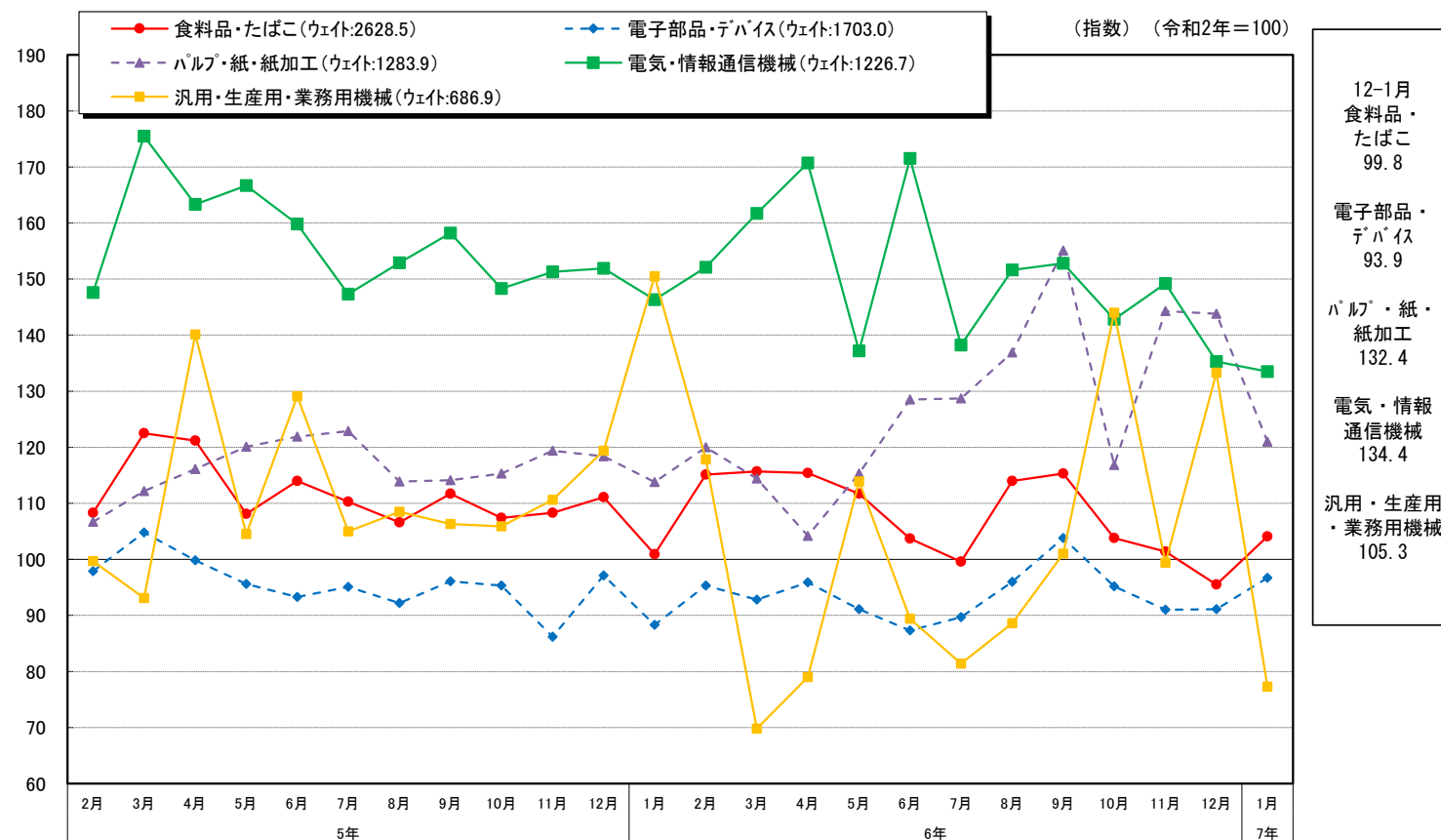
2. 生産活動 足踏みの状況にある

(1) 鉱工業生産指数(季節調整値)



(資料出所: 中国経済産業局、鳥取県)

(2) 県内主要業種別生産指数(季節調整値)

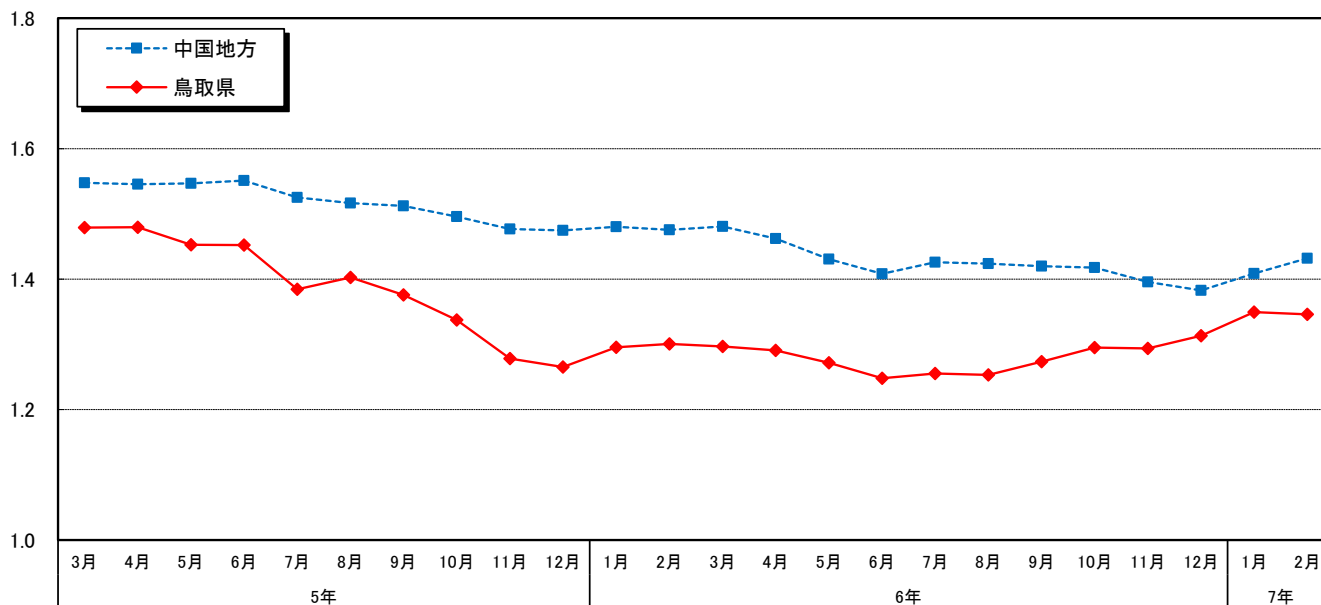


(資料出所: 鳥取県)

3. 雇用情勢 弱含んでいる

(1) 有効求人倍率(学卒を除く、季節調整値)

(倍)



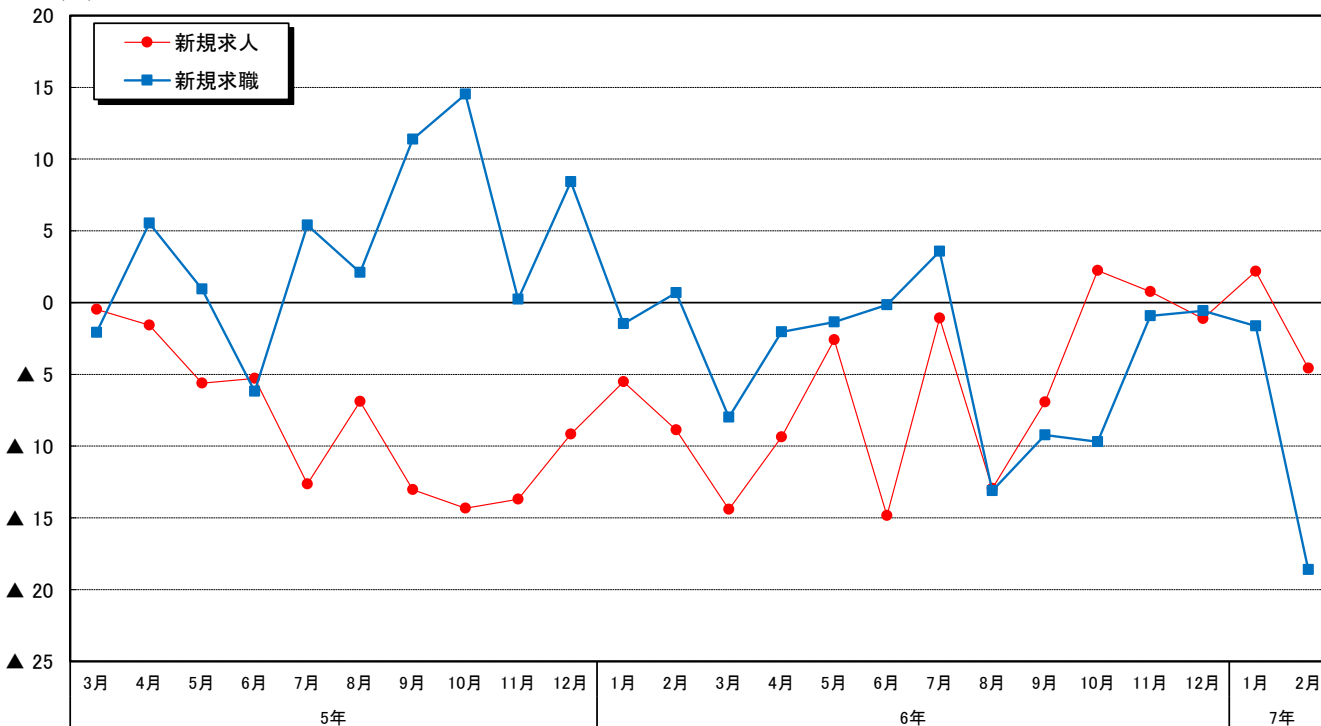
(資料出所:厚生労働省、鳥取労働局)

12-2月
中国
1.41

鳥取
1.34

(2) 新規求人数・求職者数(学卒を除く、原数値)の前年比

(%)



(資料出所:鳥取労働局)

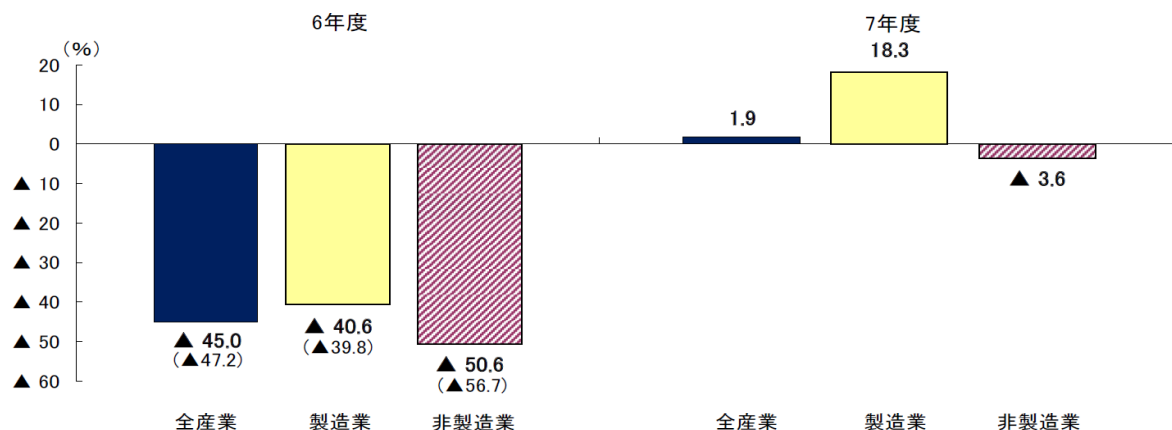
12-2月
前年比

求人
▲1.1%

求職
▲7.7%

4. 設備投資 6年度は前年度を下回る見込み

設備投資額(前年度比)

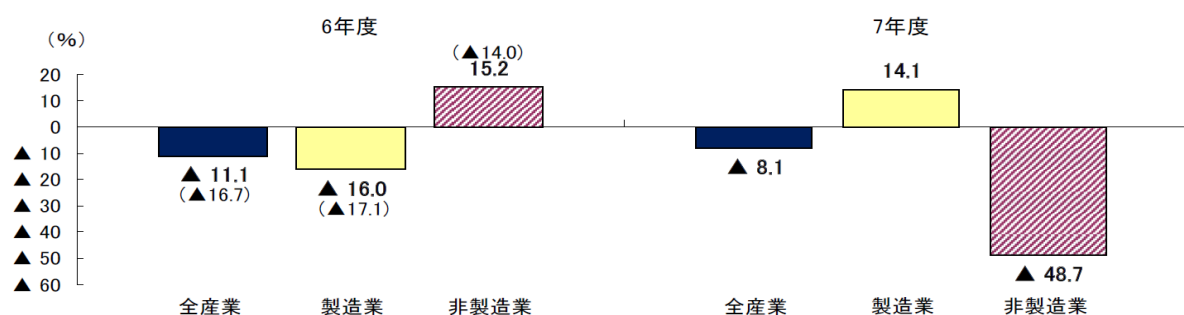


- (注) 1. 調査実施時点は令和7年2月15日
 2. ソフトウェア含む、土地除く
 3. () 書きは前回(令和6年10~12月期)調査結果

(資料出所: 鳥取財務事務所)

5. 企業収益 6年度は減益見込み

経常利益(前年度比)

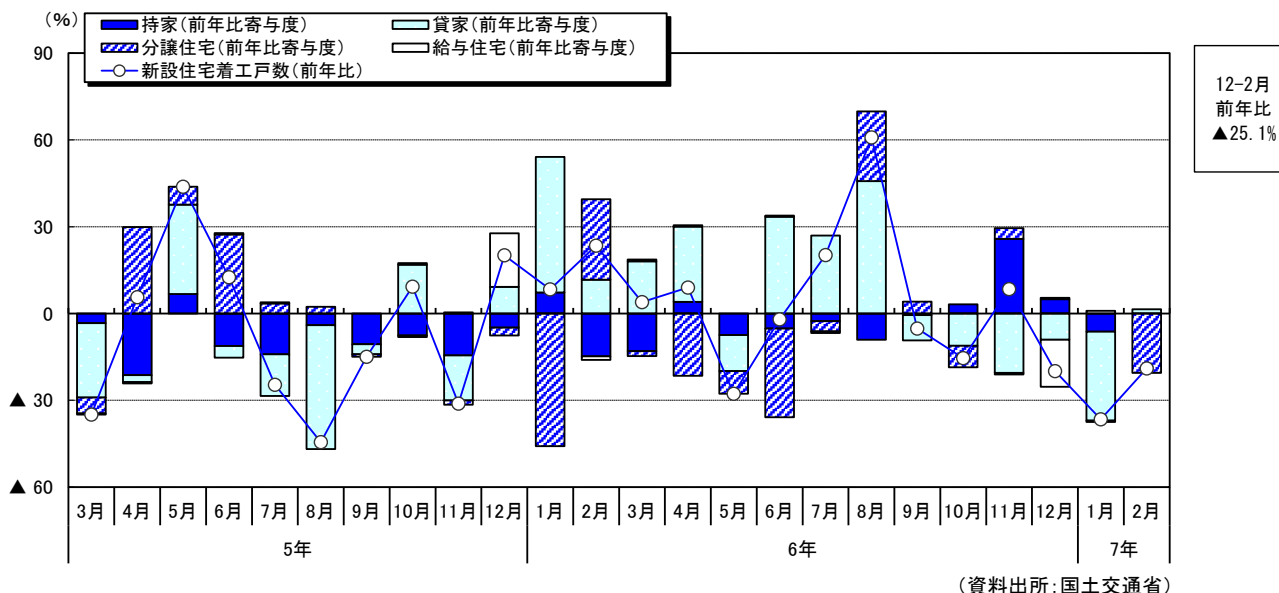


- (注) 1. 調査実施時点は令和7年2月15日
 2. 電気・ガス・水道業及び金融業・保険業を除く
 3. () 書きは前回(令和6年10~12月期)調査結果

(資料出所: 鳥取財務事務所)

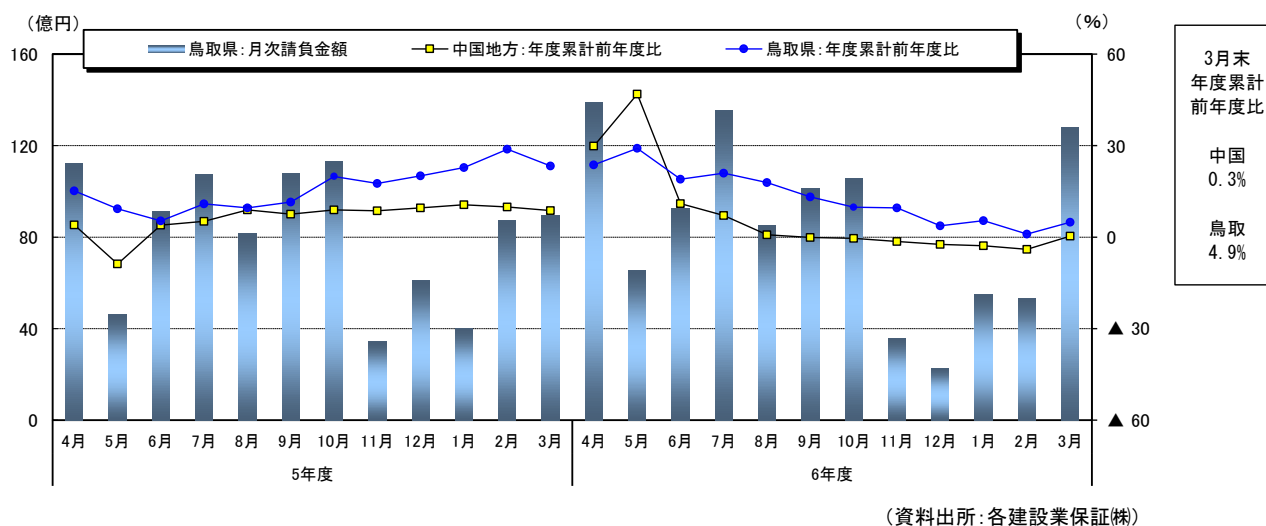
6. 住宅建設 前年を下回る

新設住宅着工戸数(前年比)

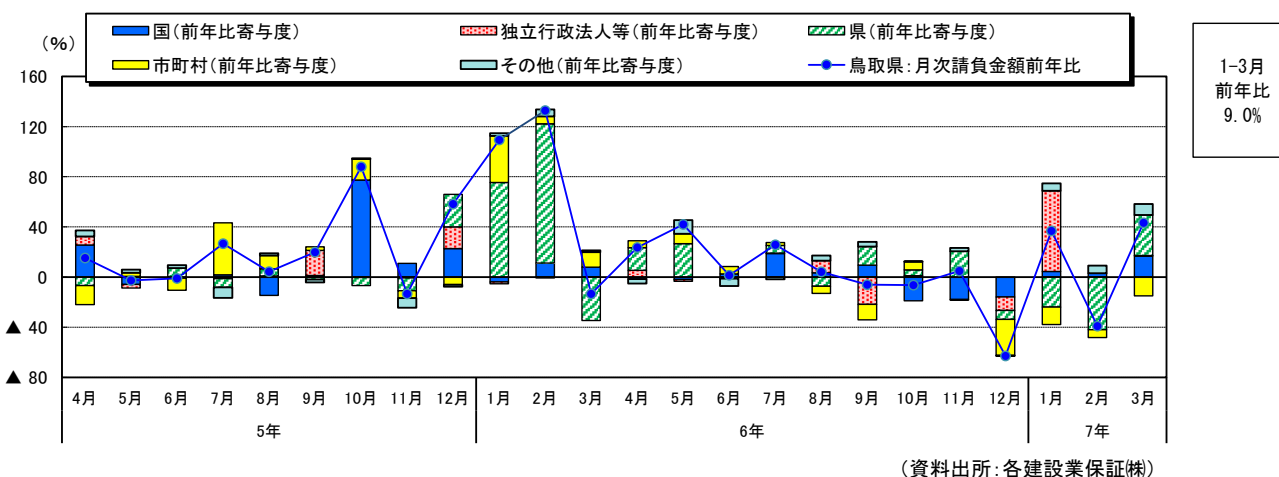


7. 公共事業 前年度を上回る

(1) 公共工事前払金保証請負金額(月次請負金額、年度累計前年度比)



(2) 公共工事前払金保証請負金額(月次請負金額前年比、発注者別寄与度)



家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～



 厚生労働省

令和6年度版

は じ め に

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」です。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定およびその周知、安全および衛生の確保などのさまざまな施策を推進しています。

このしおりは、家内労働法の概要や家内労働に関する施策などを分かりやすく説明するものです。ぜひご一読いただき、家内労働についての認識を深め、家内労働法に定める事項が守られているかを点検していただくための一助となれば幸いです。

令和 6 年

厚生労働省雇用環境・均等局

目 次

I	家内労働法のあらまし……………	4
II	家内労働に関する施策の概要……………	21
III	家内労働の現状……………	30

I 家内労働法のあらまし

● 家内労働法の目的（法第1条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めたものです。

この法律は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めたもので、委託者および家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、その向上を図るように努めなければなりません。

● 家内労働者の定義（法第2条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
 - * 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
 - * 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
 - * 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

● 委託者の定義（法第2条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。
 - * 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
 - * 電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
 - * 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

補助者の定義（法第2条④）

補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている者をいいます。

家内労働手帳（法第3条）

委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をするつど、必要事項を記入しなければならないと定められています。記入すべき内容は以下のとおりです。

家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければなりません。

家内労働手帳は、法令で定める事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えありません。厚生労働省では、下記のモデル様式の普及を図っています。

委託の原材料の引渡しのとしまでに（基本委託条件の通知）

- ・家内労働者の氏名
- ・委託者の氏名
- ・営業所の名称・所在地
- ・工賃の支払方法、
その他の委託条件 など

伝票式家内労働手帳 様式第1									
基本委託条件の通知									
年 月 日									
家内労働者	氏名				委託者	氏名			
	性別		生年月日			名称			
	住所					営業所 所在地	TEL		
補助者	氏名				代理人	氏名			
	性別		生年月日			住所	TEL		
基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。 なお、御承諾の場合は御連絡願います。									
工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅 ロ グループリーダー宅							
		ハ 委託者の営業所 ニ その他（ ）							
	支払期日	イ 毎月 日締め、 （同月翌月） 日払い							
		ロ 納品の都度払い ハ その他（ ）							
	通貨以外のもの で支払う場合の方法								
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅 ロ グループリーダー宅								
	ハ 委託者の営業所 ニ その他（ ）								
不良品の取扱いに 関する定め （検査日に関する 定め）									
備考									

注）家内労働をやめた日から2年間保存してください。

原材料の受渡しのつど（注文伝票）

- ・ 委託業務の内容
- ・ 納入させる物品の数量
- ・ 工賃単価
- ・ 工賃の支払期日
- ・ 納品の時期
- など

伝票式家内労働手帳
様式第2

No. _____

注 文 伝 票

年 月 日

_____ 殿

委託者

品 名	数 量	単 価	納 期	備 考

工 賃 支 払 期 日	年 月 日	付「基本委託条件の通知」による。
-------------	-------	------------------

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

- 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
- 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

物品の受渡し、工賃の支払のつど（受入伝票）

- ・ 受領年月日
- ・ 工賃支払額 など

伝票式家内労働手帳
様式第3

No. _____

受 入 伝 票

年 月 日

_____ 殿

委託者

品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					

月 日締切分	累 計 金 額	備 考

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、

- 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
- 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

● **就業時間（法第4条）**

家内労働者が過剰に長時間働くことにより、健康を害したり、同業者との過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の労働をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

● **委託の打ち切りの予告（法第5条）**

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合に、その委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

● **工賃の支払（法第6条）**

工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込みにより支払うことができます。

工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

● **工賃の支払場所など（法第7条）**

委託者は、工賃の支払や原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

● **最低工賃（法第8条～第16条）**

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣または都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者または委託者を代表する者は、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、その家内労働者や委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正または廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全および衛生に関する措置（法第17条）

1 委託者が講ずべき危害防止措置

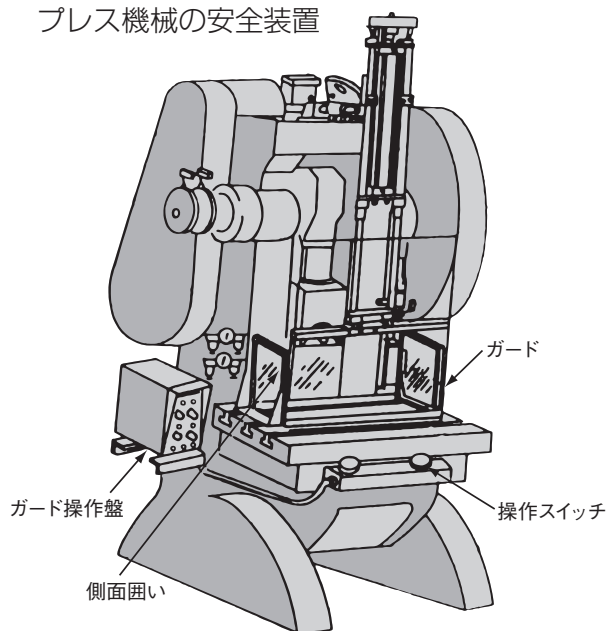
家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということはありませんが、委託者が、委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者において、「家内労働法施行規則」で定める次のような措置を講じなければなりません。

（1）プレス機械などへの安全装置の取付け（施行規則第10条）

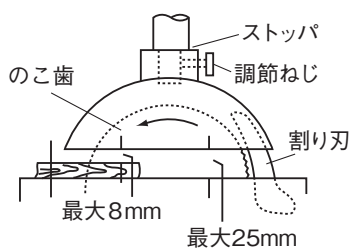
プレス加工や木材加工に使用する機械については、手や指を切断するような大きな災害が起きることがあります。

そのため、プレス機械や木材加工用機械のうち、作業者に危険を及ぼすおそれがあるものには、安全装置を取り付けなければなりません。

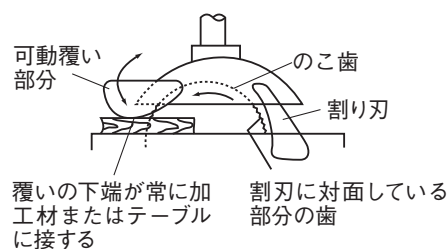
プレス機械の安全装置



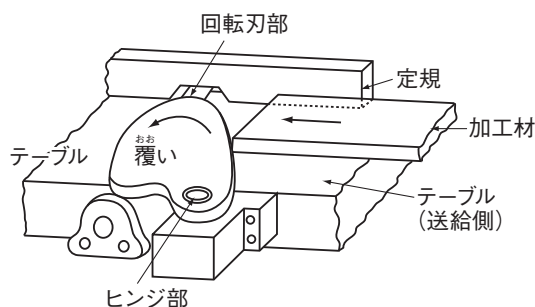
木材加工用機械の安全装置（例）



〔丸のこ盤の固定式安全装置〕



〔丸のこ盤の可動式安全装置〕



〔手押しかんな盤の可動式安全装置〕

(2) 安全装置などの規格具備の確認（施行規則第11、12条）

危険な機械に取り付ける安全装置については国の規格が定められているものがあり、構造規格として告示されています。委託者は下記①～④の安全装置や機械を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときは、その安全装置や機械などが厚生労働大臣の定める構造規格を具備していることを確認しなければなりません。また、手押しかんな盤については、刃物取り付け部は丸胴であることを確認しなければなりません。

①木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置または歯の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第86号）

②手押しかんな盤の刃の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第87号）

③研削盤、研削といし、または研削といしの覆い

（昭和46年労働省告示第8号）

④動力により駆動されるプレス機械

（昭和52年労働省告示第116号）

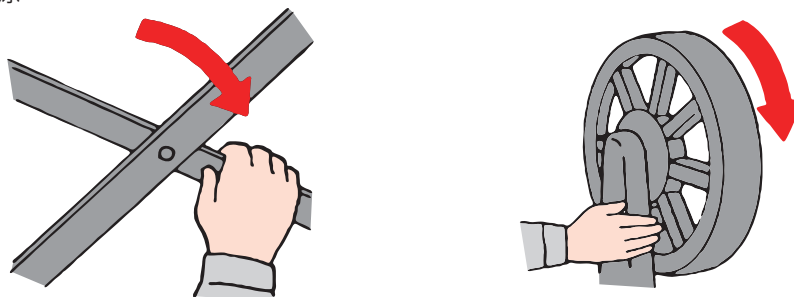
(3) 機械・器具への防護措置（施行規則第13条）

機械・器具を用いる作業では「はさまれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」「感電」などによる災害が起こることがあります。これらの災害を防ぐには、機械・器具の危険源を覆ったり、囲ったりすることにより、家内労働者や補助者がそれらの危険源にさらされないようにすることが重要です。

委託者は、表1に示す機械・器具を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときには、危険源に、覆い・囲いを取り付けるなど必要な防護措置を講じなければなりません。

機械の危険源の例

①せん断の危険源



②巻き込みの危険源

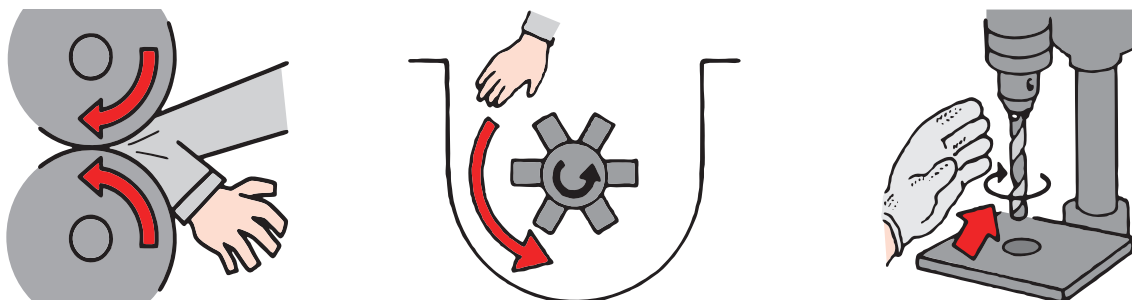


表1 防護措置を講じなければならない機械または器具と講ずべき措置

機械または器具	措置
原動機、または回転軸・歯車・プーリ・ベルトがある機械	危害を受けるおそれのある部分に覆い、囲いなどを取り付けること。
回転軸・歯車・プーリ・フライホイールの止め具がある機械（埋頭型は除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフなどを使用するものを除く。）	研まに必要な部分以外に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。（困難なときは工具を譲渡などすること。）
紙、布、金属箔を通すロール機	囲いまたはガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	感電の危害を生じるおそれのある充電部分に囲いまたは絶縁覆いを取り付けること。

（４）危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

家内労働者や補助者が、作業に伴う危険性・有害性を十分に知らないために、けがや健康障害を起こすことがあります。このため、作業にはあらかじめ作業に伴う危険性・有害性や安全な作業方法を周知することが重要です。

委託者は、表2に示すとおり家内労働者や補助者に危害を及ぼすおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を「作業心得」などの書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません。

SDS（安全データシート）の入手と注意事項の周知

SDSは化学物質の有害性等の情報（成分、含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意など）を集約した文書のことです。労働安全衛生法においては、発がん性などの危険有害性が明らかとなっている化学物質（896物質）にはSDSの交付が義務付けられています。このほかの危険有害性のある化学物質にもSDSを交付するよう努めなければならないとされています。

家内労働者に有機溶剤などの化学物質を使用させる場合は、委託者はまずSDSを入手して、作業における危険性・有害性、さらには必要な対策について検討を行い、家内労働者に周知することが望ましいです。

表2 書面交付の対象機械と記載すべき注意事項（施行規則別表第1）

機械、器具または原材料その他の物品	事 項
機 械	1 刃部を除く機械の掃除、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合であって、作業者が危害をうけるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であって危険な箇所に覆いを設けるなどの措置を講じたときは、この限りでないこと。 2 機械の刃部の掃除、検査、修理、取替えまたは調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害をうけるおそれのない場合は、この限りでないこと。 3 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠をかけること。
研削といし	1 その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えた場合には3分間以上試運転をすること。 2 最高使用周速度をこえて使用しないこと。 3 側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用しないこと。
プレス機械またはシャー	1 安全装置を常に有効な状態に保持すること。 2 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。 3 1年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。 - イ クラッチ及びブレーキの異常の有無 - ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュの異常の有無 - ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無 - ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無 - ホ 配線及び開閉器の異常の有無 4 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。 - イ クラッチ及びブレーキの機能 - ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュのボルトのゆるみの有無 - ハ ノンリピート装置及び急停止装置の機能 5 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を100ルクス以上に保持すること。
ボール盤、フライス盤など手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械	手袋をしないこと。

危険物	1 危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コックなどの接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。 2 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。 3 危険物のある場所に消火設備を置くこと。 4 危険物が爆発し、または危険物によって火災が生ずるおそれのある場所において、火気または点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。
有機溶剤など	1 有機溶剤の人体に及ぼす作用 2 使用していない有機溶剤などを入れた容器には、ふたをすること。 3 風上で作業を行うこと。 4 有機溶剤などが皮膚にふれないようにすること。 5 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 - イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。 - ロ 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。 - ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。 - ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。 6 必要な健康診断を受けること。
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを発生する原因となる物品	1 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんの人体に及ぼす作用 2 風上で作業を行うこと。 3 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。 4 定期的に作業場をそうじすること。 5 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテンなど適当な間仕切りをすること。 6 必要な健康診断を受けること。
鉛など	1 鉛などの人体に及ぼす作用 2 屋内作業場で喫煙し、または飲食しないこと。 3 毎日1回以上、屋内作業場を真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。 4 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及びつめブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをする。

	5 粉状の鉛などがこぼれた場合には、すみやかに、真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。 6 必要な健康診断を受けること。
--	---

参考

「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、以下のように定められました。（平成25年3月14日付通達）

家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の概要 （平成25年3月14日付け通達）

1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い

<委託者>

胆管がんとの関連が指摘された 1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しない。
やむを得ず譲渡・提供する場合は、家内労働者に交付する危害防止のための書面に胆管がん発症のおそれを記載する。安全データシート(SDS)の交付も必要。

<家内労働者>

危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守る。
密閉設備や局所排気装置を設け、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

※ 1,2-ジクロロプロパンは、主に印刷事業場で印刷機の洗浄剤として使われてきた物質。本通達では、1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える物を対象としている。

2 洗浄・拭き取り業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、屋内作業場での洗浄・拭き取りの業務では、家内労働法施行規則の「有機溶剤等」に該当しない場合も含め、以下の対策を講ずる。

① 危害防止のための書面の交付等

- ・委託者は、危害防止のための書面に、人体に及ぼす作用や作業方法など所定の事項を記載し、家内労働者に交付する。安全データシート SDS の交付も必要。
- ・家内労働者や補助者は、危害防止のための書面を作業場に掲示し、注意事項を守る。

② 設備等の設置

- ・家内労働者は、密閉設備、局所排気装置、全体換気装置などの設備を設けるよう努める。
- ・委託者は、設備の設置について援助を行うよう努める。

③ 保護具等の使用

家内労働者や補助者は、局所排気装置や全体換気装置がない場所で洗浄・拭き取りの業務を行うときは、防毒マスクを使用する。皮膚に障害を与える物品などを取扱う業務を行うときは、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

④ 引火等の防止

家内労働者や補助者は、引火性の物品を火気などに近づけない。

(5) 有害物についての容器の使用など（施行規則第15条）

接着剤などに含有されている有機溶剤は、多量に吸引すると急性中毒を起こしたり、低濃度であっても長期間にわたってさらされていると体内吸収によるさまざまな健康障害を起こしたりすることがあります。

委託者は、有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・塗薬を家内労働者に譲渡、貸与、提供するときは、それらが漏れたり、発散するおそれのない容器を使用しなければなりません。

また、容器の見やすいところに、有害物の名称や取り扱い上の注意事項を表示しなければなりません。

容器などの表示事項の参考例

（労働安全衛生法第57条、労働安全衛生規則第32、33条）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 名称 | 5 注意喚起語 |
| 2 人体に及ぼす作用 | 6 安定性及び反応性 |
| 3 貯蔵または取り扱い上の注意 | 7 標章（絵表示） |
| 4 表示をする者の氏名、住所および電話番号 | |

標章（絵表示）の例



2 家内労働者が講ずべき危害防止措置

家内労働者は、委託者から譲渡、貸与、提供を受けたもの以外の機械・器具を使用するときには、安全装置の取り付け、構造規格適合の確認、防護措置などについて、委託者が講ずべき措置に準ずる措置を講じるように努めなければなりません。（施行規則第17条）（8～10ページ1（1）～（3）参照）

加えて、家内労働者または補助者は、次のような措置を講じなければなりません。

（1）設備などの設置（施行規則第18条）

有機溶剤や粉じんによる健康障害を防ぐには、原因となる危険源をなくしたり、危険源にさらされないようにすることが重要です。

そのため、家内労働者は表3の業務に従事する場合には、密閉設備、局所排気装置、湿潤化装置などを設けるように努めなければなりません。

表3 設備などを設置しなければならない業務

業務	設備または装置
有機溶剤 ^(※) を取り扱う業務	蒸気発散源の密閉設備、局所排気装置、全体換気装置または排気筒
有機溶剤 ^(※) を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛などを取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置または排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研ま、ばり取り、または金属を裁断する場所における業務	局所排気装置または粉じん発散源の湿潤化装置

※有機溶剤等には以下のものがあります

第1種有機溶剤：1,2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）・二硫化炭素
第2種有機溶剤：アセトン・イソブチルアルコール・イソプロピルアルコール・イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）・エチルエーテル・エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）・エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）・エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）・エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）・オルト-ジクロロベンゼン・キシレン・クレゾール・クロルベンゼン・酢酸イソブチル・酢酸イソプロピル・酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）・酢酸エチル・酢酸ノルマル-ブチル・酢酸ノルマル-プロピル・酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）・酢酸メチル・シクロヘキサノール・シクロヘキサノン・N,N-ジメチルホルムアミド・テトラヒドロフラン・1,1,1-トリクロロエタン・トルエン・ノルマルヘキサン・1-ブタノール・2-ブタノール・メタノール・メチルエチルケトン・メチルシクロヘキサノール・メチルシクロヘキサノン・メチル-ノルマル-ブチルケトン
第3種有機溶剤：ガソリン・コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む）・石油エーテル・石油ナフサ・石油ベンジン・テレピン油・ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
特別有機溶剤等：エチルベンゼン・クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）・1,2-ジクロロプロパン・ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）・テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

(2) 保護具などの使用（施行規則第19条）

作業に伴うけがや健康障害を防止するためには、家内労働者または補助者が適切な保護具などを使用することにより、災害を防止したりけがの程度を軽減することが期待できます。

このため、家内労働者または補助者は、表4の業務に従事する場合には、保護具などを使用しなければなりません。

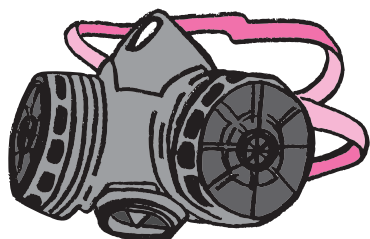
表4 保護具などを使用しなければならない業務

業務	保護具など
運転中の機械の刃部における切粉払いまたは切削剤を使用する業務	ブラシ、保護眼鏡
運転中の機械に頭髮または被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子または作業服
ガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務	マスクまたは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粉じんにあっては防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具または防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有するもの
皮膚に障害を与える物品や皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性作業衣または手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

保護具の例

呼吸用保護具

※作業にあわせて防毒マスク、防じんマスクを間違わないように選ばなければなりません。



化学防護手袋



保護具を使用しての作業の例（接着剤の塗布作業）

※有機溶剤業務には防毒マスクを使用します。
使用時間に応じて吸収缶の交換が必要です。



(3) 危険物の取り扱い（施行規則第20条）

危険物を取り扱うとき、その取扱方法を誤ると災害につながることがあります。

そのため、家内労働者または補助者は、表5の危険物を取り扱う場合には、必要事項を守らなければなりません。

表5 危険物の種類と守らなければならない事項

物品	守らなければならない事項
発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。
酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。
引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。
可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

※表5に掲げる危険物の具体的内容については、表6を参照して下さい。

表6 危険物一覧

種別	名称
発火性の物品	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉
酸化性の物品	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
引火性の物品	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレピン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏65度未満の物品
可燃性のガス	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏15度、1気圧において気体である可燃性の物品
備考	引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ペンスキーマルテンス式」または「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、1気圧のもとで測定した値とする。

(4) 危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

委託者は、家内労働者や補助者に危害を生じるおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与、提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません（10ページ1（4）参照）。

家内労働者は、委託者から交付された書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。これは、家内労働者や補助者が書面を参照しながら作業するためだけでなく、家族にも、緊急の際の応急措置などについて十分知ってもらう必要があるからです。

また、家内労働者または補助者は、上記の書面の注意事項を守るように努めなければなりません。

委託者や家内労働者が上記の措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危害を防止するために、委託者または家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止などを命じたりすることができます。（法第18条）

届出（法第26条）

委託者は、次の届けを労働基準監督署に提出しなければなりません。（施行規則第23条）

※各種申請・届出などの手続きをe-GoVから申請することもできます。（<https://www.e-gov.go.jp/>）

自宅や職場から24時間申請することが可能です。

委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第2号													
委 託 状 況 届													
事業の種類	営業所の名称	営業所の所在地											
		（電話番号）											
		家内労働者数					補助者数					代理人数	
委託業務の内容	委託地域	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満		計
	都 道（ ）												
	府 県（ ）												
	都 道（ ）												
	府 県（ ）												
	都 道（ ）												
	府 県（ ）												
	都 道（ ）												
	府 県（ ）												
備 考													
		年 月 日											
		委託者氏名											
		労働局長 殿											

注 意

1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。

2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（ ）の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者または補助者がけがや病気で4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません。

様式第3号

家内労働死傷病届

(日本工業規格 A列4)

死傷病者 (家内労働者 補助者)	氏名		性別	年令	住所		委託業務 の内容	
委託者	営業所	名称				事業の種類		
	所在地	(電話番号)						
死傷病	発生日時		傷病名又は死因		傷害の部位	症状及び程度	休業日数又は死亡の日時	
	年 月 日 時							
死傷病の原因 及び 発生状況								

年 月 日

委託者氏名

労働局長 殿

注 意

1 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。

2 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

帳簿の備付け(法第27条)

委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかねばなりません。

様式第4号

帳 簿

家内労働者	氏名		性別		生年月日	代理人	氏名		住所	
	住 所						代理業務の範囲			
補助者	氏名		性別	生年月日		特別な 委託条件				
備 考										
委 託										
委託年月日	委託業務の内容	納入させる 物品の数量	工賃の単価	納品の時期	工賃の 支払期日	受領年月日	受領した 物品の数量	支払年月日	支払工賃 総額	通貨以外の 工賃支払方法 とその額

注 意

1 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。

2 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。

3 「特別な委託条件」欄には、当該家内労働者に関し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。

4 「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。

5 「通貨以外の工賃支払とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃総額」の内数とすること。

令和2年4月1日より、帳簿の保存期間が3年間から5年間に延長されました(令和2年4月1日以後に締結される委託に関する契約に係る帳簿の保存期間について適用されます。)

● 申告（法第32条）

家内労働者や補助者は、家内労働法または同法に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局または労働基準監督署に申告することができます。

● 罰則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

【注1】 法第33条～第36条において罰則額が定められていますが、罰金等臨時措置法（昭和23年12月18日法律第251号）第2条により、各条とも、2万円以下の罰金とされています。

【注2】 委託状況届及び家内労働死傷病届について、令和2年12月25日より、署名又は押印が無くても、記名のみで届出が可能となりましたが、他人が委託者になりすまして届出をした場合は、私文書偽造として法令違反になる可能性があります。

また、委託者の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

各種様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099622.html>)

調停申請書は、こちらからダウンロードできます。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000835724.doc>)

また、電子政府の総合窓口から電子申請を行うこともできます。
(<https://www.e-gov.go.jp/>)

Ⅱ 家内労働に関する施策の概要

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、国や都道府県労働局、労働基準監督署では、次のような施策を行っています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払などの工賃支払の確保
- 3 工賃の改善を図るための最低工賃の決定および周知
- 4 危険または有害な業務に従事する家内労働者の安全および衛生の確保
- 5 特定の危険または有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 「インチキ内職」の被害防止
- 7 所得税の計算における必要経費の特例

1 家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導などを行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」（5～6ページ参照）を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

2 工賃支払の確保などについて

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしているので、工賃が不払になったり、遅払になったり、また、突然仕事を打ち切られたりすると、生活に困ることになります。

このため、工賃の支払いの確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

令和6年8月31日現在、93件の最低工賃が決定されています。

業種別最低工賃決定状況（令和6年8月31日現在93件）

業 種		決定件数（件）
繊維工業	織物	3
衣服、その他の繊維製品製造業	ニット製造	3
	既製洋服など	35
	和服・その他	13
紙・紙加工品製造業		4
金属製品製造業		3
電気機械器具等製造業	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、機械器具など	25
その他		7
合 計		93

都道府県別最低工賃決定状況一覧（令和6年8月31日現在93件）

件 名
北海道和服裁縫業
青森県和服裁縫業
青森県男子・婦人既製服製造業
青森県電気機械器具製造業
岩手県既製洋服製造業
岩手県電気機械器具製造業
宮城県男子服・婦人服製造業
宮城県電気機械器具製造業
秋田県通信機器用部分品製造業
秋田県男子服・婦人服・子供服製造業
山形県男子・婦人既製服製造業
福島県横編ニット製造業
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
福島県外衣・シャツ製造業
茨城県男子既製洋服製造業
茨城県電気機械器具製造業
茨城県婦人・子供既製服製造業
栃木県電気機械器具製造業
栃木県衣服製造業
群馬県横編ニット製造業
群馬県婦人服製造業
群馬県電気機械器具製造業
埼玉県紙加工品製造業

件 名
埼玉県足袋製造業
埼玉県縫製業
埼玉県電気機械器具製造業
埼玉県革靴製造業
千葉県婦人既製洋服製造業
東京都電気機械器具製造業
東京都革靴製造業
東京都婦人既製洋服製造業
神奈川県紙加工品製造業
神奈川県スカーフ・ハンカチーフ製造業
神奈川県電気機械器具製造業
新潟県男子・婦人既製洋服製造業
新潟県横編ニット製造業
新潟県作業工具製造業
新潟県洋食器・器物製造業
富山県電気機械器具製造業
富山県ファスナー加工業
福井県衣服製造業
福井県眼鏡製造業
山梨県貴金属製品製造業
山梨県電気機械器具製造業
山梨県婦人服製造業
長野県外衣・シャツ製造業
長野県電気機械器具製造業

件	名
岐阜県男子既製洋服製造業	
岐阜県婦人服製造業	
岐阜県陶磁器上絵付業	
静岡県車両電気配線装置製造業	
愛知県車両電気配線装置製造業	
三重県車両電気配線装置製造業	
滋賀県下着・補整着製造業	
京都府紙加工品製造業	
京都府丹後地区絹織物業	
大阪府男子既製洋服製造業	
兵庫県綿・スフ織物業	
兵庫県靴下製造業	
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業	
兵庫県釣針製造業	
兵庫県電気機械器具製造業	
奈良県靴下製造業	
鳥取県男子服・婦人服製造業	
鳥取県和服裁縫業	
島根県外衣・シャツ製造業	
島根県電気機械器具製造業	
島根県和服裁縫業	
岡山県車両電気配線装置製造業	
広島県既製服縫製業	

件	名
広島県和服裁縫業	
広島県毛筆・画筆製造業	
広島県電気機械器具製造業	
山口県学校服製造業	
徳島県縫製業（下着・ハンカチーフ製造業）	
香川県手袋・ソックスカバー製造業	
愛媛県タオル製造業	
高知県繊維産業	
高知県衛生用紙製造業	
福岡県男子服製造業	
福岡県婦人服製造業	
佐賀県婦人既製服製造業	
長崎県男子既製洋服製造業	
長崎県婦人既製洋服製造業	
熊本県和服裁縫業	
熊本県縫製業	
熊本県電気機械器具製造業	
大分県電気機械器具製造業	
大分県衣服製造業	
宮崎県男子既製洋服製造業	
宮崎県内燃機関電装品製造業	
鹿児島県電気機械器具製造業	
沖縄県縫製業	

4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険または有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くことになります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤などを使用する危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者および補助者に対して、必要な遵守事項などについて周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動などを通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者（以下「家内労働者等」という。）については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の危険有害作業に従事する家内労働者等です。

- プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業
 - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業
 - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る）
 - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 粉じん作業
 - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業
 - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業
 - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 仏壇
 - ② 木製または竹製の食器

特別加入時健康診断

家内労働者等で特別加入を希望し、下表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、当該業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入を行う際に特別加入健康診断を受ける必要があります。

この診断の結果、有害物による中毒などのため療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務にかかわらず特別加入はできません。

また、その業務からの転換が必要と認められる場合には、その業務に係る特別加入はできません。

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)
1	粉じん作業を行う業務	3 年 以 上
2	振動工具使用の業務	1 年 以 上
3	鉛業務	6 か 月 以 上
4	有機溶剤業務	6 か 月 以 上

加入手続

特別加入を希望する場合は、特別加入団体に申し込んでください（特別加入の手続きは、特別加入団体が行います）。新たに特別加入団体を作ろうとしている団体についても同様です。

新たに特別加入団体を作る場合には、「特別加入申請書」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は承認日の属する保険年度の末日までですが、毎年更新していくことができます。

給付基礎日額

労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額となります。

その額は、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円となっています（※2,000円、2,500円、3,000円は家内労働者のみに認められています）。

給付基礎日額として希望する額は、特別加入者の実際の工賃収入額などの所得水準に見合った額としてください。

保険料

保険料は家内労働者等の団体が納付します。その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額となります（次ページ参照）。

保険料率表（令和6年9月1日時点）

作業内容	特別加入保険料率
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	14 / 1000
金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業 ・ 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・ 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	14 / 1000
有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・ 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限り） ・ 木製または合成樹脂製の漆器	5 / 1000
陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・ 粉じん作業 ・ 鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業 ・ 鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業 ・ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	17 / 1000
動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	3 / 1000
木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・ 仏壇 ・ 木製または竹製の食器	18 / 1000

保険給付および特別支給金

家内労働者等が、その作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中に、または作業場に隣接した場所において、家内労働に関する材料、加工品などの積み込み、積み下ろしおよび運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。したがって、自宅と作業場との間、または自宅や作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には保険給付を行いません。

なお、令和2年9月1日以降について、複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気等についても、保険給付が行われるようになりました。

（1） 保険給付

① 療養補償給付（複数事業労働者療養給付）

家内労働者等が業務上の負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院または労災指定病院などで無料で療養を受けられます。そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気により療養を必要とする場合にも、同様に無料の療養または療養に要した費用が支給されます。

② 休業補償給付（複数事業労働者休業給付）

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合にも、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

③ 障害補償給付（複数事業労働者障害給付）

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合にも、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

④ 傷病補償年金（複数事業労働者傷病年金）

業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合にも、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

⑤ 遺族補償給付（複数事業労働者遺族給付）

家内労働者等が業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により死亡した場合にも、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

⑥ 葬祭料（複数事業労働者葬祭給付）

業務上死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしており、複数の作業を要因とする理由により死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

⑦ 介護補償給付（複数事業労働者介護給付）

家内労働者等が業務上の事由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

(2) 特別支給金

① 休業特別支給金

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

② 障害特別支給金

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じ一時金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

③ 遺族特別支給金

家内労働者等の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合はそれぞれ300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

④ 傷病特別支給金

家内労働者等が、業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合には、その障害の程度に応じ一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、さまざまな名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事についてはさまざまな条件をつけて買いたたいたり、仕上り具合を問題にして買い上げを拒否する。
- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額くらいで売りつける。工賃の取り決めはあいまい。
- (3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず、登録料の返還を要求しても応じない。
- (4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は、仕事先の開拓や、それに必要な費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

また、最近では、パソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられた上、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発しています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払いなど委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう関係機関との連携により注意喚起に努めています。

しかし、このような「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通あり得ません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

- (1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。
簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出すこと。
- (2) 収入などの委託条件を十分に確認し、内容は契約書などの書面でもらうこと。
- (3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。
例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者などには特に注意すること。

7 所得税の計算における必要経費の特例について

所得税の計算において、事業所得または雑所得（公的年金等に係るものを除きます。以下同じです。）の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっていますが、家内労働者については、必要経費として55万円まで認める特例があります。

（1）家内労働者の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が55万円未満のときでも、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められます。

（2）家内労働者に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が55万円未満のときは、上記（1）と同様必要経費が合計で55万円まで認められます。この場合には、55万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

（3）家内労働による所得のほか、給与の収入金額がある場合

- ・給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- ・給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与の収入金額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費の合計額とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

詳しくは国税庁ホームページ

（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810.htm>）をご覧ください。か、
国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）をおたずねください。

Ⅲ 家内労働の現状（出典：令和5年度家内労働概況調査）

令和5年10月1日現在の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者

令和5年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は98,035人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は94,262人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は3,773人となっています。

2 家内労働者

（1）推移

家内労働法が制定された昭和45年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年度の1,844,400人がピークでしたが、令和5年度は94,262人となっています。

（2）男女別

家内労働者数を男女別にみると、男性が10,397人であるのに対し、女性は83,865人と全体の89.0%を占めています。

（3）類型別

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が88,523人で全体の93.9%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は4,232人（4.5%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は1,507人（1.6%）となっています。

（4）業種別

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が21,204人（22.5%）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が12,139人（12.9%）となっています。

（5）都道府県別

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が8,479人と最も多く、次いで愛知県が6,963人、大阪府が6,340人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、7,832 人で、家内労働従事者数に占める割合は 8.0% となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、5,677 人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の 72.5% を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数

令和 5 年 10 月 1 日現在の委託者数は、6,869 で、その内訳をみると、製造又は販売業者が 6,515、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が 354 となっています。

(2) 業種別

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が 2,311 (33.6%) と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「電気機械器具製造業」が 752 (10.9%) となっています。

(3) 1 委託者当たりの平均家内労働者数

1 委託者当たりの平均家内労働者数は 13.7 人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が 22.3 人と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が 16.3 人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は 8.9 人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがありますが、その数は令和 5 年 10 月 1 日現在 421 人となっています。

(2) 業種別

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が 63 人 (15.0%) と最も多く、次いで「ゴム製品製造業」が 55 人 (13.1%)、「電気機械器具製造業」が 44 人 (10.5%) となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労

区 分			昭和45年度	48年度	50年度	55年度	60年度	平成2年度	7年度
家内労働従事者数 (対前年度比率)			人 2,017,100	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,725,700 (△5.9%)	人 1,415,500 (△1.9%)	人 1,223,200 (△3.2%)	人 951,800 (△6.0%)	人 576,701 (△12.3%)
家内労働者数 (対前年度比率)			1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△5.5%)	1,313,900 (△2.1%)	1,149,000 (△3.2%)	903,400 (△5.7%)	549,585 (△12.3%)
内 訳	性別	男 性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]	36,443 [6.6%]
		女 性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	844,800 [93.5%]	513,142 [93.4%]
	類型別	専 業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	101,400 [7.7%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]	31,848 [5.8%]
		内 職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [89.1%]	1,189,500 [90.5%]	1,058,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]	512,900 [93.3%]
		副 業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]	4,837 [0.9%]
補 助 者 数			205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116
委 託 者 数			113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：[]は、性及び類型別の構成比である。

第2表 業種別家内労働者

業 種	令和4年度	令和5年度	対前年度比率
総数	人 95,108 100%	人 94,262 100%	% △0.9
食料品製造業	1,743 1.8%	1,514 1.6%	△13.1
繊維工業	21,554 22.7%	21,204 22.5%	△1.6
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,051 1.1%	1,019 1.1%	△3.0
紙・紙加工品製造業	6,195 6.5%	6,087 6.5%	△1.7
印刷・同関連及び出版業	2,776 2.9%	2,610 2.8%	△6.0
ゴム製品製造業	6,034 6.3%	5,625 6.0%	△6.8
皮革製品製造業	1,788 1.9%	1,688 1.8%	△5.6
窯業・土石製品製造業	737 0.8%	726 0.8%	△1.5
金属製品製造業	3,158 3.3%	3,251 3.4%	2.9
電子部品・デバイス製造業	4,159 4.4%	4,127 4.4%	△0.8
電気機械器具製造業	12,564 13.2%	12,139 12.9%	△3.4
情報通信機械器具製造業	563 0.6%	496 0.5%	△11.9
機械器具等製造業	5,311 5.6%	5,658 6.0%	6.5
その他（雑貨等）	27,475 28.9%	28,118 29.8%	2.3

働者数、補助者数及び委託者数の推移

12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度
人 347,084 (△9.2%)	人 216,625 (△4.4%)	人 141,131 (△7.1%)	人 114,655 (△2.1%)	人 108,539 (0.2%)	人 100,462 (△7.4%)	人 98,339 (△2.1%)	人 98,035 (△0.3%)
331,831 (△9.1%)	207,142 (△4.2%)	136,289 (△6.1%)	111,038 (△1.8%)	105,301 (0.2%)	97,122 (△7.8%)	95,108 (△2.1%)	94,262 (△0.9%)
23,888 [7.2%]	18,758 [9.1%]	13,191 [9.7%]	11,840 [10.7%]	11,220 [10.7%]	11,146 [11.5%]	11,141 [11.7%]	10,397 [11.0%]
307,943 [92.8%]	188,384 [90.9%]	123,098 [90.3%]	99,198 [89.3%]	94,081 [89.3%]	85,976 [88.5%]	83,967 [88.3%]	83,865 [89.0%]
16,914 [5.1%]	10,813 [5.2%]	5,900 [4.3%]	5,343 [4.8%]	4,905 [4.7%]	4,512 [4.6%]	4,308 [4.5%]	4,232 [4.5%]
311,835 [94.0%]	193,778 [93.6%]	129,577 [95.1%]	104,929 [94.5%]	99,244 [94.2%]	91,508 [94.2%]	89,278 [93.9%]	88,523 [93.9%]
3,082 [0.9%]	2,551 [1.2%]	812 [0.6%]	766 [0.7%]	1,152 [1.1%]	1,102 [1.1%]	1,522 [1.6%]	1,507 [1.6%]
15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231	3,773
24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017	6,869

注3：昭和45年度から平成2年度までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

数及び主な家内労働業務

主な家内労働業務
貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
衣服の縫製、ニット編立て、撚糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鋳込み
洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品の組立・検査
コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
自動車部品組立、航空機部品組立
貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働 従事者数	家内労働者数	補助者数	委託者数	代理人数
	人	人	人		
全国	98,035	94,262	3,773	6,869	421
北海道	1,038	1,033	5	85	0
青森県	777	773	4	65	0
岩手県	1,112	1,095	17	102	2
宮城県	970	964	6	102	2
秋田県	1,265	1,220	45	125	0
山形県	1,622	1,597	25	151	2
福島県	1,860	1,835	25	159	13
茨城県	2,055	1,965	90	146	83
栃木県	961	931	30	109	2
群馬県	3,630	3,371	259	209	11
埼玉県	4,387	4,301	86	358	14
千葉県	1,798	1,750	48	125	2
東京都	8,790	8,479	311	785	5
神奈川県	1,433	1,425	8	87	3
新潟県	2,355	2,262	93	180	6
富山県	1,158	1,102	56	107	27
石川県	1,499	1,423	76	142	0
福井県	1,641	1,575	66	150	1
山梨県	1,531	1,496	35	157	0
長野県	3,474	3,394	80	234	1
岐阜県	2,020	1,821	199	153	1
静岡県	6,463	6,278	185	274	77
愛知県	7,364	6,963	401	342	28
三重県	2,689	2,603	86	121	0
滋賀県	3,253	3,212	41	165	5
京都府	2,754	2,663	91	188	2
大阪府	6,621	6,340	281	380	31
兵庫県	3,382	2,903	479	161	3
奈良県	1,921	1,893	28	144	11
和歌山県	699	504	195	33	13
鳥取県	981	963	18	96	2
島根県	719	676	43	89	3
岡山県	2,719	2,626	93	135	0
広島県	1,972	1,931	41	122	32
山口県	1,033	1,020	13	86	1
徳島県	523	517	6	43	23
香川県	1,189	1,149	40	97	4
愛媛県	1,892	1,869	23	159	0
高知県	534	518	16	33	2
福岡県	1595	1553	42	104	0
佐賀県	826	796	30	81	0
長崎県	212	212	0	31	0
熊本県	1,163	1,148	15	107	0
大分県	320	318	2	25	0
宮崎県	947	910	37	61	8
鹿児島県	655	652	3	41	1
沖縄県	233	233	0	20	0

第 4 表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	総数	性別		類型別		
		男	女	専業	内職	副業
	人	人	人	人	人	人
総 数	7,832 (485) 100.0%	1,730 (120) 22.1%	6,102 (365) 77.9%	1,318 (124) 16.8%	6,453 (353) 82.4%	61 (8) 0.8%
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	470 (51) 100.0%	264 (16) 56.2%	206 (35) 43.8%	244 (34) 51.9%	219 (15) 46.6%	7 (2) 1.5%
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	646 (43) 100.0%	283 (3) 43.8%	363 (40) 56.2%	157 (21) 24.3%	483 (22) 74.8%	6 (0) 0.9%
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	218 (2) 100.0%	54 (1) 24.8%	164 (1) 75.2%	19 (1) 8.7%	196 (0) 89.9%	3 (1) 1.4%
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	354 (52) 100.0%	255 (12) 72.0%	99 (40) 28.0%	259 (25) 73.2%	92 (27) 26.0%	3 (0) 0.8%
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	5,677 (249) 100.0%	750 (35) 13.2%	4,927 (214) 86.8%	615 (38) 10.8%	5,021 (206) 88.4%	41 (5) 0.7%
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	8 (1) 100.0%	6 (1) 75.0%	2 (0) 25.0%	7 (1) 87.5%	0 (0) 0.0%	1 (0) 12.5%
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	423 (79) 100.0%	99 (50) 23.4%	324 (29) 76.6%	0 (0) 0.0%	423 (79) 100.0%	0 (0) 0.0%
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	54 (8) 100.0%	23 (2) 42.6%	31 (6) 57.4%	25 (5) 46.3%	29 (3) 53.7%	0 (0) 0.0%

注 1： 2 種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に 1 人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注 2： () は、補助者数（内数）である。

家内労働法に関するお問合せは都道府県労働局労働基準部賃金課(室)または最寄りの労働基準監督署へ

都道府県労働局労働基準部賃金課(室)所在地一覧

都道府県	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2311	060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青 森	017-734-4114	030-8558	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎
岩 手	019-604-3008	020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮 城	022-299-8841	983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋 田	018-883-4266	010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山 形	023-624-8224	990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福 島	024-536-4604	960-8513	福島県福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎3階
茨 城	029-224-6216	310-8511	茨城県水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎
栃 木	028-634-9109	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群 馬	027-896-4737	371-8567	群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
埼 玉	048-600-6205	330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階
千 葉	043-221-2328	260-8612	千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東 京	03-3512-1614	102-8306	東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎
神奈川	045-211-7354	231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新 潟	025-288-3504	950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
富 山	076-432-2735	930-8509	富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎
石 川	076-265-4425	920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福 井	0776-22-2691	910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階
山 梨	055-225-2854	400-8577	山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号
長 野	026-223-0555	380-8572	長野県長野市中御所1丁目22-1
岐 阜	058-245-8104	500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静 岡	054-254-6315	420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎
愛 知	052-972-0258	460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
三 重	059-226-2108	514-8524	三重県津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎4階
滋 賀	077-522-6654	520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階
京 都	075-241-3215	604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大 阪	06-6949-6502	540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵 庫	078-367-9154	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈 良	0742-32-0206	630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1152	640-8581	和歌山県和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階
鳥 取	0857-29-1705	680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89-9
島 根	0852-31-1158	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎
岡 山	086-225-2014	700-8611	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広 島	082-221-9244	730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館
山 口	083-995-0372	753-8510	山口県山口市巾着町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳 島	088-652-9165	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎
香 川	087-811-8919	760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階
愛 媛	089-935-5205	790-8538	愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
高 知	088-885-6024	781-9548	高知県高知市南金田1番39号
福 岡	092-411-4578	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐 賀	0952-32-7179	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長 崎	095-801-0033	850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル
熊 本	096-355-3202	860-8514	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟
大 分	097-536-3215	870-0037	大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル
宮 崎	0985-38-8836	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-223-8278	892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
沖 縄	098-868-3421	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和6年度版

令和7年度 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する意見収集結果

R7.5.2 現在

	区分	依頼数		回収状況	
		委託者	家内労働者	委託者	家内労働者
1	男子服	1	10	1	9
2	婦人服	1	1	0	0
合計		2	11	1	9
回収率				50.0%	81.8%

令和7年度 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集結果
(委託者)

【 既製服と注文服について 】

既製服のみ	0	0%
注文服のみ	0	0%
既製服と注文服	1	100%
無回答	0	0%
合計	1	100%

経営状況について

現状について(令和6年4月～令和7年3月)

良い	0	0%
変わらない	0	0%
悪い	1	100%
無回答	0	0%
合計	1	100%

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃を改正すべきか

改正すべき	1	100%
改正する必要はない	0	0%
無回答	0	0%
合計	1	100%

今後の見通しについて(令和7年4月～令和8年3月)

良くなる	0	0%
変わらない悪くなる	1	100%
悪くなる	0	0%
無回答	0	0%
合計	1	100%

標準作業時間について見直しの必要があるか

見直す必要がある	1	100%
見直す必要はない	0	0%
無回答	0	0%
合計	1	100%

家内労働者への委託状況について

増加する	0	0%
変わらない	0	0%
減少する	1	100%
無回答	0	0%
合計	1	100%

最低工賃の品目規格の追加、削除について

現在設定されている工程で良い	1	100%
工程を新しく追加する	0	0%
一部の工程を削除	0	0%
無回答	0	0%
合計	1	100%

家内労働者の選定の要素(複数回答可)

仕上りの良さ	1	50%
仕事の速さ	1	50%
工賃額	0	0%
生地の種類	0	0%
その他	0	0%
無回答	0	0%
合計	2	100%

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃を知っていたか

すべて知っていた	0	0%
一部知っていた	1	100%
まったく知らなかった	0	0%
無回答	0	0%
合計	1	100%



鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃を知った機会
(複数回答可)

業界の資料	0	0%
労働局の資料	1	100%
労働局のホームページ	0	0%
その他	0	0%
無回答	0	0%
合計	1	100%

家内労働者の工賃の決定の要素(複数回答可)

仕事の精度	1	50%
仕事の速さ	1	50%
生地の種類	0	0%
発注量	0	0%
その他	0	0%
無回答	0	0%
合計	2	100%

男子服 工程別の受託量・最低工賃額・標準作業時間等(委託者用)

別表

品目	工程	規 格	最低工賃額	改正すべき 最低工賃額	標準作業時間	適正な 標準作業時間	今後の委託量
背 広 上 衣	そで付け裏まつり	1枚につき	115円	120円	16分 00秒	20分	同じ
	そで口裏まつり	1枚(28cm×2)につき	58円		8分 00秒		
	見返し7mm星入れ	75cmにつき	51円	60円	7分 00秒	10分	同じ
	ベントツまつり	1か所(6cm)につき	11円		1分 30秒		
	背すそまつり	1枚につき	36円		5分 00秒		
	そであきまつり	1枚につき	15円		2分 00秒		
	えり折り返し裏まつり	1枚につき	15円		2分 00秒		
	背裏鎖止め	1か所につき	15円		2分 00秒		
	肩裏まつり	1枚につき	36円		5分 00秒		
	そで裏星入れ	1枚につき	29円	30円	4分 00秒	5分	無回答
	ベントツ止め	1か所につき	4円		0分 30秒		
	カード付け	カード1枚につき	8円		0分 30秒		
	糸くず取り	1枚につき	58円		8分 00秒		
ズ ボ ン	掛小 けま た 千 鳥	後身内また上部 について行うもの	1本につき	15円	2分 00秒		
		わたり部について 行うもの	1本につき	22円	3分 00秒		
	ボタン付け	1個につき	8円		1分 00秒		
	腰裏後端まつり	1本につき	8円		1分 00秒		
	糸くず取り	1本につき	22円		3分 00秒		

令和7年度 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関するアンケート結果 (家内労働者)

性別

男	0	0%
女	9	100%
無回答	0	0%
合計	9	100%

年齢

10代	0	0%
20代	0	0%
30代	0	0%
40代	0	0%
50代	1	11%
60代	1	11%
70歳以上	7	78%
無回答	0	0%
合計	9	100%

衣類関係の家内労働従事年数

月数は切捨て

1年未満	0	0%
1年～5年	1	11%
6年～10年	3	33%
11年～15年	3	33%
16年～20年	1	11%
21年～30年	0	0%
31年以上	1	11%
無回答	0	0%
合計	9	100%

家内労働の形態

専業	3	33%
副業	0	0%
内職	6	67%
無回答	0	0%
合計	9	100%

令和7年3月の作業日数

1日～5日	0	0%
6日～10日	0	0%
11日～15日	2	22%
16日～20日	1	11%
21日～25日	4	44%
26日～31日	2	22%
無回答	0	0%
合計	9	100%

今後の仕事の量・内容について

仕事の量

今のままで良い	9	100%
増やしたい	0	0%
減らしたい	0	0%
その他	0	0%
無回答	0	0%
合計	9	100%

仕事の内容

今のままで良い	9	100%
単価の高いものがしたい	0	0%
違う作業がしたい	0	0%
その他	0	0%
無回答	0	0%
合計	9	100%

最低工賃を改正すべきか

改正すべき	6	67%
改正する必要はない	0	0%
無回答	3	33%
合計	9	100%

標準作業時間を見直すべきか

見直す必要がある	4	44%
見直す必要はない	2	22%
無回答	3	33%
合計	9	100%

最低工賃の工程の追加、削除について

今のままで良い	4	44%
工程の改正を希望する	2	22%
無回答	3	33%
合計	9	100%

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃について

すべて知っていた	1	11%
一部知っていた	4	44%
知らなかった	4	44%
無回答	0	0%
合計	9	100%

左記最低工賃を知っていたと答えた労働者のうち、知った機会は(複数回答可)

委託されている会社の関係者から	4	44%
世話役の家内労働者から	0	0%
労働局の資料などで	2	22%
ホームページで	0	0%
その他	1	11%
無回答	2	22%
合計	9	100%

男子服 工程別の受託量・最低工賃額・標準作業時間等(家内労働者用)

別表(1/2)

品目	工程	規 格	最低工賃額	改正すべき 最低工賃額	標準作業時間	見直しが必要と 思われる 標準作業時間	工程に費やした 実際の作業時間
背 広 上 衣	そで付け裏まつり	1枚につき	115円	200円	16分 00秒	30分	17分
				130円		30分	30分
				140円		17分	17分 10秒
				140円			
	そで口裏まつり	1枚(28cm×2)につき	58円	100円	8分 00秒	15分	8分
				70円		9分	8分 40秒
	見返し7mm星入れ	75cmにつき	51円		7分 00秒		6分
	ベントまつり	1か所(6cm)につき	11円	20円	1分 30秒	2分	1分 30秒
							2分
	背すそまつり	1枚につき	36円	40円	5分 00秒	6分	5分
							6分
							6分 10秒
	そであきまつり	1枚につき	15円		2分 00秒		2分
	えり折り返し裏まつり	1枚につき	15円		2分 00秒		2分
	背裏鎖止め	1か所につき	15円	20円	2分 00秒	2分 30秒	1分
							1分 30秒
							2分 15秒

品目	工 程		規 格	最低工賃額	改正すべき 最低工賃額	標準作業時間	見直しが必要と 思われる 標準作業時間	工程に費やした 実際の作業時間
背 広 上 衣	肩裏まつり		1枚につき	36円		5分 00秒		5分
	そで裏星入れ	1枚につき	29円	30円	4分 00秒	4分 30秒	4分	
				30円			7分	
				35円			4分 20秒	
	ベントツ止め		1か所につき	4円		0分 30秒		30秒
	カード付け		カード1枚につき	8円		0分 30秒		30秒
	糸くず取り	1枚につき	58円	60円	8分 00秒	10分	7分	
				70円		12分 30秒	7分	
				70円			12分 30秒	
ズ ボ ン	千小 鳥ま 掛た け	後身内また上部に ついて行うもの	1本につき	15円		2分 00秒		
		わたり部について 行うもの	1本につき	22円		3分 00秒		
	ボタン付け		1個につき	8円		1分 00秒		
	腰裏後端まつり		1本につき	8円		1分 00秒		
	糸くず取り		1本につき	22円		3分 00秒		